

目次

「多年度にわたる基金事業のPDCA強化」
に関する事業別の取組状況(個票)

2023年12月

No.	所管省庁	基金の名称	基金事業名	ページ
1	内閣府	革新的研究開発推進基金	健康・医療分野におけるムーンショット型研究開発等事業	1
	文科省			
	厚労省			
	経産省			
2	内閣府	革新的研究開発推進基金	ワクチン・新規モダリティ研究開発事業	9
	文科省			
	厚労省			
	経産省			
3	総務省	デジタル基盤改革支援基金	デジタル基盤改革支援補助金	13
4	総務省	革新的情報通信技術研究開発推進基金	Beyond 5G 研究開発促進事業	17
5	総務省	デジタルインフラ整備基金	データセンター、海底ケーブル等の地方分散によるデジタルインフラ強靱化事業	21
6	文科省	革新的研究開発推進基金	ムーンショット型研究開発事業	25
7	文科省	学術研究助成基金	科学研究費助成事業	31
8	文科省	創発的研究推進基金	創発的研究推進事業	37
9	文科省	創発的研究推進基金	次世代研究者挑戦的研究プログラム	41
10	文科省	経済安全保障重要技術育成基金	経済安全保障重要技術育成プログラム	45
11	文科省	革新的研究開発推進基金	ワクチン開発のための世界トップレベル研究開発拠点の形成事業	51
12	厚労省	ワクチン生産体制等緊急整備基金	ワクチン生産体制等緊急整備事業	55
13	厚労省	革新的研究開発推進基金	ワクチン開発推進事業	63
14	厚労省	医療情報化支援基金	医療提供体制設備整備交付金	67
15	厚労省	地域医療再生基金	被災地域における地域医療の再生支援事業	73
16	厚労省	地域医療介護総合確保基金	地域医療介護総合確保基金事業	77
17	こ家庁	安心こども基金	新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援等	81
18	農水省	革新的研究開発推進基金	ムーンショット型農林水産研究開発事業	85
19	経産省	グリーンイノベーション基金	グリーンイノベーション基金事業	91
20	経産省	国内投資促進基金	サプライチェーン対策のための国内投資促進事業	101
21	経産省	ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金	ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業	105
22	経産省	ムーンショット型研究開発基金	ムーンショット型研究開発事業	111
23	経産省	特定半導体基金	先端半導体の国内生産拠点の確保	115
24	経産省	経済安全保障重要技術育成基金	経済安全保障重要技術育成プログラム	119
25	経産省	国内投資促進基金	ワクチン生産体制強化のためのバイオ医薬品製造拠点等整備事業	123
26	経産省	国内投資促進基金	蓄電池の国内生産基盤確保のための先端生産技術導入・開発促進事業	127
27	経産省	革新的研究開発推進基金	創薬ベンチャーエコシステム強化事業	131
28	経産省	廃炉・汚染水・処理水対策基金	廃炉・汚染水・処理水対策事業	135

※本資料は左ページに前々回(2022年5月)の個票を、右ページに今回フォローアップした個票を並べている。
※なお、経済安全保障重要技術育成プログラム(文部科学省所管及び経済産業省所管)に関しては、前回(2023年5月)の個票を左ページに並べている。

2022年5月にフォローアップしたPDCAの枠組み

所 管 府 省	内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省
基 金 名	革新的研究開発推進基金
基 金 事 業 名	健康・医療分野におけるムーンショット型研究開発等事業
基 金 の 造 成 法 人 等	国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築	<p>①アクティビティ： ・我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発（ムーンショット）を推進。 等</p> <p>②アウトプット： （例） ・プロジェクトマネージャー（PM）採択実績。 等</p> <p>③アウトカム： （例） ・2040年までに、免疫システムや睡眠の制御等により健康を維持し疾患の発症・重症化を予防するための技術や、日常生活の場面で個人の心身の状態を可視化・予測し、各人に最適な健康維持の行動を自発的に促す技術を開発することで、心身共に健康を維持できる社会基盤を構築する。 等</p> <p>④インパクト： ・ムーンショット目標7（※）の実現。 等</p> <p>※2040年までに、主要な疾患を予防・克服し100歳まで健康不安なく人生を楽しむためのサステイナブルな医療・介護システムを実現。</p>
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： ＜点検・評価の流れ＞ 12～1月頃：研究推進法人（AMED）は外部有識者（アドバイザー）を交えたプロジェクトの自己評価を行う（研究開始時点3年目及び5年目にはムーンショット型研究開発事業課題評価委員会における外部評価を実施する）。 2～3月頃：研究推進法人は評価結果を内閣府及び戦略推進会議に報告する。戦略推進会議は、研究推進法人に対し、全体俯瞰的な視点からプロジェクト構成の考え方等について助言を行う。 3月頃：研究推進法人は、ポートフォリオ等の見直しを行うとともに、各プロジェクトの実施内容について見直しを行う。 9月 末：研究推進法人は、科技イノベ法に基づき、毎事業年度終了後6カ月</p>

構築したPDCAの枠組みに基づく事業の取組状況

所 管 府 省	内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省
基 金 名	革新的研究開発推進基金
基 金 事 業 名	健康・医療分野におけるムーンショット型研究開発等事業
基 金 の 造 成 法 人 等	国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築 ※前回から変更あり	<p>タグ：【MS】ムーンショット型研究開発事業、【AG】革新的医療技術研究開発推進事業（産学官共同型）（AIMGAIN） ※令和4年度途中よりAG事業が開始したことを踏まえ、AGの取組についても記載している。</p> <p>① アクティビティ： 【MS】我が国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発（ムーンショット）を推進。 等 【AG】単独のアカデミアや企業では取り組みにくい領域等について、スタートアップを含めた幅広い産学連携での世界最高水準の医療に資する研究開発を実施。</p> <p>②アウトプット： （例） 【MS】プロジェクトマネージャー（PM）採択実績。 等 【AG】公募における応募件数および採択件数、採択課題の伴走支援として開催した連携のための会議の回数。 等</p> <p>③アウトカム： （例） 【MS】2040年までに、免疫システムや睡眠の制御等により健康を維持し疾患の発症・重症化を予防するための技術や、日常生活の場面で個人の心身の状態を可視化・予測し、各人に最適な健康維持の行動を自発的に促す技術を開発することで、心身共に健康を維持できる社会基盤を構築する。 等 【AG】複数のアカデミアと業界（創薬、医療機器、ヘルスケア等）を超えた複数の企業が連携し、オープンイノベーションにより共同研究を進め、個社での社会実装につながる成果を得ること。 等</p> <p>④インパクト： 【MS】ムーンショット目標7（※）の実現。 等 ※2040年までに、主要な疾患を予防・克服し100歳まで健康不安なく人生を楽しむためのサステイナブルな医療・介護システムを実現。 【AG】参加機関による幅広い知財の創出や社会実装につながる。本事業での産学官共同研究が今後の連携のモデルとなり、医療分野におけるイノベーションエコシステムの強化につながる。 等</p>
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： 【MS】 ・内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣は、科技イノベ法に基づき、研究推進法人から提出された業務報告書に意見を付して、国会に報告を行った。国会報告は内閣府HPで公表した。 実施時期：令和4年11月25日 https://www8.cao.go.jp/iryou/pdf/ms_r03.pdf</p> <p>・研究推進法人（AMED）は外部有識者（アドバイザー）を交えたプロジェクトの自己評価を行った（研究開始時点3年目及び5年目にはムーンショット型研究開発事業課題評価委員会における外部評価を実施することとしている）。</p>

	<p>以内に主務大臣あてに当該事業年度の業務報告書を提出する。</p> <p>11月頃：内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣は、科技イノベ法に基づき、研究推進法人から提出された業務報告書に意見を付して、国会に報告を行う。国会報告は内閣府ホームページで公表する。</p> <p>※基金の性質上、プロジェクトの採択は毎年度ではなく必要に応じたタイミングで実施する。支払いは複数年度にわたり行う。</p> <p>※上記の点検・評価を踏まえて、第1四半期に基金の規模が過大となっていないか等の検証を実施し、9月末に公表予定の基金シートにおいて、保有割合、使用見込みの低い基金等の該当の有無などを公表。</p> <p><実施体制></p> <p>戦略推進会議：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府に設置。関係府省及び外部有識者より構成。 <p>ムーンショット型研究開発事業課題評価委員会：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AMEDに設置。評価時期（事前、中間事後）に応じて外部有識者を選定。 <p>ムーンショット型研究開発事業におけるアドバイザー：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AMEDが委嘱。外部有識者4名。 <p>②四半期ごとの基金残高等の公表：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各四半期の支出額・交付決定額と各四半期末時点の基金残高について、期末後2か月以内を目途に、法人のHPにおいて公表（なお、採択案件の支出額・交付決定額については、期末後1か月以内を目途に公表。）。
--	---

	<p>実施時期：令和5年1月頃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究推進法人は評価結果を内閣府及び戦略推進会議に報告した。戦略推進会議は、研究推進法人に対し、全体俯瞰的な視点からプロジェクト構成の考え方等について助言を行った。 実施時期：令和5年3月24日 https://www8.cao.go.jp/cstp/moonshot/senryakusuishin/8th/8th.html ・研究推進法人は、ポートフォリオ等の見直しを行うとともに、各プロジェクトの実施内容について見直しを行った。 実施時期：令和5年3月頃 <p>上記の点検・評価を踏まえて、第1四半期に基金の規模が過大となっていないか等の検証を実施し、9月末に公表の基金シートにおいて、「保有割合」、「使用見込みの低い基金等の該当の有無」などを公表した。 https://www.cao.go.jp/yosan/kikin_4_4.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AMEDは、研究・経営評議会の意見も踏まえ、当該事業年度における業務の実績について自ら評価を実施した。毎事業年度終了後3か月以内に主務大臣（内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣）あてに評価結果を提出するとともに、公表した。 実施時期：令和5年6月29日 https://www.amed.go.jp/content/000115949.pdf ・日本医療研究開発機構審議会において、業務実績に係る自己評価について意見交換等を実施した。 実施時期：令和5年8月2日 https://www8.cao.go.jp/iryou/council/20230802/summary.html ・AMEDの自己評価を踏まえ、主務大臣による業務の実績の評価を実施した。 実施時期：令和5年8月頃 https://www8.cao.go.jp/hyouka/doppou/pdf/2022iryoudenkyuu.pdf ・AMEDは、科技イノベ法に基づき、毎事業年度終了後6か月以内に主務大臣あてに当該事業年度の業務報告書を提出した。 実施時期：令和5年9月頃 ・研究推進法人（AMED）はムーンショット型研究開発事業課題評価委員会における外部評価を実施した。 実施時期：令和5年10月頃 ・研究推進法人は評価結果を内閣府及び戦略推進会議に報告した。戦略推進会議は、研究推進法人に対し、全体俯瞰的な視点からプロジェクト構成の考え方等について助言を行った。 実施時期：令和5年11月10日 <p>【AG】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣は、科技イノベ法に基づき、AMEDから提出された業務報告書に意見を付して、国会に報告した。国会報告は内閣府HPで公表した。 公表時期：令和4年11月25日 https://www8.cao.go.jp/iryou/pdf/ms_r03.pdf ・上記の点検・評価を踏まえて、第1四半期に基金の規模が過大となっていないか等の検証を実施し、9月末に公表の基金シートにおいて、「保有割
--	--

(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラムディレクター (PD) は、研究開発の進捗状況を常に把握して、研究の順調に進捗しているものには、資源の重点配分をしていく、あるいは成果が全く見込まれないと認められる場合にはプロジェクトを中止するなど、常にポートフォリオを見直ししながら、関係するプロジェクトを統括するPMIに対して統一的な指揮・監督を実施する。 ・PDは、外部評価の結果や戦略推進会議の助言等を踏まえ、ポートフォリオの見直しを主導する。 ・AMEDは、外部評価及び自己評価の結果を戦略推進会議に報告し、同評価の結果や同会議の助言を踏まえて、PDと協議した上で、プロジェクトの継続、加速・減速、変更、終了等（ポートフォリオの見直し等）を決定する。

	<p>合」、「使用見込みの低い基金等の該当の有無」などを公表した。 https://www.cao.go.jp/yosan/kikin_4_4.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AMEDは、研究・経営評議会の意見も踏まえ、当該事業年度における業務の実績について自ら評価を実施した。毎事業年度終了後3か月以内に主務大臣（内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣）あてに評価結果を提出するとともに、公表した。 実施時期：令和5年6月29日 https://www.amed.go.jp/content/000115949.pdf ・日本医療研究開発機構審議会において、業務実績に係る自己評価について意見交換等を実施した。 実施時期：令和5年8月2日 https://www8.cao.go.jp/iryuu/council/20230802/summary.html ・AMEDの自己評価を踏まえ、主務大臣による業務の実績の評価を実施した。 実施時期：令和5年8月頃 ・AMEDは、科技イノベ法に基づき、毎事業年度終了後6か月以内に主務大臣あてに当該事業年度の業務報告書を提出した。 実施時期：令和5年9月頃 <p>② 四半期ごとの基金残高等の公表：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AMED HP 公表時期：【MS】【AG】の両者とも下表の通り。 <table border="1" data-bbox="1496 730 2063 922"> <thead> <tr> <th></th> <th>期末後1か月以内を目途に公表するもの</th> <th>期末後2か月以内を目途に公表するもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2四半期</td> <td>令和4年10月末</td> <td>令和4年11月末</td> </tr> <tr> <td>第3四半期</td> <td>令和5年1月末</td> <td>令和5年2月末</td> </tr> <tr> <td>第4四半期</td> <td>令和5年4月末</td> <td>令和5年5月末</td> </tr> <tr> <td>第1四半期</td> <td>令和5年7月末</td> <td>令和5年8月末</td> </tr> <tr> <td>第2四半期</td> <td>令和5年10月末</td> <td>令和5年11月末</td> </tr> </tbody> </table> <p>https://www.amed.go.jp/koukai/other.html</p>		期末後1か月以内を目途に公表するもの	期末後2か月以内を目途に公表するもの	第2四半期	令和4年10月末	令和4年11月末	第3四半期	令和5年1月末	令和5年2月末	第4四半期	令和5年4月末	令和5年5月末	第1四半期	令和5年7月末	令和5年8月末	第2四半期	令和5年10月末	令和5年11月末
	期末後1か月以内を目途に公表するもの	期末後2か月以内を目途に公表するもの																	
第2四半期	令和4年10月末	令和4年11月末																	
第3四半期	令和5年1月末	令和5年2月末																	
第4四半期	令和5年4月末	令和5年5月末																	
第1四半期	令和5年7月末	令和5年8月末																	
第2四半期	令和5年10月末	令和5年11月末																	
(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	<p>【MS】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AMEDは、令和4年度に実施した自己評価の結果を戦略推進会議に報告し、順調に研究開発が進捗しているという同評価の結果や、研究開発の弱い部分を補強するとともに社会実装を見据えてELSIを重視するべきとの同会議の助言を踏まえて、PDと協議した上で、令和4年度に新たに4人のPM（プロジェクトマネージャー）を採択し、それに伴いポートフォリオの見直しを実施するとともに、ELSIアドバイザーを新たに委嘱するなど取組を強化した。 ・AMEDは、上記を踏まえて実施した研究開発について、令和5年10月に実施した外部評価の結果を同年11月に戦略推進会議に報告し、Feasibility Studyプロジェクトの中止や、プログラム全体では順調に研究開発が進捗しているという同評価の結果を踏まえ、同会議の助言に従いポートフォリオの見直しを実施する。 <p>【AG】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年8月に、AMEDの自己評価を踏まえた令和3年度における主務大臣による業務の実績の評価を実施し、より早期の実用化や社会実装に向けて、スタートアップ企業を含め産業界との連携が必要とされた。 ・当該評価結果を踏まえ、スタートアップ企業を含めた体制で研究開発を行う課題の公募を令和5年9月より開始した。 																		

(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・戦略推進会議は、内閣府副大臣を座長、座長代理に内閣府大臣政務官とし、アカデミア、産業界、総合科学技術・イノベーション会議委員等の外部有識者がメンバーに加わっている。戦略推進会議からの助言は、ポートフォリオ等の見直しに反映される。 ・戦略推進会議における議論に関して、健康・医療戦略推進本部に置かれ、外部有識者から構成される健康・医療戦略推進専門調査会は、原則として毎年度報告を受け、本制度全体の推進に関し、大局的見地から助言することとしている。 ・AMEDに設置するムーンショット型研究開発事業課題評価委員会は外部有識者から構成されるほか、研究開発や数理学の専門家等の分野の外部有識者をアドバイザーとして委嘱している。
備 考	—

(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み	<p>【MS】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戦略推進会議は、内閣府副大臣を座長、座長代理に内閣府大臣政務官とし、アカデミア、産業界、総合科学技術・イノベーション会議委員等の外部有識者がメンバーに加わっている。令和4年3月23日開催の第5回会議における戦略推進会議から、研究開発の弱い部分を補強するべきとの助言や、ELSIの取組の重要性についての助言も踏まえ、PMを新たに採択するとともにELSIの取組を強化した。 ・健康・医療戦略推進本部に置かれ、外部有識者から構成される健康・医療戦略推進専門調査会からは、令和4年5月17日に開催の第31回調査会において、ELSIの取組を進めるべきとの助言を受け、ELSIの取組を強化した。 ・AMEDに設置するムーンショット型研究開発事業課題評価委員会は外部有識者から構成されるほか、研究開発や数理学の専門家等の分野の外部有識者をアドバイザーとして委嘱し、研究開発上の課題等についてアドバイスを受けた。 ・ムーンショット型研究開発事業課題評価委員会により令和5年10月に実施された外部評価において、Feasibility Studyとして採択された課題について「中止が妥当」との評価がなされたことを受け、当該課題について中止とする予定。 <p>【AG】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AMEDに設置される課題評価委員会、経営戦略会議は外部有識者を構成員としており、プログラムスーパーバイザーの下、これらの会議における課題評価の結果や会議における助言等を踏まえつつ、研究課題の採択や予算配分等の研究開発に係る戦略の見直しや、課題の進捗管理を行った。 ・日本医療研究開発機構審議会の構成員は研究開発者や企業経営者等の外部有識者から構成されている。 ・また、日本医療研究開発機構審議会は議事録等の審議内容を外部に公開している。
備 考	—

2022年5月にフォローアップしたPDCAの枠組み

所 管 府 省	内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省
基 金 名	革新的研究開発推進基金
基 金 事 業 名	ワクチン・新規モダリティ研究開発事業
基 金 の 造 成 法 人 等	国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED)
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築	<p>①アクティビティ：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン開発・生産体制強化戦略（令和3年6月1日閣議決定）に基づき、重点感染症を対象とすることを基本として、特に我が国としてワクチン開発の優先度が高いものに対するワクチンの実用化に向けた研究開発を推進する。また、感染症ワクチンへの応用可能性が期待されるモダリティの研究開発を推進する。 <p>②アウトプット：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン・新規モダリティの研究開発を推進する体制整備。 ・ワクチン開発に資する革新的な新規モダリティや感染症ワクチンの研究開発の進捗及びその研究成果の創出。 ・有事の際ワクチン開発を迅速に推進するための体制等の構築。 <p>③アウトカム：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発を推進する感染症ワクチンについて、非臨床試験及び臨床試験の実施。 <p>④インパクト：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症有事にいち早く、安全で有効な、国際的に貢献できるワクチンを国内外に届ける。
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価：</p> <p><点検・評価の流れ></p> <p>6月 末：AMEDは、研究・経営評議会の意見も踏まえ、当該事業年度における業務の実績について自ら評価を実施。毎事業年度終了後3カ月以内に主務大臣（内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣）あてに評価結果を提出するとともに、公表。</p> <p>8月 頃：日本医療研究開発機構審議会において、業務実績に係る自己評価について意見交換等を実施。</p> <p>9月 頃：AMEDの自己評価を踏まえ、主務大臣による業務の実績に関する評価を実施。</p> <p>9月 末：AMEDは、科技イノベーションに基づき、毎事業年度終了後6カ月以内に主務大臣あてに当該事業年度の業務報告書を提出。</p> <p>11月頃：内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣は、科技イノベーションに基づき、AMEDから提出された業務報告書に意見を付して、国会に報告。国会報告は内閣府ホームページで公表。</p> <p>※また、AMEDは、事業における課題評価として、研究開発予定期間が5年以上である課題について、研究開発開始後3年程度を目安として「課題評価委員会」による中間評価を実施し、研究開発計画の達成度等を評価。また、課題終了後に事後評価等を実施。</p> <p>※上記の点検・評価を踏まえて、第1四半期に基金の規模が過大となっていないか等の検証を実施し、9月末に公表予定の基金シートにおいて、保有割合、使用見込みの低い基金等の該当の有無などを公表。</p>

構築したPDCAの枠組みに基づく事業の取組状況

所 管 府 省	内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省
基 金 名	革新的研究開発推進基金
基 金 事 業 名	ワクチン・新規モダリティ研究開発事業
基 金 の 造 成 法 人 等	国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED)
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築	
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AMEDは、ワクチン・新規モダリティ研究開発事業「採択・評価会」及び「課題評価委員会」において、採択（応募）課題に係る事前評価を行った。 実施時期：令和4年4月8日、5月30日、6月7日、8月22日、12月8日、12月9日、令和5年1月25日、2月16日、7月18日、7月19日、7月24日、9月24日 ・研究・経営評議会において、業務の実績に係るAMEDによる自己評価に当たり意見を述べた。 実施時期：令和4年6月9日 実施時期：令和5年6月8日 ・AMEDは、研究・経営評議会の意見も踏まえ、当該事業年度における業務の実績について自ら評価を実施。毎事業年度終了後3か月以内に主務大臣（内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣）あてに評価結果を提出するとともに、公表した。 公表時期：令和4年6月28日 https://www.amed.go.jp/koukai/kouhyou_hiyouka_r3.html 公表時期：令和5年6月29日 https://www.amed.go.jp/koukai/kouhyou_hiyouka_r4.html ・日本医療研究開発機構審議会において、業務実績に係る自己評価について意見交換等を実施した。 実施時期：令和4年8月2日 実施時期：令和5年8月2日 ・AMEDの自己評価を踏まえ、主務大臣による業務の実績に関する評価を実施した。

	<p><実施体制></p> <p>ワクチン・新規モダリティ研究開発事業課題評価委員会：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AMEDに設置。外部有識者を構成員に含む ・採択（応募）課題に係る事前、中間及び事後評価を行う。 <p>日本医療研究開発機構審議会：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府に設置。外部有識者を構成員に含む。 ・AMEDの行う研究開発の事務及び事業に関する事項を調査審議し、主務大臣に対して意見を述べる。 <p>研究・経営評議会：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AMEDに設置。外部有識者による会議体。 ・業務の実績に係るAMEDによる自己評価に当たり意見を述べる。 <p>②四半期ごとの基金残高等の公表：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各四半期の支出額・交付決定額と各四半期末時点の基金残高について、期末後2か月以内を目途に、法人のHPにおいて公表。（なお、採択案件の支出額・交付決定額については、期末後1か月以内を目途に公表。）
(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	・AMEDの先進的研究開発戦略センター（SCARDA）のセンター長の下、(2) の課題評価の結果や会議における助言等を踏まえつつ、研究課題の採択や予算配分等の研究開発に係る戦略の見直しや、課題の進捗管理を行う。
(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み	(2) ①を参照。
備考	—

	<p>実施時期：令和4年8月29日 実施時期：令和5年8月2日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AMEDは、科技イノベ法に基づき、毎事業年度終了後6か月以内に主務大臣あてに当該事業年度の業務報告書を提出した。 実施時期：令和4年9月28日 実施時期：令和5年9月29日 ・内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣は、科技イノベ法に基づき、AMEDから提出された業務報告書に意見を付して、国会に報告。国会報告は内閣府HPで公表した。 公表時期：令和4年11月25日 公表時期：令和5年11月24日 <p>※AMEDは、事業における課題評価として、研究開発予定期間が5年以上である課題について、研究開発開始後3年程度を目安として中間評価を実施し、研究開発計画の達成度等を評価。また、課題終了後に事後評価等を実施。また、本事業では、上記の評価に加えて、研究開発計画において明確なマイルストーンを設定することとしており、マイルストーン未達の場合等には、研究開発を中断したり研究開発費を変動することとしている。</p> <p>②四半期ごとの基金残高等の公表：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AMED HP 公表時期：令和4年8月末、11月末、令和5年2月末、5月末、8月末、11月末 https://www.amed.go.jp/koukai/other.html
(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	・今後、AMEDに設置された先進的研究開発戦略センター（SCARDA）において、課題評価の結果や会議における助言等を踏まえつつ、研究課題の採択や予算配分等の研究開発計画の見直しなどを適切に行う予定。
(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み	・(2) ①を参照。
備考	—

2022年5月にフォローアップしたPDCAの枠組み

所 管 府 省	総務省
基 金 名	デジタル基盤改革支援基金
基 金 事 業 名	デジタル基盤改革支援補助金
基金の造成法人等	地方公共団体情報システム機構 (J-LIS)
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築	<p>①アクティビティ：</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体情報システムの標準化・共通化。 オンライン手続の推進（マイナポータル）。 次期自治体情報セキュリティクラウドへの移行。 <p>②アウトプット：</p> <ul style="list-style-type: none"> ガバメントクラウドを活用して提供される標準準拠システムを導入した市区町村数。 自治体におけるマイナポータルと基幹システムのエンドトゥエンド接続を導入した市区町村数。 標準要件を満たす自治体情報セキュリティクラウドへ移行した都道府県数。 <p>③アウトカム：</p> <p>【短期】</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準準拠システムの活用。 住民によるオンライン手続の活用。 国が設定した高いセキュリティレベルのセキュリティ対策を実施。 <p>【中期】</p> <ul style="list-style-type: none"> システム管理等に係る自治体の人的・財政的負担の軽減。 エンドトゥエンドのオンライン化による申請の効率的な処理。 自治体におけるセキュリティ水準の確保。 <p>【長期】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体のデジタルトランスフォーメーションの実現。 <p>④インパクト：</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民生活の充実、利便性の向上。
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価：</p> <p><点検・評価の流れ></p> <p>3 月：J-LISの経営審議委員会（地方行財政、法律又は情報システムに関して高い識見を有する者その他の学識経験のある者により構成）において、「予算」審議に併せて、基金事業の進捗状況について意見を聴く。</p> <p>6 月 末：J-LISは、デジタル基盤改革支援補助金交付要綱に基づき、毎事業年度終了後3か月以内に基金の収支状況等について総務大臣に報告する。</p> <p>7 月 頃：総務省において、J-LISからの報告を踏まえた点検・評価を行い、基金の規模が適切であるか等の検証を実施する。</p> <p>9 月 末 頃：各年度総務省行政事業レビューのスケジュールに則り、基金シートを作成し、総務省のホームページで公表を行う。</p> <p><実施体制></p> <p>地方公共団体情報システム機構 (J-LIS)：</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル基盤改革支援補助金交付要綱に基づき年度ごとに基金事業の状況報告書を総務大臣に提出する。 <p>総務省：</p> <ul style="list-style-type: none"> J-LISからの報告書に基づき、年度ごとに基金シートを作成する。

構築したPDCAの枠組みに基づく事業の取組状況

所 管 府 省	総務省
基 金 名	デジタル基盤改革支援基金
基 金 事 業 名	デジタル基盤改革支援補助金
基金の造成法人等	地方公共団体情報システム機構 (J-LIS)
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築	
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価：</p> <ul style="list-style-type: none"> J-LISの経営審議委員会（地方行財政、法律又は情報システムに関して高い識見を有する者その他の学識経験のある者により構成）において、「予算」審議に併せて、基金事業の進捗状況について意見を聴取した。 実施時期：令和4年3月2日 J-LISは、デジタル基盤改革支援補助金交付要綱に基づき、毎事業年度終了後3か月以内に基金の収支状況等について総務大臣に報告した。 報告時期：令和4年6月30日 総務省において、J-LISからの報告を踏まえた点検・評価を行い、基金の規模が適切であるか等の検証を実施した。 報告時期：令和4年7月 各年度総務省行政事業レビューのスケジュールに則り、基金シートを作成し、総務省HPで公表した。 公表時期：令和4年9月30日 https://www.soumu.go.jp/menu_yosan/jigyou4.html <p>②四半期ごとの基金残高等の公表：</p> <ul style="list-style-type: none"> J-LIS HP 公表時期：令和4年7月29日、10月28日、令和5年1月31日、4月28日、7

	<p>②四半期ごとの基金残高等の公表：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四半期に1回、期末後1か月以内に、J-LISのホームページにおいて、交付決定額と基金残高見込の公表を行う。
(3)進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル基盤改革支援補助金については、既に各地方公共団体に上限額を内示済みであり、当該内示額も踏まえながら、各地方公共団体においてデジタル基盤改革支援補助金の各事業に取り組んで頂いているところ。このため、原則として予算の範囲内では、各地方公共団体に内示済みの上限額の低減は行わない。 ・また、地方公共団体における各事業に係る取組を円滑に進めるため、引き続き、地方公共団体の意見を丁寧に聞きつつ、デジタル基盤改革支援補助金による支援を行う。
(4)外部専門家の知見を取り入れる仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度より、J-LISの経営審議委員会（地方行財政、法律又は情報システムに関して高い識見を有する者その他の学識経験のある者により構成）において、「予算」審議に併せて、基金事業の進捗状況について意見を聴くこととする。
備考	—

	<p>月31日、10月31日</p> <p>https://www.j-lis.go.jp/about/law/kikin.html</p>
(3)進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル基盤改革支援補助金については、既に各地方公共団体に上限額を内示済みであり、当該内示額も踏まえながら、各地方公共団体においてデジタル基盤改革支援補助金の各事業に取り組んで頂いているところ。このため、原則として予算の範囲内では、各地方公共団体に内示済みの上限額の低減は行わない。 ・また、地方公共団体における各事業に係る取組を円滑に進めるため、引き続き、地方公共団体の意見を丁寧に聞きつつ、デジタル基盤改革支援補助金による支援を行う。
(4)外部専門家の知見を取り入れる仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年3月2日にJ-LISの経営審議委員会（地方行財政、法律又は情報システムに関して高い識見を有する者その他の学識経験のある者により構成）において、「予算」審議に併せて、基金事業の進捗状況について意見を聴取した。
備考	—

2022年5月にフォローアップしたPDCAの枠組み

所 管 府 省	総務省
基 金 名	革新的情報通信技術研究開発推進基金
基 金 事 業 名	Beyond 5G研究開発促進事業
基 金 の 造 成 法 人 等	国立研究開発法人情報通信研究機構
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築	<p>①アクティビティ： ・「超高速・大容量」、「超低遅延」、「超多数同時接続」、「自律性」、「拡張性」、「超安全・信頼性」、「超低消費電力」の要素技術について、公募型研究開発プログラムにより広く研究開発課題を募り、専門家等による評価に基づき実施すべき課題を採択し、研究開発を実施する。</p> <p>②アウトプット： ・Beyond 5G実現に向け実施した、要素技術の研究開発課題数。</p> <p>③アウトカム： 【短期】 ・公募型研究開発プログラムにより採択、実施された研究開発のうち、外部専門家による研究開発評価において、優れた進捗が認められた研究開発課題の割合70%以上を目指す。 【中長期】 ・公募型研究開発プログラムで実施された研究開発課題の成果を用いて、製品化等の実用化を目指す。</p> <p>④インパクト： ・2025年頃から順次要素技術を確立し、Beyond 5Gにおける将来の国際競争力を確保する。 ・Beyond 5Gという次世代の社会インフラが実現し、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）の融合等、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会Society 5.0が実現する（2030年頃）。</p>
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： <基金の点検・評価の流れ> 令和3年3月：基金の設置。 令和3年6月：基金に係る業務に関する報告書の提出。 令和4年6月：基金に係る業務に関する報告書の提出。 令和5年6月：基金に係る業務に関する報告書の提出。 令和5年度中：NICT法附則第14条3項に規定する基金の評価。</p> <p><事業の点検・評価の流れ> 令和3年3月：事業の開始。順次、公募・評価・採択。委託契約後、研究開発受託者との間でスタートアップミーティングを実施。 令和4年2月：基金により実施する研究開発の採択終了。 令和4年秋頃：ステージゲート評価の実施。 令和5年3月：基金により実施する研究開発への支出可能な期間の終了。</p> <p><実施体制> 総務省： ・事業の実施に関する詳細について、執行機関と協議を実施。研究開発の進捗や技術動向、市場動向等を踏まえ、必要に応じて研究開発方針を改定。 国立研究開発法人情報通信研究機構： ・事業を実施するための基金の適切な管理、研究計画書の作成、公募の実施、提案の採択・実施者の決定、契約締結等を行う。 ・研究開発プログラムの統一的な指導・監督を行うプログラムディレクタ</p>

構築したPDCAの枠組みに基づく事業の取組状況

所 管 府 省	総務省
基 金 名	革新的情報通信技術研究開発推進基金
基 金 事 業 名	Beyond 5G研究開発促進事業
基 金 の 造 成 法 人 等	国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築	
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： <Beyond 5G基金事業全体の点検・評価の流れ> ・NICTから令和4年度における基金に係る業務実績に関する項目別自己評価書を総務大臣に提出した。 実施時期：令和5年6月</p> <p>・国立研究開発法人情報通信研究機構部会を開催した。 実施時期：令和5年4、5、7月</p> <p>・総務省国立研究開発法人審議会を開催した。 実施時期：令和5年4、8月</p> <p>・NICTの令和4年度における業務の実績に関する主務大臣評価を公表 実施時期：令和5年9月 https://www.soumu.go.jp/main_content/000899245.pdf</p> <p>・総務省において、令和4年度における基金に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する総務大臣の意見を国会に報告した。 実施時期：令和5年9月</p> <p><Beyond 5G各研究開発プロジェクトの点検・評価の流れ> ・基金により実施する研究開発の採択終了 実施時期：令和4年3月</p>

	<p>一 (PD) を設置し、研究開発の進捗管理等のマネジメント（実施者による研究開発の進捗状況の把握、実施者に対する必要な指示・支援、評価委員会を通じた評価、研究開発プログラム全体の総合的な調整等）を行う。</p> <p>②四半期ごとの基金残高等の公表： ・各四半期末時点の支出額・交付決定額と各四半期末時点の基金残高について、期末後1か月以内を目途に、総務省ウェブサイト内で公表予定。</p>
(3)進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	<p>・各研究開発課題の途中段階において、必要に応じて評価委員会による評価（ステージゲート評価）を実施し、研究開発の継続の可否、加速・縮小、実施体制の変更を決定し、研究開発課題毎の予算配分の増加や縮小等を行う。</p>
(4)外部専門家の知見を取り入れる仕組み	<p>・情報通信技術分野等の大学関係者、企業等の外部専門家が参画する国立研究開発法人審議会の情報通信研究機構部会において、基金の進捗管理等も含めた当該機構の各取組に対する評価を毎年度実施している。</p>
備 考	—

	<p>・NICTにおいて各研究開発プロジェクトの進捗状況に関するヒアリングを実施した。 実施時期：令和4年10月～11月</p> <p>・NICTにおいてステージゲート評価を実施した。 実施時期：令和4年12月～令和5年1月</p> <p>②四半期ごとの基金残高等の公表： ・総務省HP 公表時期：令和4年7月28日、10月26日、令和5年1月25日、7月4日、7月24日、10月25日 https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/B5G_sokushin/index.html</p>
(3)進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	<p>・Beyond 5Gに係る各研究開発プロジェクトについては、令和4年12月から令和5年1月に、NICTにおいてステージゲート評価を実施し、その評価結果を踏まえ研究開発予算の査定を実施した。</p>
(4)外部専門家の知見を取り入れる仕組み	<p>・Beyond 5G基金事業全体については、令和5年4、8月、情報通信技術分野等の大学関係者、企業等の外部専門家により構成される国立研究開発法人審議会において、基金の進捗管理等も含めた当該機構の各取組に対する評価について審議した。同審議を踏まえた国立研究開発法人情報通信研究機構の年度評価は次のとおり。 https://www.soumu.go.jp/main_content/000899245.pdf</p> <p>・各研究開発プロジェクトについては、NICTにおいて各技術分野の外部専門家により構成される評価委員会を設置し、評価を実施した。</p>
備 考	—

2022年5月にフォローアップしたPDCAの枠組み

所 管 府 省	総務省
基 金 名	デジタルインフラ整備基金（特定電気通信施設等整備推進基金）
基 金 事 業 名	データセンター、海底ケーブル等の地方分散によるデジタルインフラ強化事業
基金の造成法人等	一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築	<p>①アクティビティ： ・データセンター等のデジタルインフラの整備に必要な経費の一部を民間事業者等に対し助成。</p> <p>②アウトプット： ・整備したデータセンターの数及び規模。 ・整備した海底ケーブルの数及び規模。</p> <p>③アウトカム： ・令和4年度以降に着工し令和7年度末までに整備されるデータセンターのサーバルーム面積のうち東京圏以外のものが占める割合。 ・海底ケーブルで日本を周回する「デジタル田園都市スーパーハイウェイ」の構築。</p> <p>④インパクト： ・通信ネットワークの強化・デジタルインフラの東京圏一極集中の是正。</p>
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： ＜点検・評価の流れ＞ 令和4年2月：総務省において交付要綱を作成・公表。 令和4年4～5月頃：基金造成法人において助成に係る交付規程等を作成・公表。 5月以降順次：個別事業の選定（公募・審査・決定）。 令和5年度以降 毎年4～6月頃：外部評価会において個別事業の進捗、基金残高及び基金事業全体としての指標も含めた評価、基金の規模が過大になっていないか等の評価、公表。</p> <p>＜実施体制＞ 総務省： ・交付要綱の作成。 ・基金造成法人の監督。 基金造成法人： ・交付規程の作成。 ・個別事業の選定と進捗管理。 外部評価会： ・進捗及び指標の評価。 ・基金事業全体の評価。</p> <p>※特記事項： 基金の性質上、個別事業の選定は毎年実施するものではない。</p> <p>②四半期ごとの基金残高等の公表： ・各四半期の支出額・交付決定額と各四半期末時点の基金残高について、期末後1か月以内を目的に、基金造成法人（法人ウェブサイト等）において公表。</p>
(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	<p>・個別事業の進捗や、基金事業全体についての指標も含めた評価及び基金の規模が過大となっていないか等の評価を、4～6月頃外部評価会において実施。その結果を総務省でも確認。 ・当該結果を踏まえ、個別事業の補助の中止等必要な対応を実施。</p>
(4) 外部専門家の知見を	<p>・基金設置法人に、学識経験者等の外部専門家が加わる外部評価会を設置し、</p>

構築したPDCAの枠組みに基づく事業の取組状況

所 管 府 省	総務省
基 金 名	デジタルインフラ整備基金（特定電気通信施設等整備推進基金）
基 金 事 業 名	データセンター、海底ケーブル等の地方分散によるデジタルインフラ強化事業
基金の造成法人等	一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築	
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： ・総務省において交付要綱を作成・公表した。 実施時期：令和4年2月 https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban04_02000201.html</p> <p>・基金造成法人において補助に係る交付規程等を作成・公表、個別事業の公募を行った。 実施時期：令和4年5月 https://www.ciaj.or.jp/dc_0401</p> <p>・個別事業を決定した（基金造成法人における第1回公募、事業採択結果（採択事業数：7事業）） 実施時期：令和4年6月 https://www.ciaj.or.jp/ciaj-wp/wp-content/uploads/2022/06/20220627saitaku.pdf</p> <p>・外部評価会において個別事業の進捗、基金残高及び基金事業全体としての指標も含めた評価、基金の規模が過大になっていないか等の評価、公表を今後予定している。 実施時期：令和5年度以降毎年度</p> <p>②四半期ごとの基金残高等の公表： ・情報通信ネットワーク産業協会HP 公表時期：令和4年4月22日、7月15日、10月4日、令和5年1月4日、4月24日、7月12日、10月11日 https://www.ciaj.or.jp/dc_inf/#inner_data</p>
(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	<p>・個別事業の進捗や、基金事業全体についての指標も含めた評価及び基金の規模が過大となっていないか等の評価を、令和5年度の外部評価会において実施しその評価結果を総務省でも確認する予定。 ・当該評価結果を踏まえ、個別事業の補助の中止等必要な対応を実施する。</p>
(4) 外部専門家の知見を	<p>・今後、基金造成法人に、学識経験者等の外部専門家が加わる外部評価会を設</p>

取り入れる仕組み	毎年度、個別事業の進捗、基金残高及び基金事業全体としての指標も含めて評価するとともに、基金の規模が過大となっていないか等の検証を実施する。その結果は公表する。
備 考	・本基金は、令和3年度補正予算により令和3年度3月に新たに造成されるものであり、令和4年度の個別事業の選定が初回である。

取り入れる仕組み	置し、毎年度、個別事業の進捗、基金残高及び基金事業全体としての指標も含めて評価するとともに、基金の規模が過大となっていないか等の検証を実施する予定。 ・検証結果については、基金造成法人HPで公表する。
備 考	

2022年5月にフォローアップしたPDCAの枠組み

所 管 府 省	文部科学省
基 金 名	革新的研究開発推進基金
基 金 事 業 名	ムーンショット型研究開発事業
基 金 の 造 成 法 人 等	国立研究開発法人科学技術振興機構
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築	<p>①アクティビティ： ・ムーンショット目標の達成及び研究開発構想の実現に向けた挑戦的な研究開発の実施。</p> <p>②アウトプット： ・ムーンショット目標の達成及び研究開発構想の実現に向け実施した研究開発課題数。</p> <p>③アウトカム： ・人々を魅了する野心的目標（ムーンショット目標）の達成のために、基礎研究段階にある知見やアイデアを最大限に引き出し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究成果が創出される。</p> <p>④インパクト： 「Human Well-being」（人々の幸福）を目指した、ムーンショット目標の達成。 ・2050年までに、人が身体、脳、空間、時間の制約から解放された社会を実現。 ・2050年までに、超早期に疾患の予測・予防をすることができる社会を実現。 ・2050年までに、AIとロボットの共進化により、自ら学習・行動し人と共生するロボットを実現。 ・2050年までに、経済・産業・安全保障を飛躍的に発展させる誤り耐性汎用量子コンピュータ。 ・2050年までに、激甚化しつつある台風や豪雨を制御し極端風水害の脅威から解放された安全安心な社会を実現。 ・2050年までに、こころの安らぎや活力を増大することで、精神的に豊かで躍動的な社会を実現。</p> <p>※特記事項： 本事業は、困難だが実現すれば大きなインパクトが期待される社会課題等を対象とした野心的な目標及び構想を国が策定し、挑戦的な研究を推進している。失敗を許容しながら挑戦的な研究開発を推進することから、定量的なアウトカム指標は設定していない。</p>
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： ＜点検・評価の流れ＞ 3～4月頃：プロジェクト・課題年次計画に沿って委託研究契約を締結。 10月頃：PM（プロジェクトマネージャー）による課題評価を実施（プロジェクト年次報告書の作成）。 11月頃：PD（プログラムディレクター）・アドバイザリボードによるプロジェクト評価を実施（プログラム年次報告書の作成）。 2月頃：ガバナンス委員会によるプログラム評価（委員会にてプログラムの進捗状況を把握し、評価を実施）。 3月頃：内閣府戦略推進会議にて、年次評価結果を報告（公開）。年次評価結果を踏まえ、次年度のプロジェクト・課題年次計画を策定。</p> <p>また、第1四半期に、事業の点検・評価を踏まえて、基金の規模が過大となっていないか等の検証を実施。</p>

構築したPDCAの枠組みに基づく事業の取組状況

所 管 府 省	文部科学省
基 金 名	革新的研究開発推進基金
基 金 事 業 名	ムーンショット型研究開発事業
基 金 の 造 成 法 人 等	国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築	
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： ・内閣府ムーンショット型研究開発制度に係る戦略推進会議（令和5年3月24日）により得られた外部有識者の助言等も踏まえ、プロジェクト・課題年次計画を策定し、令和5年度の委託研究契約を締結。 実施時期：令和5年3月24日（目標1, 2, 3, 6, 8, 9）</p> <p>・当該年度当初のプロジェクト・課題年次計画における予算計画の策定、前年度の執行予算の決算、複数年度を通じた予算計画・決算値の確認、法人としての業務実績等報告・評価等の業務により、事業の点検・評価を行い、基金の規模が過大となっていないか等の検証を実施。 実施時期：令和5年4～6月</p> <p>・事業に関する重要事項を審議し、事業の的確かつ効果的な推進に資する事業全体を統括するガバナンス委員会を令和5年度も複数回開催し、公募を経て採択されるPM（プロジェクトマネージャー）および研究開発プロジェク</p>

	<p>研究開始から3年目：外部有識者による外部評価を実施し、評価結果や戦略推進会議の助言を踏まえて、PDと協議し、プロジェクトの継続、加速・減速、変更、終了等を決定する。</p> <p>研究開始から5年目：CSTIは目標に対する進捗状況や今後の達成の見通しを評価し、研究開発（プログラム）の継続・終了を決定。外部有識者による外部評価を実施し、評価結果や戦略推進会議の助言を踏まえて、PDと協議し、プロジェクトの継続、加速・減速、変更、終了等を決定する。</p> <p><実施体制> 文部科学省： ・ムーンショット目標の達成を目指し、他府省と連携し研究開発構想を策定。 科学技術振興機構（JST）： ・ガバニング委員会の下、PDの任命、PMの採択、プログラム・プロジェクトの進捗評価を実施。</p> <p>②四半期ごとの基金残高等の公表： ・各四半期の支出額・交付決定額と各四半期末時点の基金残高について、期末後1か月以内を目途に、法人のHPにおいて公表</p>
<p>(3)進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映</p>	<p>・全てのプログラムについては、毎年、ガバニング委員会の評価結果や戦略推進会議の助言等を踏まえ、プログラムの推進及びプログラムの予算等に係る全体の調整を行う。</p> <p>・3年目と5年目で実施される外部評価及び自己評価の結果や戦略推進会議からの助言を踏まえて、PDと協議の上、プロジェクトの継続、加速・減速、変更、終了等を決定する。</p>

	<p>トを承認するとともに、プログラムの運営計画等についての議論・検討も実施。</p> <p>第15回ガバニング委員会（実施時期：令和5年5月9日）</p> <p>第16回ガバニング委員会（実施時期：令和5年7月31日）</p> <p>第17回ガバニング委員会（実施時期：令和5年9月20日）</p> <p>第18回ガバニング委員会（実施時期：令和5年10月19日）</p> <p>・令和5年度が研究開発開始後3年目にあたる目標1,2,3,6については、プログラム・プロジェクトともに中間評価を実施。</p> <p>-PMによる課題評価を実施（プロジェクト中間報告書の作成）。 実施時期：令和5年6～7月</p> <p>-PD（プログラムディレクター）とアドバイザリボードによるプロジェクト評価を実施した（プログラム中間報告書の作成）。また、中間報告書等の内容を基に、目標毎に外部評価グループによるプログラム評価を実施。 実施時期：令和5年7月～9月</p> <p>-ガバニング委員会を開催しプログラム中間評価を実施した（委員会にてプログラムの進捗状況を把握し、中間評価を実施）。 第18回ガバニング委員会 実施時期：令和5年10月19日</p> <p>・令和5年度が中間評価対象ではない目標8,9については年次評価を実施。 -PMによる課題評価を実施（プロジェクト実施状況報告書の作成）。 実施時期：令和5年9～10月 -PD（プログラムディレクター）とアドバイザリボードによるプロジェクト評価を実施（プログラム年次報告書の作成）。 実施時期：令和5年11月～12月 -ガバニング委員会を開催しプログラム年次評価を実施（委員会にてプログラムの進捗状況を把握し、評価を実施）。 実施時期：令和6年2月頃</p> <p>・内閣府戦略推進会議にて、プログラムでの実施内容及び中間評価結果もしくは年次評価結果を報告。 報告時期：令和5年11月9、10日（目標1,2,3,6）、 令和6年3月頃（目標8,9） https://www8.cao.go.jp/cstp/moonshot/senryakusuishin/suishin.html</p> <p>②四半期ごとの基金残高等の公表： ・JST HP 令和5年度公表時期：令和5年4月28日、7月31日、10月31日、令和6年1月末予定 https://www.jst.go.jp/moonshot/account.html</p>
<p>(3)進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映</p>	<p>・(2)の第16回ガバニング委員会において、令和5年3～5月に公募されたPMIに関し承認。</p> <p>・(2)の第17回ガバニング委員会において、令和5年8月に採択された研究開発プロジェクトに関し、その研究内容・予算配分を含む計画の作り込み結果について議論・検討を実施。</p>

(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に関する重要事項を審議し、事業の的確かつ効果的な推進に資する事業全体を統括するガバニング委員会（外部有識者や外部専門家から構成）を設置し、その中で毎年度、プログラム評価を行う。 ・プロジェクト評価においても、外部有識者（アドバイザー）を目標毎に10数名を加えている。
備 考	—

	<ul style="list-style-type: none"> ・(2)の第18回ガバニング委員会において目標1, 2, 3, 6のプログラムについて中間評価を行い、また、令和6年2月頃のガバニング委員会において目標8, 9のプログラムについて年次評価を行い、それぞれのプログラムの今後の方向性に反映。 ・(2)の内閣府戦略推進会議にて、報告したプログラム中間評価及び年次評価に対する助言等も踏まえ、次年度以降のプロジェクト・課題年次計画、予算配分を策定。
(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・(2)のプロジェクト評価は、外部専門家であるアドバイザーからの協力を得て実施する。各プログラムのアドバイザーについては、下記URLのHPにて公表。 ムーンショット目標1： https://www.jst.go.jp/moonshot/program/goal1/index.html ムーンショット目標2： https://www.jst.go.jp/moonshot/program/goal2/index.html ムーンショット目標3： https://www.jst.go.jp/moonshot/program/goal3/index.html ムーンショット目標6： https://www.jst.go.jp/moonshot/program/goal6/index.html ムーンショット目標8： https://www.jst.go.jp/moonshot/program/goal8/index.html ムーンショット目標9： https://www.jst.go.jp/moonshot/program/goal9/index.html ・(2)のガバニング委員会は、外部専門家で構成され、事業に関する重要事項を審議する。 委員会メンバー： https://www.jst.go.jp/moonshot/jigyuu.html ・(2)の外部評価グループは、外部専門家である外部専門評価者から構成され、各目標のプログラムにおける研究開発等について、技術専門的な観点からの評価を実施する。（メンバーは評価結果公開時に掲載予定。） ・(2)の内閣府戦略推進会議は、内閣府副大臣を座長とし、産業界、総合科学技術・イノベーション会議委員等の外部有識者が委員として加わっており、委員からの助言は、各プログラムの運営の見直し等に反映される。 議事録、構成員： https://www8.cao.go.jp/cstp/moonshot/senryakusuishin/suishin.html
備 考	—

2022年5月にフォローアップしたPDCAの枠組み

所 管 府 省	文部科学省
基 金 名	学術研究助成基金
基 金 事 業 名	科学研究費助成事業
基 金 の 造 成 法 人 等	独立行政法人日本学術振興会
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築	<p>①アクティビティ： ・人文学、社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を対象に、豊かな社会発展の基盤となる独創的・先駆的な研究に対する助成を行う。</p> <p>②アウトプット： ・研究課題の採択件数。</p> <p>③アウトカム： ・研究者の自由な発想に基づく独創的・先駆的な研究の推進や、国際共同研究の推進等を通じ、我が国における研究力を向上させる（科研費による国際共著論文数、日本のTop10%論文数のシェア、順位、Q値等）。</p> <p>④インパクト： ・我が国の国際的な地位の向上。 ・新たな産業の創出。等</p>
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： ＜点検・評価の流れ＞ ※学術研究助成基金助成金のうち、応募件数の多い研究種目（基盤研究（C）、若手研究）の流れについて記載。</p> <p>～ 7月：前年度の公募・審査結果等に基づく文部科学省科学技術・学術審議会（研究費部会、科学研究費補助金審査部会）における審議等を踏まえ、文部科学省において公募内容等を決定。</p> <p>8月～ 翌年2月：日本学術振興会において、公募、審査の実施。</p> <p>翌年2月～ 翌年度6月：日本学術振興会科学研究費委員会、日本学術振興会学術システム研究センターにおいて、審査の結果等を踏まえ、改善事項等を検討。</p> <p>※翌々年度4月～6月に実施する基金シートによる基金事業の定量的な評価等も随時活用。</p> <p>※研究者は、研究計画とともに科研費による研究も含めこれまでの研究活動等を記載した研究計画調書を提出している。また、個別の審査においては、当該調書の内容に基づき、当該研究者の研究遂行能力についても審査委員により厳正に評価され、研究成果が期待できる課題が採択課題として選定されている。</p> <p>※採択された研究課題については、毎年度自己評価を実施。また、令和3年度に創設され当基金により実施される国際先導研究においては、研究期間中に中間評価、研究終了翌年度に事後評価を行う予定。</p> <p>※また、第1四半期に、事業の点検・評価を踏まえて、基金の規模が過大となっていないか等の検証を実施。</p>

構築したPDCAの枠組みに基づく事業の取組状況

所 管 府 省	文部科学省
基 金 名	学術研究助成基金
基 金 事 業 名	科学研究費助成事業
基 金 の 造 成 法 人 等	独立行政法人日本学術振興会（JSPS）
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築	
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： ※学術研究助成基金助成金のうち、応募件数の多い研究種目（基盤研究（C）、若手研究）の流れについて記載。</p> <p>・前年度の公募・審査結果等に基づく文部科学省科学技術・学術審議会（研究費部会、科学研究費補助金審査部会）における審議等を踏まえ、文部科学省において公募内容等を決定した。 実施時期：令和4年8月3日、10月26日、 令和5年2月1日、4月28日、6月20日 https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/050/giji_list/index.htm https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/051/giji_list/index.htm</p> <p>・日本学術振興会において、公募を行い、審査を実施中。 公募時期：令和5年7月14日～9月19日 https://www.jsps.go.jp/file/storage/kaken_kiban_2023_g730/r6_7_koubotsuchi.pdf 結果通知：令和6年2月予定</p> <p>・日本学術振興会科学研究費委員会、日本学術振興会学術システム研究センターにおいて審査の結果等を踏まえ、改善事項等を検討した。 実施時期：令和5年2～6月</p> <p>※研究者は、研究計画とともに科研費による研究も含めこれまでの研究活動等を記載した研究計画調書を提出。個別の審査においては、当該調書の内容に基づき、当該研究者の研究遂行能力についても審査委員により厳正に評価を行い、研究成果が期待できる課題を採択課題として選定する。また、採択された研究課題については、自己評価を実施する。 審査時期：令和5年9月20日～令和6年2月 自己評価時期：令和6年3月末</p> <p>②四半期ごとの基金残高等の公表：</p>

	<p><実施体制> 文部科学省： ・科学研究費助成事業に係る企画立案。 ・基金の配分に係る基本方針の作成。 日本学術振興会： ・科学研究費助成事業の公募・審査の実施及び執行管理。</p> <p>※主な外部有識会議 【文部科学省に設置】 ・科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会：科学研究費助成事業の制度改善等について審議 ・同科学研究費補助金審査部会：科学研究費助成事業の審査方法、審査評価の改善について審議 【日本学術振興会に設置】 ・科学研究費委員会：科学研究費助成事業の審査の具体的な事項（審査の進め方、評価基準等）について審議、審査の実施</p> <p>※上記の他、第一線の研究者から構成される日本学術振興会学術システム研究センターにおいて科学研究費助成事業の審査等について見直し・改善等を審議。外部有識者会議に必要に応じて提言を実施。</p> <p>※科学研究費委員会の下に約800の委員会を設置し、当該委員会において採択課題の選定に係る審査を実施。</p> <p>②四半期ごとの基金残高等の公表： ・各四半期の執行額、国からの交付額及び各四半期末時点の基金残高について、期末後1か月以内を目途に、法人のウェブサイトにおいて公表。</p>
(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	<ul style="list-style-type: none"> 日本学術振興会における審査の実施後、審査の結果等を踏まえて改善事項の検討を同会科学研究費委員会、学術システム研究センターにおいて実施。 その結果等も踏まえつつ、文部科学省科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会、同科学研究費補助金審査部会でも検討を実施し、さらに、基金シート等を通じた定量的な評価を踏まえ、文部科学省において次年度の公募内容等（学術研究助成基金から支出すべき研究種目や、各種目への配分額等）を決定するとともに予算配分等へ反映。
(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み	<ul style="list-style-type: none"> 科学研究費助成事業の基本的な制度設計を行う文部科学省、公募、審査等を行う日本学術振興会それぞれに外部有識者の知見を取り入れる仕組みを構築。具体的には以下のとおり。 【文部科学省に設置】 ・科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会：科学研究費助成事業の制度改善等について審議。 ・同科学研究費補助金審査部会：科学研究費助成事業の審査方法、審査評価の改善について審議。 【日本学術振興会に設置】 ・科学研究費委員会：科学研究費助成事業の審査の具体的な事項（審査の進め方、評価基準等）について審議、審査の実施 <p>※上記の他、第一線の研究者から構成される日本学術振興会学術システム研究センターにおいて科学研究費助成事業の審査等について見直し・改善等を審議。外部有識者会議に必要に応じて提言を実施。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> JSPS HP 公表時期：令和4年6月30日、9月30日、12月31日、令和5年3月31日、6月30日、9月30日 https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/06_kikinka/index.html
(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	<ul style="list-style-type: none"> 日本学術振興会における審査の実施後、審査の結果等を踏まえて運営面での改善の検討を同会科学研究費委員会、学術システム研究センターにおいて実施した。 実施時期：令和5年2～6月 その結果等も踏まえ、文部科学省科学技術・学術審議会（研究費部会、科学研究費補助金審査部会）で制度改善を検討し、基金シート等を通じた定量的な評価も踏まえて、文部科学省において次年度の公募内容等（学術研究助成基金から支出すべき研究種目や、各種目への配分額等）を決定するとともに予算配分等へ反映した。
(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み	<ul style="list-style-type: none"> 科学研究費助成事業の基本的な制度設計を行う文部科学省、公募、審査等を行う日本学術振興会それぞれにおいて、以下に記載する外部有識者の知見を取り入れる仕組みを構築し、事業の改善等に係る審議を踏まえて事業の見直しを実施した。 【文部科学省に設置】 ・科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会 科学研究費助成事業の制度改善等について審議。 構成員名簿、議事録： https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/050/index.html https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/051/index.html ・同科学研究費補助金審査部会： 科学研究費助成事業の審査方法、審査評価の改善について審議。

	<ul style="list-style-type: none"> ・また、科学研究費委員会の下に外部有識者から成る約800の委員会を設置し、採択課題の選定において知見を取り入れる仕組みを構築。
備 考	—

	<p>【日本学術振興会に設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科学研究費委員会 科学研究費助成事業の審査の具体的な事項（審査の進め方、評価基準等）について審議、審査の実施。 ※上記のほか、第一線の研究者から構成される日本学術振興会学術システム研究センターにおいて科学研究費助成事業の審査等について見直し・改善等を審議。 <ul style="list-style-type: none"> ・また、科学研究費委員会の下に外部有識者から成る約800の委員会を設置し、採択課題の選定において知見を取り入れる仕組みを構築。
備 考	—

2022年5月にフォローアップしたPDCAの枠組み

所 管 府 省	文部科学省
基 金 名	創発的研究推進基金
基 金 事 業 名	創発的研究支援事業
基 金 の 造 成 法 人 等	国立研究開発法人科学技術振興機構
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築	<p>①アクティビティ： ・自由で挑戦的・融合的な構想に、リスクを恐れず挑戦し続ける独立前後の多様な研究者を対象に、最長10年間の安定した研究資金と、研究者が研究に専念できる環境の確保を一体的に支援する。</p> <p>②アウトプット： ・研究課題の採択件数、「創発の場」の開催件数、創発運営委員会等の開催件数。</p> <p>③アウトカム： ・研究者が創発的研究に集中できる研究環境が形成され、破壊的イノベーションにつながる成果が創出される（採択された研究者による、職務活動全体に占める研究活動時間の割合の平均、破壊的イノベーションにつながる研究成果数）。</p> <p>④インパクト： ・優れた研究人材の意欲と研究時間が最大化されることで破壊的イノベーションにつながる成果が創出され、新技術の開発・実装や社会・システムの変革、新たな研究分野の開拓などを通じて社会に還元される</p>
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： ＜点検・評価の流れ＞ 4月～7月：科学技術振興機構において研究課題の公募。 7月～12月：科学技術振興機構において審査・採択。 翌年1月以降：個別研究課題の研究計画策定・科学技術振興機構において承認委託研究契約・研究開始。 翌年1月～3月：文部科学省及び科学技術振興機構において、公募・選考の結果を踏まえて事業の改善・見直しを検討。 翌年3月末：文部科学省及び科学技術振興機構において、翌年度の公募・選考に係る基本方針の決定。</p> <p>また、第1四半期に、事業の点検・評価を踏まえて、基金の規模が過大となっていないか等の検証を実施。</p> <p>研究開始後 1年 目：PO（プログラム・オフィサー）及びAD（アドバイザー）により、個別研究課題の進捗を評価・公表。 科学技術振興機構において個別研究課題の実績報告書を精査。</p> <p>研究開始後 3年 目：個別研究課題の進捗等につきステージゲート評価を実施（第1回目）。</p> <p>研究開始後 7年 目：個別研究課題の進捗等につきステージゲート評価を実施（第2回目）。</p>

構築したPDCAの枠組みに基づく事業の取組状況

所 管 府 省	文部科学省
基 金 名	創発的研究推進基金
基 金 事 業 名	創発的研究推進事業
基 金 の 造 成 法 人 等	国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築	
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： ＜新規研究課題の公募・採択＞ ・科学技術振興機構において、新規研究提案の募集を行い、約900名の専門家による一次書面審査、14名の創発PO（プログラム・オフィサー）及び約160名のAD（アドバイザー）による二次書面審査・面接審査、外部有識者で構成される創発運営委員会による総合審査を経て、第3回公募の採択者263名を決定した。 実施時期：令和4年5～7月（公募）、7月～令和5年1月（審査） https://www.jst.go.jp/souhatsu/call/2022.html</p> <p>・本事業で支援する研究者に対してきめ細かなメンタリングを提供し、円滑で効果的なパネル（専門分野単位の創発PO及び創発ADで構成）の運営を図る観点から、新たなPO及びADを任命してパネルを構築し、第4回公募を開始した。 実施時期：令和5年8月～10月（公募）、現在審査中 https://www.jst.go.jp/souhatsu/call/index.html</p> <p>＜事業の運営＞ ・令和4年度に第1回公募及び第2回公募の採択者を対象に、異分野研究の理解と融合研究を目的とした「融合の場」を全国14か所で開催した。また、令和5年度には、第1回から第3回公募の採択者が、一同に会した「融合の場」を開催し、異なる分野や他機関の創発研究者との切磋琢磨や相互触発により研究の更なる進展を促進させた。 実施時期：令和4年5～6月、令和5年7月 https://www.jst.go.jp/souhatsu/event/pff_22/index.html ※令和5年度の「融合の場」は非公開につきHPなし</p> <p>・令和4年4月以降4回の創発運営委員会を開催し、事業の進捗を点検するとともに、事業の改善・見直しの検討を実施した。</p>

	<p><実施体制> 文部科学省： ・事業に係る企画立案。 科学技術振興機構： ・事業の公募・採択及び運営。 創発運営委員会及び創発P0会議（法人に設置した外部有識者会議）： ・事業運営・見直し等に係る意見の聴取。</p> <p>②四半期ごとの基金残高等の公表： ・各四半期の支出額・交付決定額と各四半期末時点の基金残高について、期末後1か月以内を目途に、法人のHPにおいて公表。</p>
(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	<ul style="list-style-type: none"> 全ての個別研究課題について、毎年度末に、科学技術振興機構が研究成果等の実績報告を受領するとともに、14名の創発P0と約160名の創発ADの知見を得て研究の進捗管理を実施することとしている。 また、研究期間中のステージゲート審査により、研究の進捗評価を研究計画の調整（研究費の増額・減額、研究体制の見直し等を含む）に反映するとともに、評価結果に応じて研究課題の早期終了の措置を行うこととしている。 それらの結果等を踏まえつつ、創発運営委員会のもと事業運営・見直しに係る意見を聴取し、文部科学省において次年度の公募内容等を決定するとともに予算配分等へ反映。
(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み	<ul style="list-style-type: none"> 事業全体の運営に係る重要事項を審議するため、大学学長・教授並びに民間企業及び国立研究開発法人の役員等7名の構成員で構成される創発運営委員会を設置し、毎年度、事業の運営・見直しに係る意見を聴取することとしている。 創発P0として多様な研究分野から第一線の研究者14名を任命し、約160名の創発ADの協力を得て、研究課題の進捗管理・評価を行うとともに、新規研究課題の選考等に関する知見を取り入れることとしている。
備考	—

	<p>https://www.jst.go.jp/souhatsu/outline/index.html</p> <p>②四半期ごとの基金残高等の公表： ・JST HP 公表時期：令和4年7月29日、10月31日、令和5年1月31日、令和5年4月28日、令和5年7月31日、令和5年10月31日 https://www.jst.go.jp/souhatsu/outline/info.html</p>
(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	<ul style="list-style-type: none"> 全ての個別研究課題について、毎年度末に、科学技術振興機構が研究成果等の実績報告を受領するとともに、創発P0と創発ADの知見を得て研究の進捗管理を実施した。 実施時期：令和4年12月～ https://www.jst.go.jp/souhatsu/research/index.html 令和5年度に、研究開始から3年目を迎える第1回公募の採択者のステージゲート審査を実施し、研究の進捗評価を研究計画の調整（研究費の増額・減額、研究体制の見直し等を含む）に反映するとともに、評価結果に応じて研究課題の早期終了の措置を行う予定。 創発運営委員会及び科学技術・学術審議会基礎研究振興部会における議論や政策文書における方針等を踏まえ、令和4年度第2次補正予算において次回以降の公募に係る予算を確保。創発運営委員会や基礎部会における事業の改善に係る議論を踏まえ、新たなパネルを構築し、第4回公募を開始。創発P0・創発ADのマネジメントのもと、引き続き適切な進捗管理を行い、事業を実施していく。（第1～第3回公募の採択者は現行のパネルがマネジメントを継続）。 基礎研究振興部会： https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gi_jyutu/gi_jyutu27/index.htm
(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み	<ul style="list-style-type: none"> 事業全体の運営に係る重要事項を審議するため、大学学長・教授並びに民間企業及び国立研究開発法人の役員等10名の構成員で構成される創発運営委員会を科学技術振興機構に設置し、事業の運営・見直しに係る意見を聴取し、事業の改善を実施。（構成員名簿は（2）に記載したURLのHPにて公表。） 創発P0及び創発ADの協力を得て、研究課題の進捗管理・評価を行うとともに、新規採択課題を決定。（構成員名簿は（3）に記載したURLのHPで公表。） また、文部科学省科学技術・学術審議会基礎研究振興部会において、事業の充実に向けた方策や改善の方向性等について意見を聴取し、創発運営委員会における事業の運営・見直しに反映。（構成員名簿、議事録については（3）に記載したURLのHPにて公表。）
備考	—

所 管 府 省	文部科学省人材政策課
基 金 名	創発的研究推進基金
基 金 事 業 名	次世代研究者挑戦的研究プログラム
基 金 の 造 成 法 人 等	国立研究開発法人科学技術振興機構
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築	<p>①アクティビティ： ・博士後期課程学生への経済的支援の強化と博士人材の多様なキャリアパスの整備を一体として主体的に行う実力と意欲のある大学において、既存の枠組みを越えて優秀な博士後期課程学生の選抜等を行う事業統括のリーダーシップのもと、当該博士後期課程学生に対する様々な支援を実施・展開し、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）に作成した創発的研究推進基金を通じ、当該大学の取組を国として支援する。</p> <p>②アウトプット： ・本プログラムにおける支援者数。</p> <p>③アウトカム： ・優秀な志ある人材が不安なく博士後期課程へ進学し、研究へ専念できる環境の実現を目指す（主な指標：博士後期課程進学者数・進学率の増加）。 ・科学技術・イノベーションの担い手となる優秀な博士人材を輩出し、安定的なキャリアの実現を目指す。（主な指標：本プログラムに参加し博士課程を修了した学生の就職率が博士課程修了者の就職率の全国平均を上回る。）。</p> <p>④インパクト： ・産学を通じて、科学技術・イノベーションの担い手となる博士人材が活躍することで、我が国の研究力が向上し、その成果が社会に還元される。</p>
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： ＜点検・評価の流れ＞ （A日程） 令和3年 6～7月：プロジェクトの公募。 7～8月：審査。 9月：採択決定。 9月以降：支援学生選抜・交付。</p> <p>（B日程） 令和3年 9月：プロジェクトの公募。 10月～11月：審査。 12月：採択決定。 12月以降：支援学生選抜・交付。</p> <p>毎年度5月末：大学による助成事業実績報告書の提出。 事業終了年度 又はその翌年度：科学技術振興機構による事後評価の実施。</p> <p>また、第1四半期に、事業の点検・評価を踏まえて、基金の規模が過大となっていないか等の検証を実施</p>

所 管 府 省	文部科学省人材政策課
基 金 名	創発的研究推進基金
基 金 事 業 名	次世代研究者挑戦的研究プログラム
基 金 の 造 成 法 人 等	国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築	
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： ・科学技術振興機構においてプロジェクトの公募要領等を公表した。 実施時期：令和3年6月 https://www.jst.go.jp/jisedai/call/index.html</p> <p>・次世代研究者挑戦的研究プログラム委員会による審査の結果を踏まえ、科学技術振興機構においてプロジェクトの採択を実施した。 採択プロジェクト数：59プロジェクト（令和4年度に大学併合により58プロジェクトへ） 実施時期：令和3年9月及び12月 https://www.jst.go.jp/jisedai/project/index.html</p> <p>・各大学が助成事業実績報告書を提出した。 実施時期：令和4年5月末、令和5年5月末</p> <p>・大学に対して実地検査を実施した。 実施時期：令和4年11月～12月及び令和5年10月～11月</p> <p>・次世代研究者挑戦的研究プログラム委員会により、各プロジェクトの進捗状況について随時ヒアリングを実施した。 実施時期：令和4年8月及び令和5年2～3月</p> <p>・令和5年度支援予定人数審査等会議において各プロジェクトの次年度支援予定人数を決定した。 実施時期：令和4年11月</p>

	<p><実施体制> 文部科学省： ・事業のPDCAに関する点検等。 科学技術振興機構（JST）： ・事業の公募・採択及び運営。 次世代研究者挑戦的研究プログラム委員会（法人内の評価チーム、外部有識者が参加）： ・事業の採択、モニタリング、フォローアップ、評価、運営等。</p> <p>②四半期ごとの基金残高等の公表： ・各四半期の支出額・交付決定額と各四半期末時点の基金残高について、期末後1か月以内を目途に、法人のHPにおいて公表。</p>
(3)進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	<ul style="list-style-type: none"> ・科学技術振興機構は大学における博士後期課程学生支援プロジェクトの実施状況について、個別の学生に対する科学技術振興機構からの直接の意見聴取をはじめ、サイトビジット、進捗報告会、報告書等を含むモニタリングを行い、個々の学生による研究の実施状況やキャリア開発・育成コンテンツの実施状況等について確認する。 ・確認の結果、研究やキャリア開発・育成コンテンツが申請内容と異なる等、改善が必要と判断される場合は改善勧告を発出し、改善勧告後も改善が見られない場合は、事業期間中であっても、活動経費の減額や博士後期課程学生支援プロジェクトの中止・中断などの措置をとることがある。
(4)外部専門家の知見を取り入れる仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・大学教授等11名の外部有識者で構成される次世代研究者挑戦的研究プログラム委員会が、博士後期課程学生支援プロジェクトの実施状況に関するモニタリングを行い、科学技術振興機構がモニタリングの結果のフィードバックを行う。
備考	—

	<p>②四半期ごとの基金残高等の公表： ・JST HP 公表時期：令和4年7月29日、10月31日、 令和5年1月31日、4月28日、7月31日、10月31日 https://www.jst.go.jp/jisedai/disclosure/index.html</p>
(3)進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年11月に令和5年度支援予定人数審査等会議を開催し、(2)の各大学からの報告書やヒアリング等において把握した各プロジェクトの進捗状況を踏まえて審査を実施して、各プロジェクトにおける次年度支援予定人数を決定した。
(4)外部専門家の知見を取り入れる仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・11名（令和5年度より12名）の外部専門家で構成される次世代研究者挑戦的研究プログラム委員会においてプロジェクトの審査やモニタリング等を実施し、プロジェクトの採択や支援人数の決定に反映した。 構成員名簿： https://www.jst.go.jp/jisedai/outline/index.html
備考	—

2023年5月にフォローアップしたPDCAの枠組み

所 管 府 省	文部科学省
基 金 名	経済安全保障重要技術育成基金
基 金 事 業 名	経済安全保障重要技術育成プログラム（ビジョン実現型）
基 金 の 造 成 法 人 等	国立研究開発法人科学技術振興機構
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築	<p>①アクティビティ： 国のニーズを踏まえてシーズを育成するための研究開発ビジョンに基づき、我が国が確保すべき先端的重要技術の研究開発から実証・実用化までを支援</p> <p>②アウトプット： 研究開発ビジョンの達成及び研究開発構想の実現に向け支援した研究開発課題数</p> <p>③アウトカム： 研究開発ビジョンの達成及び研究開発構想の実現に向けた研究開発成果の創出及び公的利用や民生利用に向けた成果展開（見直しを含む）</p> <p>④インパクト： 技術・産業競争力の向上 我が国独自の優位性、ひいては不可欠性の確保</p>
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： ＜点検・評価の流れ＞ ・研究開発課題の各研究代表者は、自己評価を毎年実施するものとし、これをPD又はPOIに報告する。</p> <p>・FAIは、担当するPD又はPOと協議の上、適切な外部評価体制を構築し、研究開発課題の評価を実施する。外部評価の実施時期は、原則、研究開発の開始から3年目及び当該研究開発の終了年とするが、さらに5年を超えて継続する研究開発課題については終了年までの間に1回以上設けるものとする。具体的な時期については、担当するPD・POが採択時点でマイルストーンを含む研究計画とともに調整した上で、FAが決定するものとする。</p> <p>・PD等は、外部評価の結果をプログラム会議に報告する。</p> <p>なお、以下のとおり、PDCAの枠組みを踏まえ、その構築を含め適切に事業を進めている。</p> <p>・「経済安全保障重要技術育成プログラムの運用に係る基本的考え方について」を決定 公表時期：令和4年6月17日 https://www8.cao.go.jp/cstp/anzen_anshin/20220617_kihonteki.pdf</p> <p>・「経済安全保障重要技術育成プログラム 研究開発ビジョン（第一次）」及び「経済安全保障重要技術育成プログラムの運用・評価指針」を決定 公表時期：令和4年9月16日 https://www8.cao.go.jp/cstp/anzen_anshin/2_vision.pdf https://www8.cao.go.jp/cstp/anzen_anshin/unyo-hyouka.pdf</p> <p>・研究開発ビジョン（第一次）に基づく研究開発構想を順次決定（3回に分けて内閣府と共に文部科学省担当分として全10本を決定済み） 実施時期：令和4年10月21日、12月27日、令和5年3月10日</p>

構築したPDCAの枠組みに基づく事業の取組状況

所 管 府 省	文部科学省
基 金 名	経済安全保障重要技術育成基金
基 金 事 業 名	経済安全保障重要技術育成プログラム
基 金 の 造 成 法 人 等	国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： ＜点検・評価の流れ＞ 点検・評価の全体の流れはプログラムの運用評価・指針等により以下定めている。 ・研究開発課題の各研究代表者は、自己評価を毎年実施するものとし、これをPD又はPOIに報告する。</p> <p>・FAIは、担当するPD又はPOと協議の上、適切な外部評価体制を構築し、研究開発課題の評価を実施する。外部評価の実施時期は、原則、研究開発の開始から3年目及び当該研究開発の終了年とするが、さらに5年を超えて継続する研究開発課題については終了年までの間に1回以上設けるものとする。具体的な時期については、担当するPD・POが採択時点でマイルストーンを含む研究計画とともに調整した上で、FAが決定するものとする。</p> <p>・PD等は、外部評価の結果をプログラム会議に報告する。</p> <p>なお、以下のとおり、PDCAの枠組みを踏まえ、その構築を含め適切に事業を進めている。</p> <p>・「経済安全保障重要技術育成プログラムの運用に係る基本的考え方について」を決定した。 公表時期：令和4年6月17日 https://www8.cao.go.jp/cstp/anzen_anshin/20220617_kihonteki.pdf</p> <p>・「経済安全保障重要技術育成プログラム 研究開発ビジョン（第一次）」及び「経済安全保障重要技術育成プログラムの運用・評価指針」を決定した。 公表時期：令和4年9月16日 https://www8.cao.go.jp/cstp/anzen_anshin/2_vision.pdf https://www8.cao.go.jp/cstp/anzen_anshin/unyo-hyouka.pdf</p> <p>・研究開発ビジョン（第一次）に基づく研究開発構想を順次決定した（3回に</p>
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： ＜点検・評価の流れ＞ 点検・評価の全体の流れはプログラムの運用評価・指針等により以下定めている。 ・研究開発課題の各研究代表者は、自己評価を毎年実施するものとし、これをPD又はPOIに報告する。</p> <p>・FAIは、担当するPD又はPOと協議の上、適切な外部評価体制を構築し、研究開発課題の評価を実施する。外部評価の実施時期は、原則、研究開発の開始から3年目及び当該研究開発の終了年とするが、さらに5年を超えて継続する研究開発課題については終了年までの間に1回以上設けるものとする。具体的な時期については、担当するPD・POが採択時点でマイルストーンを含む研究計画とともに調整した上で、FAが決定するものとする。</p> <p>・PD等は、外部評価の結果をプログラム会議に報告する。</p> <p>なお、以下のとおり、PDCAの枠組みを踏まえ、その構築を含め適切に事業を進めている。</p> <p>・「経済安全保障重要技術育成プログラムの運用に係る基本的考え方について」を決定した。 公表時期：令和4年6月17日 https://www8.cao.go.jp/cstp/anzen_anshin/20220617_kihonteki.pdf</p> <p>・「経済安全保障重要技術育成プログラム 研究開発ビジョン（第一次）」及び「経済安全保障重要技術育成プログラムの運用・評価指針」を決定した。 公表時期：令和4年9月16日 https://www8.cao.go.jp/cstp/anzen_anshin/2_vision.pdf https://www8.cao.go.jp/cstp/anzen_anshin/unyo-hyouka.pdf</p> <p>・研究開発ビジョン（第一次）に基づく研究開発構想を順次決定した（3回に</p>

	<p>https://www8.cao.go.jp/cstp/anzen_anshin/kprogram.html</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究開発構想に基づく研究開発公募を開始（令和4年度内に7本を開始） 実施時期：令和4年12月5日、令和5年1月31日、3月30日 https://www.jst.go.jp/k-program/index.html#applications <p><実施体制> 内閣府及び文部科学省： 内閣府は「経済安全保障重要技術育成プログラムに係るプログラム会議」を開催し、研究開発ビジョン等に関する検討を実施。内閣府及び文部科学省は、研究開発ビジョンの達成に向け、関係府省と協力して研究開発構想を作成。 https://www8.cao.go.jp/cstp/anzen_anshin/kprogram.html</p> <p>科学技術振興機構（JST）： 研究開発ビジョン、研究開発構想に基づく研究開発の運営・統括（PD・POの任命、研究開発課題の採択、課題の評価を実施）。</p> <p>②四半期ごとの基金残高等の公表： ・JST H P 公表時期：令和4年7月29日、10月31日、令和5年1月31日 https://www.jst.go.jp/pr/intro/johokokai/kikin.html</p>
(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発課題に対する外部評価結果は、当該課題の予算配分を含めた研究計画に反映する（加速、減速、中止を含む）。 FAは、外部評価の結果やプログラム会議の指摘・助言を踏まえて、PD・POと協議した上で、研究開発課題の継続、終了等（ポートフォリオの見直し等）を決定する。
(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発ビジョン等に関しては、経済安全保障を担当する国務大臣及び内閣府特命担当大臣（科学技術政策）を中心に検討を進めることとし、両大臣は共同の主宰により、学識経験者等及び関係府省から構成される「経済安全保

	<p>分けて内閣府と共に文部科学省担当分として全10構想を決定済み）。 実施時期：令和4年10月21日、12月27日、令和5年3月10日 https://www8.cao.go.jp/cstp/anzen_anshin/kprogram.html</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究開発構想に基づく研究開発公募を開始した。 実施時期：令和4年12月5日、令和5年1月31日、3月30日、6月30日、7月31日 https://www.jst.go.jp/k-program/index.html#applications 研究開発課題の採択を公表した。 実施時期：令和5年5月31日、7月31日、10月31日（以降順次） https://www.jst.go.jp/k-program/index.html#programs 「経済安全保障重要技術育成プログラム 研究開発ビジョン（第二次）」を決定した。 実施時期：令和5年8月28日 https://www8.cao.go.jp/cstp/anzen_anshin/siryol.pdf 研究開発ビジョン（第二次）に基づく研究開発構想を決定した（内閣府と共に文部科学省担当分として4構想を決定、以降順次決定予定。）。 実施時期：令和5年10月20日 https://www8.cao.go.jp/cstp/anzen_anshin/kprogram.html 今後、開始された研究開発プロジェクトについて、上述の運用・評価指針等に基づき、研究開発の進捗評価を実施していく。 <p><実施体制> 内閣府及び文部科学省： 内閣府は「経済安全保障重要技術育成プログラムに係るプログラム会議」を開催し、研究開発ビジョン等に関する検討を実施。内閣府及び文部科学省は、研究開発ビジョンの達成に向け、関係府省と協力して研究開発構想を作成。 https://www8.cao.go.jp/cstp/anzen_anshin/kprogram.html</p> <p>科学技術振興機構（JST）： 研究開発ビジョン、研究開発構想に基づく研究開発の運営・統括（PD・POの任命、研究開発課題の採択、課題の評価を実施）。</p> <p>②四半期ごとの基金残高等の公表： ・JST H P 公表時期：令和4年7月29日、10月31日、令和5年1月31日、4月28日、7月31日、10月31日 https://www.jst.go.jp/pr/intro/johokokai/kikin.html</p>
(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発課題に対する外部評価結果は、当該課題の予算配分を含めた研究計画に反映する（加速、減速、中止を含む）。 FAは、外部評価の結果やプログラム会議の指摘・助言を踏まえて、PD・POと協議した上で、研究開発課題の継続、終了等（ポートフォリオの見直し等）を決定する。
(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発ビジョン等に関しては、経済安全保障を担当する国務大臣及び内閣府特命担当大臣（科学技術政策）を中心に検討を進めることとし、両大臣は共同の主宰により、学識経験者等及び関係府省から構成される「経済安全保

	<p>障重要技術育成プログラムに係るプログラム会議」を開催する。 https://www8.cao.go.jp/cstp/enzen_anshin/kprogram.html</p> <p>・ JSTが担当する本事業の運営全般については、JSTに設置したガバナング委員会（外部有識者や外部専門家から構成）が統括する。また、JSTが構築する外部評価体制（外部有識者や外部専門家から構成）により実施される。 https://www.jst.go.jp/k-program/index.html#about</p>
備 考	—

	<p>障重要技術育成プログラムに係るプログラム会議」を開催している。 https://www8.cao.go.jp/cstp/enzen_anshin/kprogram.html</p> <p>・ JSTが担当する本事業の運営全般については、JSTに設置したガバナング委員会（外部有識者や外部専門家から構成）が統括する。また、JSTが構築する外部評価体制（外部有識者や外部専門家から構成）により実施している。 https://www.jst.go.jp/k-program/index.html#about</p>
備 考	—

2022年5月にフォローアップしたPDCAの枠組み

所 管 府 省	内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省
基 金 名	革新的研究開発推進基金
基 金 事 業 名	ワクチン開発のための世界トップレベル研究開発拠点の形成事業
基 金 の 造 成 法 人 等	国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED)
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築	<p>①アクティビティ：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症有事に備え平時において最先端の研究の中核的機能を発揮すべく、これまでにない世界トップレベルの研究開発のフラッグシップ拠点と、同拠点とシナジー効果が期待できる特徴的な拠点（以下「シナジー拠点」という。）を形成し、我が国として備えるべき研究力・機能をオールジャパンで整備・強化する。 ・ワクチンや治療薬等の研究シーズを実用化に結び付けるため、出口を見据えたアカデミア・産業界・臨床現場との切れ目のない協働体制を確保することに加え、緊急時の迅速な対応を見据えた研究推進体制を構築する。 <p>②アウトプット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン開発の基礎研究を担う世界最先端の拠点に関する体制構築（人員体制の構築、機器・設備の整備、拠点の独立性・自律性の確保）。 ・産官学・臨床現場が連携した研究開発の推進体制の整備（各拠点における企業や臨床研究中核病院等との連携体制構築、産官学連携コンソーシアムの形成等） ・ワクチン開発に係る研究成果の創出（シーズ、特許等）。 ・感染症有事の際に国産ワクチン等の研究開発を迅速に実施できる体制の整備。 <p>③アウトカム：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発拠点の整備により平時からのワクチン分野において卓越した研究力を保有し、世界トップレベルの研究成果を創出するとともに、感染症有事が起こった場合に、SCARDAの指示を受け、必要な対応を実施できる。 ・ワクチン研究開発に係る優れた国内外の最先端の研究者や企業出身の研究者が招へいされる（外国籍の研究者と企業出身の研究者を合わせて2割以上）。 ・本事業の主要研究者における外国籍研究者の割合が、事業5年度目に3割以上となるよう増加。 ・産学官連携コンソーシアムの参加機関の獲得及び同コンソーシアムを通じた成果の導出。 ・企業等からの出資による共同研究・受託研究の件数、受入額が増加し、本事業予算に対する企業の資金による研究の割合が引き上がる。 ・拠点に置いて開発したシーズの「ワクチン・新規モダリティ研究開発事業」等への成果の導出。 ・産学官連携コンソーシアムの導出。 <p>④インパクト：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症有事の際に、世界に先駆けワクチン等を開発し、我が国をはじめ世界各国への提供を実現し、世界の健康・医療における重要な課題を解決。
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価：</p> <p><点検・評価の流れ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・AMEDは、事業における課題評価として、研究開発開始後3年程度を目安として「課題評価委員会」による中間評価を実施し、研究開発計画の達成度等を評価する。また、課題終了後に事後評価等を行う。 ・AMEDは、業務の実績に係る自己評価及び主務大臣による評価を年度ごとに実施する。

構築したPDCAの枠組みに基づく事業の取組状況

所 管 府 省	内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省
基 金 名	革新的研究開発推進基金
基 金 事 業 名	ワクチン開発のための世界トップレベル研究開発拠点の形成事業
基 金 の 造 成 法 人 等	国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED)
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築	
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年3～8月にかけてフラッグシップ拠点、シナジー拠点、サポート機関を公募・選定、10月から各拠点による研究開発を開始した。 <p><事前評価></p> <p>補助先の日本医療研究開発機構 (AMED) において、アカデミア等の外部有識者を構成員に含む課題評価委員会による事前評価を実施。 公募期間：令和4年3月22日～5月16日</p>

	<p>令和4年3～5月：日本医療研究開発機構（AMED）において研究課題の公募。 令和4年5月～8月：AMEDにおいて審査・採択。 令和4年9月以降：委託研究契約・研究開始。 令和4年度以降：毎年度、評価を実施。</p> <p>また、第1四半期に、事業の点検・評価を踏まえて、基金の規模が過大となっていないか等の検証を実施。</p> <p>研究開始後 毎年度：課題評価委員会分科会（アドバイザー委員会）により、各拠点形成状況や研究開発状況の進捗を確認し、PS・POへ拠点管理・運営方針に関する必要な助言・指摘を行う。</p> <p>研究開始後 3年度目：課題評価委員会による評価を実施し、拠点の整備状況や、研究開発計画の達成度、研究開発成果を厳格に評価。</p> <p>研究開始後 5年度目：課題評価委員会による評価を実施し、拠点の整備状況や、研究開発計画の達成度、研究開発成果を厳格に評価。</p> <p><実施体制> ・ワクチン開発のための世界トップレベル研究開発拠点の形成事業課題評価委員会（AMEDに設置。アカデミア等の外部有識者を構成員に含む。採択（応募）課題に係る事前、中間及び事後評価を行う。） ・本事業における課題評価委員を中心とした課題評価委員会分科会（アドバイザー委員会）をAMEDに設置し、事業全体の進捗を確認。 ・日本医療研究開発機構審議会（国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成26年法律第49号）第19条の規定に基づき内閣府に設置。アカデミア等の外部有識者を構成員に含む。AMEDの行う研究開発の事務及び事業に関する事項を調査審議し、主務大臣に対して意見を述べる。） ・研究・経営評議会（AMEDに設置。業務の実績に係るAMEDによる自己評価に当たり意見を述べる。アカデミア等外部有識者による会議体。）</p> <p>②四半期ごとの基金残高等の公表： ・各四半期の支出額・交付決定額と各四半期末時点の基金残高について、期末後2か月以内を目的に、法人のHPにおいて公表。 （なお、採択案件の支出額・交付決定額については、期末後1か月以内を目的に公表。）</p>
(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	<p>・AMEDの先進的研究開発戦略センター（SCARDA）のセンター長の下、(2)の課題評価の結果や会議における助言等を踏まえつつ、研究課題の新規採択、研究開発分担者の追加・変更を含む既存課題の研究体制の見直し、優れた研究開発活動への予算の追加配分、進捗が優れない拠点に対しての計画修正の指示等の研究開発に係る戦略の見直しや、課題の進捗管理を行う。</p>
(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み	(2) ①を参照。
備考	—

	<p>選考期間：令和4年5月中旬～8月中旬 採択の公表：令和4年8月26日</p> <p>採択全体課題数：11課題 https://www.amed.go.jp/koubo/21/02/2102C_00002.html 課題評価委員会名簿： https://www.amed.go.jp/content/000102094.pdf PS・PO名簿： https://www.amed.go.jp/program/list/21/02/002.html</p> <p>・9月末に令和5年度基金シートにおいて、基金の保有割合、事業の進捗状況を報告した。 https://www.mext.go.jp/a_menu/kouritsu/detail/mext_00019.html</p> <p>・業務の実績に係る自己評価及び主務大臣による評価を年度ごとに実施することとしており、令和4年度については、以下のとおり評価した。</p> <p>➢ 日本医療研究開発機構審議会にて、AMEDの業務実績及び自己評価の報告を踏まえて意見交換を実施。 https://www8.cao.go.jp/iryuu/council/index.html</p> <p>➢ 主務大臣による業務の実施に関する評価を実施。 https://www8.cao.go.jp/hyouka/doppou/pdf/2022iryuukenyuu.pdf</p> <p>・AMEDにおいて、課題評価委員会分科会（アドバイザー委員会）を開催し、各研究拠点の形成状況や研究開発状況の進捗をヒアリングにて確認した。 課題評価委員会分科会（第1回アドバイザー委員会） 実施時期：令和5年2月2、6、7日</p> <p>・PS・POに加えアドバイザー委員が参加する形で、サイトビジットを実施し、各研究拠点の形成状況や研究開発状況の進捗を確認した。 実施時期：令和5年5月～6月</p> <p>・研究・経営評議会（AMEDに設置。業務の実績に係るAMEDによる自己評価に当たり意見を述べるアカデミア等外部有識者による会議体。）において、有識者よりSCARDAの運営に関する助言があり、事業運営等の参考とした。 令和5年度第1回研究・経営評議会 実施時期：令和5年6月8日 https://www.amed.go.jp/aboutus/hyougikai.html#r04-01</p> <p>②四半期ごとの基金残高等の公表： ・AMED HP 公表時期：令和5年6月30日、9月30日 https://www.amed.go.jp/koukai/other.html</p>
(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	<p>・SCARDAセンター長の下、(2)の課題評価の結果における助言等を踏まえつつ、研究課題の新規採択を行った。 ・PS・POは、アドバイザー委員会の助言・指摘や進捗状況等を参考に、追加配分を行った。</p>
(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み	・(2)を参照。
備考	—

2022年5月にフォローアップしたPDCAの枠組み

所 管 府 省	厚生労働省
基 金 名	ワクチン生産体制等緊急整備基金
基 金 事 業 名	ワクチン生産体制等緊急整備事業
基 金 の 造 成 法 人 等	一般社団法人 新薬・未承認薬等研究開発支援センター (PDSC)

【ワクチン分】

<p>(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築</p>	<p>①アクティビティ： ・生産体制の整備への補助。 ・実証的な研究（大規模臨床試験等）の実施費用等を補助。 ・ワクチンを確保・供給するための費用を補助。</p> <p>②アウトプット： 新型コロナワクチンについて、 ・本事業に採択された企業の数。 ・確保・供給したワクチンの数。</p> <p>③アウトカム： 新型コロナワクチンについて、 ・実際に生産できる体制が整った企業数の増加。 ・薬事承認された国内製造のワクチンの増加。 ・ワクチンの接種数の増加。</p> <p>④インパクト： ・今後新たな感染症が発生した際にも、必要なワクチンをより迅速に開発・生産することが可能。長期的には、国民の保健衛生の向上に寄与。 ・新型コロナワクチンを確保し、国民への接種を進めることにより、感染症のまん延防止及び保健衛生の向上に寄与。</p>
<p>(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表</p>	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： <点検・評価の流れ> 年度第1四半期：評価委員会の意見等を踏まえ、基金の規模が過大となっていないか等の検証を実施する。 年 度 上 半 期：公募の要否について検討。 （公募が必要な場合） ・厚生労働省からの公募。 ・事業者による応募。 ・評価委員会による評価。 ・厚生労働省による採択事業の決定。 ※必要であれば下半期に公募を行う可能性もある。</p> <p>年 度 下 半 期：企業の開発の進捗について、評価委員会によるヒアリング。 随 時：基金からの助成金の交付決定。 （追加支援を行う場合）評価委員会による意見を踏まえ、追加支援。 ※開発の進捗に応じて、こまめに追加支援を行う形となっており、概ね四半期毎に1回は評価委員会の意見を聞くこととしている。 評価委員会による中間評価・事後評価。</p> <p><実施体制> 厚生労働省： ・公募要項の策定、採択事業の決定等。</p>

構築したPDCAの枠組みに基づく事業の取組状況

所 管 府 省	厚生労働省
基 金 名	ワクチン生産体制等緊急整備基金
基 金 事 業 名	ワクチン生産体制等緊急整備事業
基 金 の 造 成 法 人 等	一般社団法人 新薬・未承認薬等研究開発支援センター (PDSC)

【ワクチン分】

<p>(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築</p>	
<p>(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表</p>	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： ・厚生労働省において基金の運営（規模や執行状況）について、評価委員会による評価を実施した。 実施時期：令和4年6月30日～7月7日（メール審議） 令和5年6月29日～7月7日（同上）</p> <p>・第3次公募（部素材の品質等評価に係る事業の公募）を実施した。 実施時期：令和4年7月1日～8月31日 https://www.mhlw.go.jp/stf/shinsei_boshu/choutatsujouhou/chotatu/b-oth-kikakukoubo/newpage_04347.html</p> <p>・事業者による第3次公募への応募。</p> <p>・第3次公募に係る評価委員会を開催し、個別事業を順次選定した。 採択後全体事業数：8事業 実施時期：令和4年8～11月</p> <p>・厚生労働省による第3次公募に係る採択事業を決定した。 実施時期：令和4年12月5日 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29558.html</p> <p>・第3次公募で採択された事業者の事業進捗状況を評価委員会においてヒアリングし、進捗状況に応じて必要な助言を実施した。 実施時期：令和5年5月17日、23日</p>

	<p>新薬・未承認薬等研究開発支援センター（PDSC）： ・支出管理等。</p> <p>評価委員会： ・厚生労働省健康局長の下、バイオ医薬品やワクチンの技術、生産プロセス等に関する外部有識者から構成され、事業の採択や、採択後の進捗評価、進捗に応じた追加支援の際の評価を実施。</p> <p>②四半期ごとの基金残高等の公表： ・PDSCホームページにおいて、各四半期毎に、（把握できる時点までの）支出額・交付決定額と各四半期末時点の基金残高について、期末後1か月以内を目途に、公表。</p>
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次公募採択事業者（トヨックス、ロキテクノ）の事業計画変更の要望に対し、評価委員会による意見を踏まえて承認を行い、事業経費の増額があった事業者に対し追加支援を行った。 実施時期：令和5年10月 ・第4次公募（国内での有効性を検証する大規模臨床試験等の実証的な研究を行うために必要な経費を支援する事業の公募）を実施した。 実施時期：令和4年10月28日～11月11日 https://www.mhlw.go.jp/stf/shinsei_boshu/choutatsu_jouhou_chotatu/b-oth-kikakukoubo/newpage_05551.html ・事業者による第4次公募への応募。 ・第4次公募に係る評価委員会を開催し、個別事業を順次選定した。 採択後全体事業数：1事業 実施期間：令和4年11～12月 ・厚生労働省による第4次公募に係る採択事業を決定した。 実施時期：令和4年12月12日 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29706.html ・第1次及び第2次公募採択事業者（塩野義、第一三共、KM/バイオロジクス、VLPセラピューティクス）の開発の進捗について、評価委員会による中間ヒアリングを実施した。 実施時期：令和4年11月14、21日 ・第1次及び第2次公募採択事業者（第一三共、塩野義製薬、KM/バイオロジクス、VLPセラピューティクス）の事業計画変更の要望に対し、評価委員会による意見を踏まえて承認を行い事業経費の増額があった事業者に対し追加支援を行った。 実施時期：令和4年4月、5月、6月、7月、10月、12月、令和5年6月、10月 ・第4次公募採択事業者（Meiji Seikaファルマ）の事業計画変更の要望に対し、評価委員会による意見を踏まえて承認を行い、事業経費の増額分について追加支援を行った。 実施時期：令和5年10月 ・第1次公募採択事業者（アンジェス）の採択事業終了に伴い、評価委員会による事後ヒアリングを実施した。 実施時期：令和4年11月7日 ・上記の他、順次第1次公募、第2次公募、第3次公募、第4次公募採択事業者より個別事業の計画の変更の要望がなされた場合において、評価委員会にて評価を実施している。 また、非公募型事業について、各社の事業額の変更及び事業期間の延長があった場合には評価委員会へ報告した。 実施時期：適宜 ・第1次公募及び第2次公募採択事業者の採択事業の進捗状況を考慮して、第1次及び第2次公募に係る事業全体の実施期間を令和5年度末までとした。 実施時期：令和5年3月 ・第1次公募、第2次公募、第3次公募、第4次公募採択事業者の採択事業の
--	--

(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	・評価委員会による評価を踏まえて、事業の採択や、採択後の進捗評価、進捗に応じた追加支援を行うこととしている。
(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み	・ワクチン生産体制等緊急整備事業に応募された事業は、専門的・学術的観点等から評価委員会における評価を経たのちに、厚生労働省による採択事業の決定、そして助成金交付を行なうこととしている。採択事業の決定後も、評価委員会の意見を聴いて、進捗の評価を行いつつ、進捗に応じて必要であれば追加支援を決定している。
備 考	—

	進捗状況を考慮して、これらの公募に係る事業全体の実施期間を令和6年度末までとした。 実施時期：令和5年10月
	②四半期ごとの基金残高等の公表： ・PDSC HP 公表時期：令和5年5月12日、7月25日、10月27日 http://www.pdsc.or.jp/about/information/index.html
(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	・評価委員会の専門家からは、予算配分へのご指摘等はなかったことから見直しは行わず、引き続き新型コロナワクチンの生産体制整備に係る支援を実施していく。
(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み	・外部専門家により構成される評価委員会に報告している。 ・構成員名簿、採択結果の概要については、(2)で記載したURLにて公表。
備 考	—

【治療薬分】

(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築	<p>①アクティビティ： ・新型コロナ治療薬の確保。 ・医療機関等への配送。</p> <p>②アウトプット： ・確保・配送した新型コロナ治療薬の数。</p> <p>③アウトカム： ・新型コロナ治療薬が必要な患者への投与数の増加。</p> <p>④インパクト： ・新型コロナ治療薬を確保し、治療選択肢の確保を図ることにより、患者への適切な医療提供及び保健衛生の向上に寄与。</p>
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： ＜点検・評価の流れ＞ 年度第1四半期：アドバイザーボードの専門家の意見や新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、基金の規模が過大となっていないか等の検証を実施する。 定 期：新型コロナ治療薬の配送実績・投与実績等を、企業との秘密保持契約等に留意しながら、「新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボード」（新型コロナウイルス感染症対策を円滑に推進するに当たり、必要となる医療・公衆衛生分野の専門的・技術的な事項について、厚生労働省に必要な助言を行う、厚生労働省に設置された外部専門家等で構成される会議体）へ原則隔週で報告。</p> <p>＜実施体制＞ 厚生労働省： ・治療薬確保、供給体制の構築。 新薬・未承認薬等研究開発支援センター（PDSC）： ・支出管理等。</p>

【治療薬分】

(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築	
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： ・第121回アドバイザーボード（令和5年4月19日開催）において、新型コロナ治療薬の確保状況等を報告した。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00424.html ・令和5年5月8日の「5類感染症」移行前までは、新型コロナ治療薬の配送実績・投与実績等を、企業との秘密保持契約等に留意しながら、原則隔週でアドバイザーボードに報告してきた。 https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/seifunotorikum.html#h2_3 「5類感染症」移行後は、アドバイザーボードが不定期開催になったことから、厚生労働省のホームページで毎月公表している。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00324.html</p> <p>②四半期ごとの基金残高等の公表： ・PDSC HP 公表時期：令和5年5月12日、7月25日、10月27日 http://www.pdsc.or.jp/about/information/index.html</p>

	<p>新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボードアドバイザーボード：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染状況や治療薬の使用状況等を踏まえ、事業の進捗状況や治療薬の確保の必要性等について点検・評価。 <p>②四半期ごとの基金残高等の公表：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PDSCホームページにおいて、各四半期毎に、(把握できる時点までの)支出額と各四半期末時点の基金残高について、期末後1か月以内を目途に、公表。
(3)進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの感染状況や治療薬の供給状況、投与状況等を踏まえ、必要に応じて治療薬の追加確保や供給方法の見直し等を行うこととしている。
(4)外部専門家の知見を取り入れる仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・治療薬の確保・投与状況については、企業との秘密保持契約等に留意しながら、定期的に「新型コロナウイルス感染症対策アドバイザーボード」へ原則隔週で報告。
備 考	—

(3)進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	<ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザーボードの専門家からは、予算配分へのご指摘等はなかったことから見直しは行わず、引き続き新型コロナ治療薬の確保・配分を実施していく。
(4)外部専門家の知見を取り入れる仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・外部専門家により構成されるアドバイザーボードに報告している。 ・構成員名簿、議事概要については、(2) で記載したURLにて公表。
備 考	—

2022年5月にフォローアップしたPDCAの枠組み

所 管 府 省	厚生労働省
基 金 名	革新的研究開発推進基金
基 金 事 業 名	ワクチン開発推進事業
基 金 の 造 成 法 人 等	国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED)
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築	<p>①アクティビティ： ・国内の研究者等において開発が進んでいる「新型コロナウイルスワクチン」について、国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED) に対して開発資金を補助することにより、基礎研究から臨床試験の実施を支援し、開発を加速する。</p> <p>②アウトプット： ・新型コロナウイルスワクチンの基礎研究から臨床研究、薬事申請、生産に至る全過程の加速化に資する研究開発等の採択課題数。</p> <p>③アウトカム： 【短期】非臨床試験の実施。 【中期】臨床試験の実施。 【長期】薬事承認申請。</p> <p>④インパクト： ・国産ワクチンの実用化。</p>
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： ＜点検・評価の流れ＞ 3・6・9・12月：AMEDにおいて、外部有識者からなるワクチン課題運営委員会を開催し、各研究課題の進捗状況を確認し、助言等を行う。AMEDは進捗状況により計画の見直し等を実施。</p> <p>※上記の時期の他、必要に応じて不定期にワクチン課題運営委員会を開催。</p> <p>AMEDは、課題終了後に事後評価を実施し、その結果を公表。 9 月：AMEDが「特定公募型研究開発業務に関する報告書」を厚労大臣へ報告。 11～12月：厚生労働省が厚生労働大臣の意見を付して国会報告。</p> <p>※上記の点検・評価を踏まえて、第1四半期に基金の規模が過大となっていないか等の検証を実施し、9月末に公表予定の基金シートにおいて、保有割合、使用見込みの低い基金等の該当の有無などを公表。</p> <p>＜実施体制＞ 厚生労働省： ・個別事業に係る企画立案。 ・事業の進捗と収支の状況の評価。 日本医療研究開発機構 (AMED)： ・外部有識者からなる事前評価委員会を開催し、研究課題を選定。 ・ワクチン課題運営委員会を開催し、各研究課題の進捗状況の評価。 ワクチン課題運営委員会： ・研究課題の進捗状況を確認し助言。</p> <p>②四半期ごとの基金残高等の公表： ・AMEDホームページ「情報公開」において四半期ごとの基金残高を期末後2か月以内を目途に公表（なお、採択案件の支出額・交付決定額については、期末後1か月以内を目途に公表。）。</p>

構築したPDCAの枠組みに基づく事業の取組状況

所 管 府 省	厚生労働省
基 金 名	革新的研究開発推進基金
基 金 事 業 名	ワクチン開発推進事業
基 金 の 造 成 法 人 等	国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED)
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築	
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： ・外部有識者からなるワクチン課題運営委員会を開催し、各研究課題の進捗状況を確認し、助言等を行った。AMEDは進捗状況により計画の見直し等を実施した。</p> <p>第1回：令和4年6月16日「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に対するワクチン開発」課題運営委員会 第2回：令和4年10月13日「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に対するワクチン開発」課題運営委員会 第3回：令和5年1月19、20日「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に対するワクチン開発」課題運営委員会 第4回：令和5年7月5日「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に対するワクチン開発」課題運営委員会 (臨時) 第5回：令和5年8月30日「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に対するワクチン開発」課題運営委員会</p> <p>※上記の見直しを踏まえて、第1四半期に基金の規模が過大となっていないか等の検証を実施し、厚生労働省「基金シート」において、「保有割合」「使用見込みの低い基金等の該当の有無」などを公表した。 https://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/xls/2022_kikin_sheet_01_07_002.xlsx https://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/xls/2023_kikin_sheet_01_06_002.xlsx</p> <p>・令和3年度又は令和4年度に終了した課題について、外部有識者からなる評価委員会による事後ヒアリングを実施し、AMEDはその結果を公表した。 実施時期：令和5年10月11日 https://www.amed.go.jp/program/list/11/02/004.html ・科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第27条の3の規定に基づき、毎事業年度、AMEDから主務大臣に報告し、主務大臣の意見を付して国会への報告を実施した。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省「基金シート」において毎年度公表。 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第27条の3の規定に基づき、毎事業年度、AMEDから主務大臣に報告し、主務大臣の意見を付して国会への報告を実施。
(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	<ul style="list-style-type: none"> AMEDにおいて、事前評価委員会やワクチン課題運営委員会における助言等を踏まえ、研究課題の採択や計画の見直しを含む課題の進捗管理を行う。 厚生労働省においても進捗管理・評価結果を確認し、当該結果を踏まえAMEDが予算配分を行う。
(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み	<ul style="list-style-type: none"> 日本医療研究開発機構において、外部有識者からなる課題運営委員会を設置し、各課題の進捗をきめ細やかに把握・管理し、機動的な課題管理・運営を行っている。
備考	—

	<p>https://www8.cao.go.jp/iryuu/pdf/ms_r03.pdf</p> <p>②四半期ごとの基金残高等の公表： <ul style="list-style-type: none"> AMED HP 公表時期：令和4年8月末、11月末、令和5年2月末、5月末、8月末、11月末 https://www.amed.go.jp/koukai/other.html</p>
(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	<ul style="list-style-type: none"> AMEDにおいて、ワクチン課題運営委員会における助言等を受け、研究計画の見直し及び計画変更を実施した。具体的に、令和5年1月の運営委員会における助言を参考に、令和5年度の研究計画の見直し、研究費の配分を実施した。 厚生労働省においても進捗管理・評価結果を確認し、研究計画の見直しについて確認を行い、当該結果を踏まえAMEDが予算配分を行った。
(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み	<ul style="list-style-type: none"> 日本医療研究開発機構において、外部有識者からなるワクチン課題運営委員会を設置し、各課題の進捗をきめ細やかに把握・管理し、機動的な課題管理・運営を行った。
備考	—

所 管 府 省	厚生労働省
基 金 名	医療情報化支援基金
基 金 事 業 名	医療提供体制整備整備交付金
基 金 の 造 成 法 人 等	特別民間法人 社会保険診療報酬支払基金
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築	<p>①アクティビティ： A 医療機関・薬局のオンライン資格確認導入に係る補助等。 B 電子カルテの導入支援。</p> <p>②アウトプット： A 医療機関等向けポータルサイトアカウント登録数、顔認証付きカードリーダー申込数、オンライン資格確認実施件数。 B 未定（現在、健康・医療・介護活用検討会医療情報ネットワークの基盤に関するWGにおいて、補助要件等について検討中）。</p> <p>③アウトカム： A 全国の医療機関等における準備完了施設数、全国の医療機関等における運用開始施設数。 B 未定。</p> <p>④インパクト ・医療分野におけるICT化を支援する</p> <p>※令和4年度から、電子処方箋導入に向けた医療機関・薬局のシステム整備の支援についても本基金の対象となる。</p>
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： ＜点検・評価の流れ＞ 3 月：政府目標（※）に沿った事業計画の策定。 ※オンライン資格確認については、2023年3月末までに概ね全ての医療機関・薬局への導入を目指す（令和3年度成長戦略フォローアップ）。</p> <p>4 月～：事業計画に基づいた事業の実施（導入申込受付、補助金執行等） 定 期：毎週、厚生労働省HPにおいて、オンライン資格確認の導入状況（導入機関数、導入率）や利用状況（利用件数、利用率）を公表。 随 時：医療機関・薬局におけるオンライン資格確認の導入状況（導入機関数、導入率）、利用状況（利用件数、利用率）、それに関する取組等を社会保障審議会医療保険部会に報告し、点検・評価を実施。 随 時：導入状況等の報告に対する、同部会における医療関係団体、保険者、学識経験者等の委員からの指摘を踏まえた、関連予算事業による周知広報の強化等の施策を実施。 ※随時の点検・評価を実施する際、基金の規模が過大となっていないか等の観点からも検証を実施する。年度終了後速やかに点検することが望ましく、随時の点検・評価については、第1四半期に実施することを前提とし、加えて第2四半期以降においても随時実施する。</p> <p>この他、行政事業レビューのプロセスの中でも、事業の自己点検や行政事業レビュー推進チーム等による基金シートの点検がなされ、最終的に基金シ-</p>

所 管 府 省	厚生労働省
基 金 名	医療情報化支援基金
基 金 事 業 名	医療提供体制整備整備交付金
基 金 の 造 成 法 人 等	特別民間法人 社会保険診療報酬支払基金
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築 ※前回から変更あり	<p>①アクティビティ： A 医療機関・薬局等のオンライン資格確認導入に係る補助等 B 電子カルテ情報の標準化に向けた医療機関への支援 C 医療機関・薬局の電子処方箋管理サービス導入に係る補助</p> <p>②アウトプット： A 医療機関等向けポータルサイトアカウント登録数、顔認証付きカードリーダー申込数、オンライン資格確認実施件数 B 未定（現在、健康・医療・介護情報活用検討会の下に設置したWGにおいて、異なる電子カルテシステムを使用する医療機関でも、電子カルテ情報を共有するために必要な医療機関のシステム改修に係る仕様、補助要件等について検討中） C 医療機関等向けポータルサイトでの電子処方箋管理サービス利用申請完了施設数</p> <p>③アウトカム： A 全国の医療機関等における準備完了施設数、全国の医療機関等における運用開始施設数 B 未定（医療機関での共有された電子カルテ情報の閲覧件数を想定）。 C オンライン資格確認システムを導入した施設における電子処方箋管理サービスの導入施設数</p> <p>④インパクト ・医療分野におけるICT化を支援する</p>
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>A 医療機関・薬局のオンライン資格確認導入に係る補助等</p> <p>① 事業等の進捗の定期的な点検・評価： ・事業計画を策定。 実施時期：令和4年3月、令和5年3月</p> <p>・事業計画に基づいた事業の実施（導入申込受付、補助金執行等） 実施時期：令和4年4月～</p> <p>・カードリーダー申込は、令和4年3月27日時点の131,663施設（57.5%）から令和5年10月29日時点では210,881施設（91.8%）に増加。</p> <p>・補助金は令和5年9月までに816.3億円が執行。</p> <p>・「骨太の方針2022」を踏まえ、中央社会保険医療協議会において、令和5年4月から保険医療機関・薬局にオンライン資格確認の導入を原則義務化すること等が答申された（9月に省令等を改正）。 実施時期：令和4年8月</p> <p>・厚生労働省HPにおいて、オンライン資格確認の導入状況（導入機関数、導入率）や利用状況（利用件数、利用率）を公表している。 公表時期：毎週 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html</p>

	<p>トを公表。</p> <p><実施体制> 厚生労働省： ・社会保険診療報酬支払基金より報告を受け、事業進捗の確認を行うとともに、事業全体の推進に向けた取組を行う。</p> <p>医療情報化支援基金： ・各医療機関等から提出される申請書を確認し、適切に補助金の支払を行う。</p> <p>社会保障審議会医療保険部会： ・医療機関・薬局における導入状況（導入機関数、導入率）、利用状況（利用件数、利用率）等に係る報告を受け、医療関係団体、保険者、学識経験者等の視点から施策の進捗状況を確認・評価し、必要な助言等を行う。</p> <p>②四半期ごとの基金残高等の公表： ・各四半期の支出額・交付決定額と各四半期末時点の基金残高について、期末後1か月以内を目途に、社会保険診療報酬支払基金のHPにおいて公表。</p>
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関・薬局におけるオンライン資格確認の導入状況（導入機関数、導入率）、利用状況（利用件数、利用率）、それに関する取組等を社会保障審議会医療保険部会に報告し、点検・評価を実施している。 実施時期：令和4年5月25日、8月19日、10月28日、令和5年1月16日、6月29日、8月24日、9月7日、9月29日、10月22日 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28708.html ・医療保険部会の団体とも調整の上、オンライン資格確認について、リーフレット、ポスター等を用いた周知広報を行うとともに、3師会合同説明会や厚労大臣による周知動画の撮影等も実施している。 実施時期：随時 ・その他、行政事業レビューのプロセスの中でも、事業の自己点検や行政事業レビュー推進チーム等による基金シートの点検がなされ、最終的に基金シートを公表した。 https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/2022_kikin_sheet_01.html <p>② 四半期ごとの基金残高等の公表： ・社会保険診療報酬支払基金HP 公表時期：令和5年1月、7月、8月、10月 https://www.ssk.or.jp/jigyonaio/onlinesikaku/index.html</p> <p>B 電子カルテ情報の標準化に向けた医療機関への支援</p> <p>① 事業等の進捗の定期的な点検・評価： ・現在、健康・医療・介護情報活用検討会の下に設置したWGにおいて、異なる電子カルテシステムを使用する医療機関でも、電子カルテ情報を共有するために必要な医療機関のシステム改修に係る仕様、補助要件等について検討中。</p> <p>② 四半期ごとの基金残高等の公表： ・令和6年度中に公表を予定している。</p> <p>C 医療機関・薬局の電子処方箋管理サービス導入に係る補助</p> <p>① 事業等の進捗の定期的な点検・評価： 令和4年6月 令和5年1月からの電子処方箋の運用開始に向けて、安全かつ正確な運用のための環境整備を行うとともに、令和7年3月を目指してオンライン資格確認を導入した概ね全ての医療機関及び薬局での電子処方箋システムの導入を支援することとした。 (新しい資本主義本部決定・閣議決定(令和4年6月7日)) 令和5年1月26日 電子処方箋運用開始 定期 毎週、厚生労働省HPにおいて、電子処方箋導入した医療機関、薬局を公表している。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/denshishohousen_taioushisetsu.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関・薬局における電子処方箋の運用開始状況（運用開始機関数）、電子処方箋の導入や普及拡大に関する取組等を電子処方箋推進協議会に報告し、点検・評価を実施している。 実施時期：令和5年2月27日、4月28日 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-iyaku_470779_00015.html <p>随時 電子処方箋導入促進のため、リーフレット、ポスター、動画を用いた周知広報を行うとともに、医療機関、薬局等向けのオンライン説明会</p>
--	--

(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	<ul style="list-style-type: none"> ・ 足元のオンライン資格確認の導入状況や社会保障審議会医療保険部会委員からの評価・指摘等を踏まえ、周知広報の強化等の施策を行った上で、その導入状況も勘案しつつ政府目標を踏まえた年度ごとの支出見込額を策定し、それに必要となる予算の配分を行う。 ※医療機関・薬局のオンライン資格確認導入に係る補助について記載。
(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関・薬局の導入状況等について、社会保障審議会医療保険部会に報告を行い、医療関係団体、保険者、学識経験者等の委員から評価・助言等をいただいている。 ・ また、社会保障審議会医療保険部会は、議事録等の審議内容を外部に公開している。
備 考	—

	<p>も実施。</p> <p>② 四半期ごとの基金残高等の公表： ・ 社会保険診療報酬支払基金HP 公表時期：令和5年4月、令和5年8月、令和5年10月 https://www.ssk.or.jp/jigyonaiyo/onlinesikaku/index.html</p>
(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	<ul style="list-style-type: none"> ・ 足元のオンライン資格確認の導入状況や社会保障審議会医療保険部会委員からの評価・指摘等を踏まえ、周知広報の強化等の施策を行った上で、その導入状況も勘案しつつ政府目標を踏まえ必要となる予算を確保。オンライン資格確認の導入補助については、原則義務化に伴い拡充（補助上限の引上げ等）を行った。
(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関・薬局の導入状況等について、社会保障審議会医療保険部会に報告を行い、医療関係団体、保険者、学識経験者等の委員から評価・助言等をいただいた。また、社会保障審議会医療保険部会は、議事録等の審議内容を外部に公開した。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28708.html
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基金対象事業のうちB「電子カルテ情報の標準化に向けた医療機関への支援」については、今後、医療機関からの交付申請に必要となる実施要領を定めることとしており、適切に予算管理（PDCAの評価・点検）のうえ事業を実施していく予定としている。

2022年5月にフォローアップしたPDCAの枠組み

所 管 府 省	厚生労働省（復興庁）
基 金 名	地域医療再生基金
基 金 事 業 名	被災地域における地域医療の再生支援事業
基 金 の 造 成 法 人 等	福島県
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築	<p>基金の概要：</p> <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災により甚大な被害を受けた福島県における医療の復興を支援するため、福島県に設置された基金。 <p>①アクティビティ：</p> <ul style="list-style-type: none"> 福島県が定める医療の復興計画に基づき実施する事業。 <p>②アウトプット：</p> <ul style="list-style-type: none"> 福島県が定める医療の復興計画に基づく事業の活動目標。 （具体例） 福島県下避難地域12市町村において再開する医療機関に対する施設・設備整備の補助、将来一定期間において福島県内で従事する地域枠の医学生に対する修学資金の貸与。 <p>③アウトカム：</p> <ul style="list-style-type: none"> 福島県下避難地域12市町村における医療機関の再開状況。 福島県相双地域における医療施設従事医師数。 <p>④インパクト：</p> <ul style="list-style-type: none"> 福島県における医療の復興。
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価：</p> <p><点検・評価の流れ></p> <p>4月～：福島県は翌年度に実施する事業内容、計画額を検討。前年度の事業の実施状況についての点検・評価を踏まえつつ、厚生労働省・復興庁においてヒアリングを実施。</p> <p>6～7月：福島県が当年度の復興計画案を策定し、厚生労働省、復興庁において復興計画の精査を行う。 復興計画の策定。</p> <p>9月：福島県は医療関係者、国（復興庁・厚生労働省）、関係市町村及び関係団体等で構成される「双葉郡等避難地域の医療等提供体制検討会」において、当年度の事業の実施状況について確認を行う。また翌年度の復興計画の策定に向けた意見交換を行う。</p> <p>2月：福島県は「双葉郡等避難地域の医療等提供体制検討会」において、当年度の事業の実施状況について点検・評価を行う。また避難地域が抱える課題を共有し、翌々年度に向けた対策を検討。</p> <p>3月：福島県は地域医療対策協議会においても意見聴取を行い、翌年度の復興計画の策定へ反映させる。</p> <p>※4月から実施するヒアリングの際、厚生労働省において基金規模が過大となっていないか等の検証を実施する。</p> <p><実施体制></p> <p>厚生労働省、復興庁：</p> <ul style="list-style-type: none"> 福島県が行う医療の復興事業に対し、必要に応じて助言を行う。 <p>福島県：</p> <ul style="list-style-type: none"> 双葉郡等避難地域の医療等提供体制検討会等において、事業の実施状況の検証・改善等を行う。

構築したPDCAの枠組みに基づく事業の取組状況

所 管 府 省	厚生労働省（復興庁）
基 金 名	地域医療再生基金
基 金 事 業 名	被災地域における地域医療の再生支援事業
基 金 の 造 成 法 人 等	福島県
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築	
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価：</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省において、令和4年度の全28事業ごとの実施状況を踏まえ、基金規模が過大となっていないか等を検証するとともに、福島県が令和6年度に計画する事業内容、計画額についてヒアリングを実施し、令和6年度予算の概算要求に係る内容を精査。 実施時期：令和5年4月～6月 復興庁において、令和6年度予算の概算要求に係る内容について、厚生労働省からヒアリングを実施。 実施時期：令和5年7月 <p>②事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> 福島県において、令和5年度に実施する事業をとりまとめた「避難地域等医療復興計画」を策定し、厚生労働省及び復興庁において、令和5年度予算の内容と齟齬がないか、予算規模は適切か等について精査。 実施時期：令和5年6月 https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/592318.pdf 福島県において、「双葉郡等避難地域の医療提供体制検討会幹事会」を開催し、令和4年度事業の実績報告、令和5年度事業への配分状況の報告を行うとともに、令和6年度の避難地域等医療復興計画の策定に向けた意見交換を実施。 実施時期：令和5年11月 福島県において、地域の市町村や医師会、国が参画する「双葉郡等避難地域の医療提供体制検討会」を開催し、令和5年度事業の実施状況について、例えば予定通り医療提供体制や人材を確保できたか等について点検・評価、令和6年度の避難地域等医療復興計画の検討及び令和7年度に実施する事業内容、計画額について検討を実施予定。

	<p>②基金残高等の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度の基金の収入・支出、前年度末時点の基金残高について、厚生労働省ホームページにおいて公表。
(3)進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県は、国も参画する「双葉郡等避難地域の医療等提供体制検討会」へ事業の実施状況について報告を行い、その進捗評価及び「福島県地域医療対策協議会」における意見聴取を踏まえ、事業毎の予算配分へ反映する。
(4)外部専門家の知見を取り入れる仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県において医療の復興計画を定めるにあたり、「双葉郡等避難地域の医療等提供体制検討会（※）」を開催。 ※地域の医師会や保険者、国が参画。 ・また、地域の大学、医師会や医療機関が参画する「福島県地域医療対策協議会」においても意見聴取を行っている。
備 考	—

	<p>実施時期：令和6年3月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県において、地域の大学、医師会や医療機関が参画する「福島県地域医療対策協議会」を開催し、令和6年度の避難地域等医療復興計画の協議を実施予定。 実施時期：令和6年3月 <p>※令和6年度においても、令和5年度に実施した事業ごとの実施状況を踏まえ、基金規模の検証を行うとともに、福島県が令和6年度に計画する事業内容、計画額について精査を行い、令和7年度予算の概算要求に反映する予定。</p> <p>②基金残高等の公表：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復興庁HP https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/review_r05/202309_yoshiki4_007.xlsx
(3)進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	<ul style="list-style-type: none"> ・「双葉郡等避難地域の医療提供体制検討会」での評価結果を踏まえ、令和5年度避難地域等医療復興計画において福島県が実施する事業への予算配分を反映予定。（大きな成果が認められた事業については予算の範囲内で配分の増額を検討し、一方で成果が認められない事業については配分の縮小や廃止を検討。）
(4)外部専門家の知見を取り入れる仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・「双葉郡等避難地域の医療提供体制検討会」や「地域医療対策協議会」において、地域の医師会や関係市町村等から意見をもらい、その意見を令和6年度避難地域等医療復興計画や令和7年度事業の計画に反映予定。
備 考	—

2022年5月にフォローアップしたPDCAの枠組み

所 管 府 省	厚生労働省
基 金 名	地域医療介護総合確保基金
基 金 事 業 名	地域医療介護総合確保基金事業
基金の造成法人等	都道府県
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築	<p>基金の概要：</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域における創意工夫を生かしつつ、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築するため、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（平成元年法律第64号。以下「法」という。）第6条に基づき、各都道府県に設置した基金。 <p>①アクティビティ：</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県が都道府県計画（市町村計画を含む。以下同じ）を策定して実施する以下(1)から(7)の事業。 <ol style="list-style-type: none"> 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業 居宅等における医療の提供に関する事業 介護施設等の整備に関する事業 医療従事者の確保に関する事業 介護従事者の確保に関する事業 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業 <p>②アウトプット：</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県が都道府県計画に定める事業ごとの活動目標。 （具体例） 高度急性期病床・急性期病床・慢性期病床から回復期病床へ転換した医療機関数、介護施設等の整備数 <p>③アウトカム：</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県が都道府県計画に定める事業ごとの成果目標。 （具体例） 回復期病床の増加、介護施設等の利用者数の増加 <p>④インパクト：</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護を総合的に確保すること（法第1条に定める目的）の実現。
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価：</p> <p><点検・評価の流れ></p> <p>4月～：厚生労働省は、都道府県が当年度実施を予定している基金事業について、事業ヒアリング等を実施。</p> <p>10月～：都道府県が、当年度の都道府県計画を策定。</p> <p>10月頃：医療介護総合確保促進会議を開催し、各都道府県基金の交付状況や執行状況等を報告。</p> <p>11～12月：都道府県が、過年度の基金事業の点検評価を実施し、事後評価として厚生労働省へ報告。</p> <p>1月～：厚生労働省は、都道府県計画に記載された目標の達成状況及び事業の実施状況についての検証を行うとともに、都道府県に対して、推奨される事項、改善を図るべき事項等について必要な助言を行う。</p> <p>※10月以降、各都道府県における計画や基金の状況等を踏まえ、厚生労働省に</p>

構築したPDCAの枠組みに基づく事業の取組状況

所 管 府 省	厚生労働省
基 金 名	地域医療介護総合確保基金
基 金 事 業 名	地域医療介護総合確保基金事業
基金の造成法人等	都道府県
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築	
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価：</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省において、都道府県が当年度実施を予定している基金事業について、事業調査等を実施した。（介護分については、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、ヒアリング形式ではなく、事業実施状況調査及びアンケート調査を実施した。） 実施時期：令和4年5月～、令和5年5月～（医療分） 令和4年5月～、令和5年5月～（介護分） 都道府県において、当年度の都道府県計画を策定した。 実施時期：令和4年10月～、令和5年10月～ 医療介護総合確保促進会議を開催し、各都道府県基金の交付状況や執行状況等を報告した。

	<p>において基金規模が過大となっていないか等の観点からも検証を実施する。 <実施体制> 厚生労働省：</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県が計画・実施・点検を行う基金事業に対して、医療介護総合確保促進会議の意見も踏まえつつ、必要な助言を行うことで、目標の達成状況及び事業の実施状況の検証・改善等を行う。 <p>都道府県：</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県計画の策定及び事業ごとの実施状況の把握・点検。 <p>(具体例) 地域医療介護総合確保基金のPDCAサイクル</p> <p>PLAN 都道府県計画・市町村計画の策定 → データに基づく地域の医療・介護ニーズや医療・介護資源に関する現状分析、将来予測等を行い、医療及び介護の総合的な確保に関する目標、実施する事業の内容等を記載 ※ 可能なものについては定量的な目標を定め、計画期間の年度ごとの進捗管理が適切に行えるようにする。 ※ 医療計画や介護保険事業(支援)計画との整合性の確保等 ※ 関係者の意見を反映させるために必要な措置、会議や議事録の公開等により決定プロセスの透明性等</p> <p>DO 計画に基づき、適切に事業を実施</p> <p>CHECK (1) 国における取組 ○ 目標の達成状況、事業の実施状況を検証(注) (2) 都道府県における取組 ○ 事業ごとの実施状況を把握・点検 ○ 事後評価を実施し、その結果を国に提出・公表 → 計画で設定した目標が未達成の場合、改善の方向性を記載 → 市町村は、都道府県の事後評価に協力 <small>(注) 市町村計画は都道府県計画に盛り込まれることとなるため、国は都道府県計画の事後評価を検証する。</small></p> <p>ACTION (1) 国における取組 ○ 都道府県に対し、推奨事項、改善を促すべき事項等について必要な助言 等 (2) 都道府県における取組 ○ 事後評価に記載した改善の方向性、国からの助言等を踏まえ、次に策定する計画に活用 等</p> <p>②基金残高等の公表 ・前年度の基金の収入・支出、前年度末時点の基金残高について、厚生労働省ホームページにおいて公表。</p>
(3)進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県の事業の進捗評価等を踏まえ、地域医療構想等を実現するための所要額を策定したうえで、必要な予算配分を行う。 都道府県は、厚生労働省の助言等を踏まえ、都道府県計画の点検・見直しを行い、翌年度の都道府県計画に対する予算配分へ反映する。
(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み	<ul style="list-style-type: none"> 「医療介護総合確保促進会議(※)」を開催し、同会議において、確保方針の作成又は変更、基金の使途及び配分等を検討する。 <p>※構成員は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療又は介護を受ける立場にある者 都道府県知事 市町村長 医療保険者 医療機関 介護サービス事業者 診療又は調剤に関する学識経験者の団体その他の関係団体 学識経験を有する者その他の関係者
備考	—

	<p>第16回医療介護総合確保促進会議 実施時期：令和4年7月29日 https://www.mhlw.go.jp/stf/index_00023.html</p> <p>第17回医療介護総合確保促進会議 実施時期：令和4年9月30日 https://www.mhlw.go.jp/stf/index_00028.html</p> <p>第18回医療介護総合確保促進会議 実施時期：令和4年12月16日 https://www.mhlw.go.jp/stf/index_00032.html</p> <p>第19回医療介護総合確保促進会議 実施時期：令和5年2月16日 https://www.mhlw.go.jp/stf/index_00035.html</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県において、過年度の基金事業の点検評価を実施し、事後評価として厚生労働省へ報告した。 実施時期：令和4年11月、令和5年11月 厚生労働省において、都道府県計画に記載された目標の達成状況及び事業の実施状況についての検証を実施した。 実施時期：令和4年12月～、令和5年12月～(医療分) 令和4年12月～、令和5年12月～(介護分) <p>※適宜各都道府県における計画や基金の状況等を踏まえ、厚生労働省において基金規模が過大となっていないか等の観点からも検証を実施した。</p> <p>②基金残高等の公表： ・厚生労働省HP https://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/2022_kikin_sheet_02.html https://www.mhlw.go.jp/jigyoshiwake/2023_kikin_sheet_02.html</p>
(3)進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県の事業の進捗評価等を踏まえ、地域医療構想等を実現するための必要な予算配分を行った。 都道府県は、厚生労働省との協議を踏まえ、都道府県計画の点検・見直しを行い、翌年度の都道府県計画に対する予算配分へ反映する。
(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み	<ul style="list-style-type: none"> (2)の医療介護総合確保促進会議において、総合確保方針の改定、基金の使途及び配分等を検討した。 構成員名簿、議事録については(2)で記載したURLのHPにて公表した。
備考	—

2022年5月にフォローアップしたPDCAの枠組み

所 管 府 省	厚生労働省
基 金 名	安心こども基金
基 金 事 業 名	新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援等
基 金 の 造 成 法 人 等	都道府県
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築	<p>基金の概要：</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県が、配偶者間の不妊治療や新たな子育て家庭支援の基盤を整備していくための支援に要する費用等の一部を助成することを目的として設置されている基金。 <p>①アクティビティ：</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県が特別対策事業（※）に係る計画を策定して実施する以下の事業 <ol style="list-style-type: none"> 新たな子育て家庭支援の基盤の整備。 不妊治療の保険適用の円滑な移行に向けた対応。 保育の受け皿の整備。 等 <p>※特別対策事業とは、子育て支援対策臨時特例交付金により都道府県に造成された基金を活用して行われる事業のことをいう。</p> <p>②アウトプット：</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県が特別対策事業に係る計画に定める事業ごとの実施状況。（具体例） 新たな子育て家庭支援の基盤（母子保健と児童福祉の一体的相談支援機関）の整備数。 <p>③アウトカム：</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県が特別対策事業に係る計画に定める基金事業等の目標に対する達成度。（具体例） <ol style="list-style-type: none"> 一体的相談機関における相談対応件数の増加。 児童福祉・母子保健の一体的な支援ケース会議等、常時の情報共有を行っている自治体数・対象児童数の増加。 <p>④インパクト：</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉の向上。
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価：</p> <p><点検・評価の流れ> （全体）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村が特別対策事業に係る計画を策定。 都道府県が必要に応じ市町村が策定した特別対策事業に係る計画及び都道府県の特別対策事業に係る計画について調整を行う。 <p>毎年度、 6月頃：都道府県が厚労省等へ事業実施状況報告書を提出・公表。 6月中：厚労省等が基金事業の実施状況（基金の規模を含む）を確認・検証。 年度内：必要であれば安心こども基金管理運営要領を改定。</p> <p>※計画策定期間及びその調整時期については事業及び自治体によって異なる。</p>

構築したPDCAの枠組みに基づく事業の取組状況

所 管 府 省	こども家庭庁（令和5年度に厚生労働省から移管）
基 金 名	安心こども基金
基 金 事 業 名	新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援等
基 金 の 造 成 法 人 等	都道府県
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築	
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価：</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村が特別対策事業に係る計画を策定した。 <p>・都道府県が必要に応じ市町村が策定した特別対策事業に係る計画及び都道府県の特別対策事業に係る計画について調整を行った。</p> <p>・都道府県が厚生労働省等へ事業実施状況報告書等を提出・公表した。 実施時期：令和4年9月、令和5年8月</p> <p>・厚生労働省等が基金事業の実施状況（基金の規模を含む）の確認等を行った。 実施時期：令和4年9月、令和5年10月</p> <p>※計画策定期間及びその調整時期については事業及び自治体によって異なる。</p>

	<p><実施体制> 厚生労働省： ・安心こども基金管理運営要領を策定、地方公共団体等保有基金執行状況表及び行政事業レビューの公表。 都道府県： ・各市町村の実施計画の進捗管理。</p> <p>② 四半期ごとの基金残高等の公表： ・都道府県に設置する基金は対象外。</p>
(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県にて、各市町村の事業について進捗管理を実施。厚生労働省も都道府県から提出される事業実施状況報告書等で確認する。 ・都道府県が、安心こども基金管理運営要領にそって効果的な予算配分となるよう予算を執行する。 ・また、必要があれば厚生労働省が基金管理運営要領を改定。
(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉に関する有識者で構成される「社会保障審議会児童部会」において、都道府県の基金の執行状況等について報告等を行い、部会委員の知見をいただき、必要な検討を行う。 (主な委員の専門分野については以下のとおり) ・児童養護 ・少子化 ・母子保健 ・保育 ・子育て支援
備考	—

	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省において、安心こども基金管理運営要領を策定、地方公共団体等保有基金執行状況表及び行政事業レビューを公表した。 <p>地方公共団体等保有基金執行状況表： https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/2022_kikin_sheet_02.html https://www.cfa.go.jp/project-review/2023/kikin_sheet02/</p> <p>行政事業レビュー： https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2022/2021_7-1-2.html https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2022/2021_7-3-1.html https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2022/2022_7-3-1_hosei.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県において、各市町村の実施計画の進捗管理を行った。 実施時期：自治体によって異なる。 <p>③ 基金残高等の公表： ・厚生労働省HP https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/2022_kikin_sheet_02.html ・こども家庭庁HP https://www.cfa.go.jp/project-review/2023/kikin_sheet02/</p>
(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県にて、各市町村の事業について進捗管理を実施。厚生労働省も都道府県から提出される事業実施状況報告書等で確認した。 ・厚生労働省は、事業実施状況報告書等で把握した各都道府県の実施見込み等を勘案した予算配分となるよう交付決定を行った。 ・都道府県は、安心こども基金管理運営要領に沿って効果的な予算配分となるよう予算を執行した。
(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み	<p>※こども家庭審議会社会的養育・家庭支援部会において都道府県の基金の執行状況等について報告等を行い、部会委員の知見をいただき、必要な検討を行う予定。</p> <p>主な委員の専門分野については以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童養護 ・子育て支援 <p>https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/28da5c2b-7cea-40a3-859e-6ed1e6c093bf/53b718a8/20230421_councils_shingikai_1st_04.pdf</p>
備考	—

2022年5月にフォローアップしたPDCAの枠組み

所 管 府 省	農林水産省
基 金 名	革新的研究開発推進基金
基 金 事 業 名	ムーンショット型農林水産研究開発事業
基金の造成法人等	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 生物系特定産業技術研究支援センター
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築	<p>①アクティビティ： ・ムーンショット目標達成に向け、失敗を許容しながら挑戦的な研究開発を推進。</p> <p>②アウトプット： ・ムーンショット目標の実現に寄与する研究開発プロジェクトの実施件数(R3年度実績：10件、R4年度以降目標：8件(※))。</p> <p>※毎年度実施する外部有識者による評価結果や戦略推進会議の助言を踏まえて、プロジェクトの継続・加速・減速・変更・終了等を決定する(令和3年度には外部有識者による評価結果を踏まえ、プログラムディレクター(PD)と協議のうえ、プロジェクトの絞り込みを実施)。</p> <p>③アウトカム： ・複数の研究開発プロジェクトの成果を組み合わせ、2030年までに以下の2つのプロトタイプを完成させる。 (1)生物機能をフル活用した完全資源循環型の食料生産システム (2)健康・環境に配慮した合理的な食料消費を促す解決法 (研究開始5年目には、総合科学技術・イノベーション会議がプログラムの継続・終了を判断する。)</p> <p>④インパクト： ・2050年までに、未利用の生物機能等のフル活用により、地球規模でムリ・ムダのない持続的な食料供給産業を創出。</p>
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： ＜点検・評価の流れ＞ 毎年12月頃：研究推進法人は外部有識者によるプロジェクト評価を行う。 毎年1月頃：研究推進法人はプロジェクト評価結果を踏まえて、外部有識者によるプログラム評価(事業全体のマネジメント状況の評価等)を行う。 毎年2月頃：研究推進法人は評価結果を農林水産省及び内閣府が設置する戦略推進会議に報告する。 農林水産省は評価結果を踏まえ、研究推進法人に対し、ポートフォリオの見直し等の意見を通知する。 内閣府戦略推進会議は、研究推進法人に対し、全体俯瞰的な視点からプロジェクト構成の考え方等について助言を行う。 毎年3月頃：研究推進法人は、ポートフォリオ等の見直しを行うとともに、各プロジェクトの実施内容について見直しを行う。 研究推進法人は、評価結果をポートフォリオにどのように反映させたかを公表する。 毎年6月末：研究推進法人は、交付要綱に基づき、毎事業年度、基金残高、収入・支出及びその内訳、実施決定件数・実施決定額、保有割合等を農林水産大臣に報告する。 農林水産省は、点検・評価を踏まえて、基金の規模が過大となっていないか等の検証を実施する。</p>

構築したPDCAの枠組みに基づく事業の取組状況

所 管 府 省	農林水産省
基 金 名	革新的研究開発推進基金
基 金 事 業 名	ムーンショット型農林水産研究開発事業
基金の造成法人等	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 生物系特定産業技術研究支援センター (BRAIN)
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築	
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： ・研究推進法人は、交付要綱に基づき、基金残高、収入・支出及びその内訳、実施決定件数・実施決定額、保有割合等を農林水産大臣に報告。農林水産省は、報告内容を点検し、基金の規模が過大となっていないことを確認。 実施時期：令和4年6月 ・研究推進法人は科技イノベーションに基づき、農林水産大臣に対し前年度の業務報告書を提出。 実施時期：令和4年9月 ・農林水産大臣は、科技イノベーションに基づき、研究推進法人から提出された業務報告書に意見を付して、国会に報告を実施。 実施時期：令和4年11月 https://www.affrc.maff.go.jp/docs/moonshot/attach/pdf/moonshot-14.pdf ・研究推進法人において外部有識者によるプロジェクト評価を実施。 実施時期：令和4年10月 ・研究推進法人においてプロジェクト評価結果を踏まえ、外部有識者によるプログラム評価(事業全体のマネジメント状況の評価)を実施。 実施時期：令和4年11月</p>

	<p>毎年9月末：研究推進法人は、科技イノベ法に基づき、毎事業年度終了後6カ月以内に農林水産大臣あてに当該事業年度の業務報告書を提出する。</p> <p>毎年11月頃：農林水産大臣は、科技イノベ法に基づき、研究推進法人から提出された業務報告書に意見を付して、国会に報告を行う。 上記内容は農林水産省ホームページで公表する。</p> <p>注：プロジェクトの採択は毎年度ではなく必要に応じたタイミングで実施する。</p> <p><実施体制> 農林水産省： ・研究推進法人が実施する評価に係る外部有識者の指名、評価結果に基づく指導・監督、ポートフォリオ見直し案の承認。 生研支援センター（研究推進法人）： ・プログラム及び各プロジェクトの進捗管理、農林水産省が指名した外部有識者からなる評価委員会の設置・開催、ポートフォリオの見直し等。 内閣府戦略推進会議： ・目標の達成に向けて、全体俯瞰的な視点から助言を行う。内閣府副大臣を座長とし外部有識者で構成。</p> <p>②四半期ごとの基金残高等の公表： ・各四半期の支出額、交付決定件数、交付決定額と各四半期末時点の基金残高について、期末後1か月以内を目途に、法人のHPにおいて公表。</p>
(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	<p>・研究推進法人は、12月～1月の毎年度評価結果に基づき、3月頃にポートフォリオの見直しを行なう。</p> <p>・ポートフォリオの見直しに当たっては、評価結果を踏まえてプロジェクトの継続、加速・減速、変更、終了等を行うこととしており、目標達成に向けて効果的な予算配分が行われる仕組みとなっている。</p>
(4) 外部専門家の知見を	<p>・本事業は、公募により任命したPDが目標達成に向けたポートフォリオ案を戦</p>

	<p>・研究推進法人は農林水産省に対し評価結果を報告。農林水産省は評価結果を踏まえ、ポートフォリオ見直しに関する意見を通知。 実施時期：令和4年12月</p> <p>・研究推進法人は内閣府戦略推進会議に対し、評価結果及びポートフォリオの見直しに関する方向性を報告。内閣府戦略推進会議は、研究推進法人に対し、全体俯瞰的な視点から助言を実施。 実施時期：令和5年1月 https://www8.cao.go.jp/cstp/moonshot/senryakusuishin/7th/7th.html</p> <p>・研究推進法人は農林水産省からの意見及び内閣府戦略推進会議からの助言を踏まえ、ポートフォリオの見直し案を作成し、農林水産省がその承認を実施。BRAIN HPにおいて評価結果をどのようにポートフォリオに反映させたかを公表。 実施時期：令和5年3月31日 https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/moon_shot/index.html</p> <p>・研究推進法人は、交付要綱に基づき、基金残高、収入・支出及びその内訳、実施決定件数・実施決定額、保有割合等を農林水産大臣に報告。農林水産省は、報告内容を点検し、基金の規模が過大となっていないことを確認。 実施時期：令和5年6月</p> <p>・研究推進法人は科技イノベ法に基づき、農林水産大臣に対し前年度の業務報告書を提出。 実施時期：令和5年9月</p> <p>・農林水産大臣は、科技イノベ法に基づき、研究推進法人から提出された業務報告書に意見を付して、国会に報告を実施。 実施時期：令和5年11月 https://www.affrc.maff.go.jp/docs/moonshot/attach/pdf/moonshot-2.pdf</p> <p>②四半期ごとの基金残高等の公表： ・BRAIN HPで公表 公表時期：令和4年7月29日、令和4年10月26日、令和5年1月20日、令和5年4月18日、令和5年7月12日、令和5年10月24日 https://www.naro.go.jp/public_information/index.html</p>
(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	<p>・(2)のプロジェクト評価の結果、目標の達成への寄与が低いと評価された1プロジェクトについて、令和4年度限りで中止した。継続が妥当と評価されたプロジェクトについては、評価結果に基づき、研究計画の見直しを行った。</p> <p>・1プロジェクトの中止を受けて新規プロジェクトマネージャー（PM）の追加公募を実施した。追加公募により1PMを採択（令和5年7月19日）。</p> <p>・(2)のポートフォリオの見直しにおいて、 ① 国際情勢を踏まえた食料安全保障強化の動きに対応するため、関係するプロジェクトに必要経費の追加配分を行うほか ② 海外研究機関等との連携により研究の加速化が見込まれるプロジェクトに対し、必要経費を追加配分し研究内容の拡充を図るとともに、 ③ 目標達成に不可欠な分野の研究開発を新たなプロジェクトの再公募を実施した。</p>
(4) 外部専門家の知見を	<p>・研究推進法人が実施する外部評価は、農林水産省が評価委員として指名した</p>

取り入れる仕組み	<p>略的に構築し、研究開発を挑戦的かつ体系的に推進する事業である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究推進法人が実施する評価は、あらかじめ農林水産省が指名した外部有識者（大学教授、農業生産者、食品産業関係者、マスコミ、事業化支援、ベンチャーキャピタル等）が行っており、評価委員の意見は、ポートフォリオ等の見直しに反映される。研究推進法人は、評価結果をどのようにポートフォリオの見直しに反映させたのかを公表する。 内閣府戦略推進会議は、内閣府副大臣を座長、座長代理に内閣府大臣政務官とし、産業界、総合科学技術・イノベーション会議委員等の外部有識者がメンバーに加わっている。戦略推進会議からの助言は、ポートフォリオ等の見直しに反映される。戦略推進会議の議事録等は内閣府ホームページで公開している。
備 考	—

取り入れる仕組み	<p>外部有識者（大学教授、農業生産者、食品関係事業者、マスコミ、事業化支援等）により実施。評価結果は、各プロジェクトの研究計画見直しに反映させるとともに、ポートフォリオの見直しに反映させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の評価員名簿、評価結果及びポートフォリオへの反映状況を、研究推進法人のHPにて公表。 内閣府戦略推進会議は、内閣府副大臣を座長とし、産業界、総合科学技術・イノベーション会議委員等の外部有識者が委員として加わっており、委員からの助言は、ポートフォリオの見直しに反映。 戦略推進会議の議事録等は（2）で記載した内閣府HPで公表。
備 考	—

2022年5月にフォローアップしたPDCAの枠組み

所 管 府 省	経済産業省
基 金 名	グリーンイノベーション基金
基 金 事 業 名	グリーンイノベーション基金事業
基 金 の 造 成 法 人 等	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築	<p>①アクティビティ： ・プロジェクトの組成数・運用（執行額等）。</p> <p>②アウトプット： ・CO2削減効果を把握しているプロジェクト実施者の割合。 ・目標達成に向けたアプローチを特定したプロジェクト実施者の割合。 ・計画通りに取組が進捗しているプロジェクト実施者の割合。 ・プロジェクト実施者による自己負担額の合計。</p> <p>③アウトカム： 【短・中期】 ・CO2削減効果を把握しているプロジェクト数。 ・研究開発等の目標の達成見通しに合理性が認められるプロジェクト実施者の割合。 ・プロジェクト実施者による、プロジェクト期間中の関連投資額の合計。 【長期】 ・各プロジェクト成果の社会実装によって達成するCO2削減量（各プロジェクト間の重複を含む）。 ・各プロジェクトによって創出する経済波及効果（各プロジェクト間の重複を含む）。</p> <p>④インパクト： ・2050年にカーボンニュートラルを実現。 ・グリーン成長戦略の実現による290兆円の経済波及効果。</p>
	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： ＜点検・評価の流れ＞ 年 に 数 回：実施中プロジェクトごとに順次、NEDOに置く技術・社会実装推進委員会（以下、委員会）において、技術面・事業面のモニタリングを実施し、モニタリング・評価結果を公表（企業秘密等を除く）。</p> <p>毎 年 度：実施中プロジェクトごとに順次、産業構造審議会グリーンイノベーションプロジェクト部会（以下、部会）の下に置く3つの分野別WG（以下、WG）において、取組状況のモニタリングを実施し、資料・要旨等を公表（企業秘密等を除く）。</p> <p>ステージゲートの設定時期：委員会において事業継続の判断</p> <p>必要に応じて：部会における「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」変更の審議及び「分野別資金配分方針」の改定、WGにおける各プロジェクトの「研究開発・社会実装計画」変更の審議等。</p>
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： ・実施中プロジェクトごとに順次、NEDOに置く技術・社会実装推進委員会（以下、委員会）において、技術面・事業面に関する進捗を確認し、産業構造審議会グリーンイノベーションプロジェクト部会（以下、部会）の下に置く3つの分野別ワーキンググループ（以下、WG）において、確認内容を報告した（企業秘密等を除く）。</p> <p>実施実績：令和4年度中に計11回 令和5年度中（10月末時点）に計8回</p> <p>＜確認内容の報告＞ グリーン電力の普及促進等分野WG https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/green_innovation/green_power/index.html エネルギー構造転換分野WG https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/green_innovation/</p>

構築したPDCAの枠組みに基づく事業の取組状況

所 管 府 省	経済産業省
基 金 名	グリーンイノベーション基金
基 金 事 業 名	グリーンイノベーション基金事業
基 金 の 造 成 法 人 等	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築 ※前回から変更あり	<p>①アクティビティ： ・プロジェクトの組成・運用・見直し。</p> <p>②アウトプット： ・実施者が決定した研究開発項目数。 ・プロジェクト担当課室が社会実装に向けて政策面での取組を実施したプロジェクト数。</p> <p>③アウトカム： 【短期】 ・ステージゲート審査を経て継続されることとなった研究開発項目数及び各項目のプロジェクト実施者数。 ・国際的競争力を有すると合理的に認められた研究開発項目数及び各項目のプロジェクト実施者数。 ・プロジェクト実施者による自己負担額の総和。</p> <p>【中期】 ・当初の目標を達成したもしくは達成する見通しが高い研究開発項目数及び項目のプロジェクト実施者数。 ・国際的競争力を有すると合理的に認められた研究開発項目数及び各項目のプロジェクト実施者数。 ・プロジェクト実施者による、プロジェクト期間中の関連投資額の総和。</p> <p>【長期】 ・目標とするCO2削減効果に達したプロジェクト数。 ・カーボンニュートラルに向けて技術を確認し、事業実施上の選択肢となった研究開発項目数。 ・各プロジェクトによって創出する経済波及効果の総和（各プロジェクト間の重複を含む）。</p> <p>④インパクト： ・2050年にカーボンニュートラルを実現への貢献。 ・グリーン成長戦略の実現による290兆円の経済波及効果への貢献。</p>
	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： ・実施中プロジェクトごとに順次、NEDOに置く技術・社会実装推進委員会（以下、委員会）において、技術面・事業面に関する進捗を確認し、産業構造審議会グリーンイノベーションプロジェクト部会（以下、部会）の下に置く3つの分野別ワーキンググループ（以下、WG）において、確認内容を報告した（企業秘密等を除く）。</p> <p>実施実績：令和4年度中に計11回 令和5年度中（10月末時点）に計8回</p> <p>＜確認内容の報告＞ グリーン電力の普及促進等分野WG https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/green_innovation/green_power/index.html エネルギー構造転換分野WG https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/green_innovation/</p>
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： ・実施中プロジェクトごとに順次、NEDOに置く技術・社会実装推進委員会（以下、委員会）において、技術面・事業面に関する進捗を確認し、産業構造審議会グリーンイノベーションプロジェクト部会（以下、部会）の下に置く3つの分野別ワーキンググループ（以下、WG）において、確認内容を報告した（企業秘密等を除く）。</p> <p>実施実績：令和4年度中に計11回 令和5年度中（10月末時点）に計8回</p> <p>＜確認内容の報告＞ グリーン電力の普及促進等分野WG https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/green_innovation/green_power/index.html エネルギー構造転換分野WG https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/green_innovation/</p>

	<p>毎年6月末：NEDOが、交付要綱に基づき、毎事業年度、基金残高、収入・支出及びその内訳、実施決定件数・実施決定額、保有割合等を経済産業大臣に報告。当該報告を受け、経産省は執行状況を踏まえて基金の規模が過大となっていないか等について検証。</p> <p>毎年11月頃：経済産業大臣が、科技イノベ法に基づき、NEDOから提出された業務報告書に意見を付して、国会に報告。</p> <p><実施体制> 経済産業省： ・部会及びWGの事務局、「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」の作成、担当省庁のプロジェクト担当課室との調整等。 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）： ・基金の管理・運用、公募・審査・採択・契約／交付・検査・支払に係る事務、委員会の事務局、WGへのプロジェクトの進捗報告等。 部会： ・「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」変更の審議、「分野別資金配分方針」の作成・変更、プロジェクト中止意見の最終決議等。 WG： ・各プロジェクトの「研究開発・社会実装計画」変更の審議、プロジェクトの取組状況の確認・改善点の指摘・中止意見・部会への報告等。</p> <p>②四半期ごとの基金残高等の公表： ・各四半期の支出額・交付決定額と各四半期末時点の基金残高について、期末後1か月以内を目途に、経済産業省のHPにおいて公表。</p>
--	---

	<p>energy_structure/index.html 産業構造転換分野WG https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/green_innovation/industrial_restructuring/index.html</p> <p>・WGにおいて、実施中プロジェクトごとに順次、取組状況のモニタリングを実施し、資料・要旨等を公表している（企業秘密等を除く）。 実施実績：令和4年度中に計11回 令和5年度中（10月末時点）に計8回</p> <p><実施中プロジェクトの取組状況のモニタリングの実施> グリーン電力の普及促進等分野WG https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/green_innovation/green_power/index.html エネルギー構造転換分野WG https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/green_innovation/energy_structure/index.html 産業構造転換分野WG https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/green_innovation/industrial_restructuring/index.html ※<確認内容の報告>に示したURLと同一。</p> <p>・WGは、各プロジェクトにおける取組状況のモニタリング・評価の結果を取りまとめ、部会へ報告した。 実施実績：令和5年10月23日 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/green_innovation/012.html</p> <p>・必要に応じて、部会において「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」変更及び「分野別資金配分方針」の改定に係る審議、並びにWGにおいて各プロジェクトの「研究開発・社会実装計画」変更に係る審議等を行っている。</p> <p><「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」変更に係る審議> 第5回グリーンイノベーションプロジェクト部会（令和3年9月17日） https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/green_innovation/005.html 第7回グリーンイノベーションプロジェクト部会（令和4年3月18日） https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/green_innovation/007.html 第8回グリーンイノベーションプロジェクト部会（令和4年11月10日） https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/green_innovation/008.html 第9回グリーンイノベーションプロジェクト部会（令和5年1月26日～2月1日） https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/green_innovation/009.html</p> <p><「分野別資金配分方針」の改定に係る審議> 第4回グリーンイノベーションプロジェクト部会（令和3年8月17日） https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/green_innovation/004.html 第6回グリーンイノベーションプロジェクト部会（令和3年12月14日） https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/green_innovation/006.html 第7回グリーンイノベーションプロジェクト部会（令和4年3月18日）</p>
--	--

(3)進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	<ul style="list-style-type: none"> 基金事業全体については、レビューシートや基金シートを通じて定量的評価を行っていくとともに、不定期に部会において審議を行い、その内容を必要に応じて経済産業省において「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」に反映するほか、NEDOでの事業運営に反映していくこととする。 基金を活用して実施する個別の事業については、WGにおいて経営者のコミットメントを含めた事業推進体制が不十分であると判断した場合、企業等に対して改善点を指摘する。改善点が指摘された事業年度の翌事業年度においても、十分な対応が見られない場合には、WGは、事業の中止に係る意見を決議し、部会の最終決定を経て、NEDOは、この意見を踏まえて、企業等に対して委託費等の一部返還等を求めることとしている。 経済産業省及び担当省庁のプロジェクト担当課室は、プロジェクトの進捗状

	<p>https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/green_innovation/007.html 第10回グリーンイノベーションプロジェクト部会（令和5年2月2日） https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/green_innovation/010.html 第11回グリーンイノベーションプロジェクト部会（令和5年5月24日） https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/green_innovation/011.html</p> <p><各プロジェクトの「研究開発・社会実装計画」変更に係る審議> グリーン電力の普及促進等分野WG https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/green_innovation/green_power/index.html エネルギー構造転換分野WG https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/green_innovation/energy_structure/index.html 産業構造転換分野WG https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/green_innovation/industrial_restructuring/index.html ※<確認内容の報告>に示したURLと同一。</p> <ul style="list-style-type: none"> NEDOが、交付要綱に基づき、毎事業年度、基金残高、収入・支出及びその内訳、実施決定件数・実施決定額、保有割合等を経済産業大臣に報告した。当該報告を受け、経済産業省は基金に関する基準に基づき、執行状況を踏まえて基金の規模が過大となっていないか等について検証した。 実施実績：令和4年6月末 実施実績：令和5年6月末 経済産業大臣が、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）に基づき、NEDOから提出された業務報告書に意見を付して、国会に報告した。 実施実績：令和4年11月頃 <p><令和3年度特定公募型研究開発業務に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見（令和4年11月25日）> https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/gian_hokoku/20221125nedogreen.pdf/\$File/20221125nedogreen.pdf</p> <p>②四半期ごとの基金残高等の公表： ・経済産業省HP 公表時期：令和5年3月17日、令和5年6月26日、令和5年7月27日、令和5年10月31日 https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/kikinn_PDCA.html</p>
(3)進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	<ul style="list-style-type: none"> 基金事業全体については、レビューシートや基金シートを通じて定量的評価を行っていくとともに、不定期に部会において審議を行い、その内容を必要に応じて経済産業省において「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」に反映するほか、NEDOでの事業運営に反映している。 (2)①における「グリーンイノベーション基金事業の基本方針」変更の審議>参照 基金を活用して実施する個別の事業については、WGにおいて経営者のコミットメントを含めた事業推進体制が不十分であると判断した場合、企業等に対して改善点を指摘し、改善点が指摘された事業年度の翌事業年度においても、十分な対応が見られない場合には、WGは、事業の中止に係る意見を決議し、部

	<p>況や当該技術の国際動向等を踏まえ、部会及びWGにおける必要な議論を経て、既存プロジェクトの加速・拡充・中止・縮小、新規プロジェクトの組成等を行う。</p>
<p>(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み</p>	<p>・各プロジェクトの進捗確認を行うWGには、技術・経営・新規事業・金融等の知見を有する専門家がメンバーに加わっており分野横断的な体制を構築している。議論の際には、NEDOの委員会での評価結果や最新の政策動向・技術動向等</p>

	<p>会の最終決定を経て、企業等に対して委託費等の一部返還等を求める仕組みを構築している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省及び担当省庁のプロジェクト担当課室は、プロジェクトの進捗状況や当該技術の国際動向等を踏まえ、部会及びWGにおける必要な議論を経て、既存プロジェクトの加速・拡充・中止・縮小、新規プロジェクトの組成等を行うこととしている。 ・(2)①における「分野別資金配分方針」の改定>のとおり、部会において、分野別資金配分方針を議論し、改定を行っている。 ・また、既存プロジェクトの加速・拡充・中止・縮小、新規プロジェクトの組成等については、各ワーキンググループにおいて、議論の上、公表した。 <p><既存プロジェクトの加速・拡充・中止・縮小、新規プロジェクトの組成等> 第14回エネルギー構造分野WG：既存プロジェクトの加速・拡充 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/green_innovation/energy_structure/index.html 第11回産業構造分野WG：新規プロジェクトの組成 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/green_innovation/industrial_restructuring/011.html 第12回産業構造分野WG：実施者の申し出に基づき、プロジェクトの一部（国費負担分の上限が90億円）について取組を中止 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/green_innovation/industrial_restructuring/012.html 第13回産業構造分野WG：新規プロジェクト（事業総額（国費負担額のみ）上限325.1億円）の組成 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/green_innovation/industrial_restructuring/013.html 第15回エネルギー構造分野WG：既存プロジェクトの加速・拡充 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/green_innovation/energy_structure/015.html 第16回産業構造分野WG：既存プロジェクトの加速・拡充 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/green_innovation/industrial_restructuring/016.html 第17回エネルギー構造分野WG：既存プロジェクトの加速・拡充 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/green_innovation/energy_structure/017.html 第6回グリーン電力の普及促進等分野WG：既存プロジェクトの加速・拡充 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/green_innovation/green_power/006.html 第7回グリーン電力の普及促進等分野WG：新規プロジェクトの組成 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/green_innovation/green_power/007.html 第18回エネルギー構造分野WG：既存プロジェクトの加速・拡充 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/green_innovation/energy_structure/018.html 第19回産業構造分野WG：既存プロジェクトの加速・拡充 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/green_innovation/industrial_restructuring/019.html 第20回産業構造分野WG：既存プロジェクトの加速・拡充 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/green_innovation/industrial_restructuring/020.html</p>
<p>(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み</p>	<p>・各プロジェクトの組成及びモニタリングを行うWGには、技術・経営・新規事業・金融等の知見を有する専門家により構成されており、分野横断的な体制を構築している。また、モニタリングの際には、NEDOの委員会での評価結果や最新</p>

	<p>も各所から情報提供することとしている。</p> <p>・また、部会及びWGにおける審議内容については、議事要旨・議事録等の審議内容を外部に公開している（ただし、特別の事情があり一部非公表で審議を行う場合は、配付資料・議事録の該当部分は非公表とする）。</p>
備 考	—

	<p>の政策動向・技術動向等について、各所から情報提供を行っている。</p> <p>・また、部会及びWGにおける審議内容については、議事要旨・議事録等により外部に公開している（ただし、企業秘密に関する情報を含むなどの事由により一部非公表で審議を行う場合は、配付資料・議事録の該当部分は非公表としているが、議事要旨にポイントを記載することとしている。）。</p> <p><部会及びWGにおける審議内容></p> <p>グリーンイノベーションプロジェクト部会 https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/green_innovation/index.html</p> <p>グリーン電力の普及促進等分野WG https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/green_innovation/green_power/index.html</p> <p>エネルギー構造転換分野WG https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/green_innovation/energy_structure/index.html</p> <p>産業構造転換分野WG https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/green_innovation/industrial_restructuring/index.html</p> <p>※分野別WGについては、(2)〈モニタリング・評価結果〉に示したURLと同一。</p>
備 考	—

所 管 府 省	経済産業省
基 金 名	国内投資促進基金
基 金 事 業 名	サプライチェーン対策のための国内投資促進事業
基 金 の 造 成 法 人 等	一般社団法人 環境パートナーシップ会議
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築	<p>①アクティビティ： ・生産拠点の集中度が高い製品・部素材、又は国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材に係る国内生産拠点等の整備に対する支援。</p> <p>②アウトプット： ・国内生産拠点等整備事業の実施。</p> <p>③アウトカム： ・本事業によるサプライチェーン強靱化を目的とした国内投資の促進。</p> <p>④インパクト： ・我が国サプライチェーンの強靱化に貢献する。</p>
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： ＜点検・評価の流れ＞ 毎月(4月～翌年3月)：経済産業省、基金設置法人、事務局の3者で打合せを行い、個別補助事業の進捗状況の点検・確認を行う。 4月：基金設置法人は、実施要領に基づき、毎年度、基金の額、基金事業に係る収入・支出及びその内訳、基金事業の実施決定件数・実施決定額・保有割合、保有割合の算出根拠等について経済産業大臣へ報告を行う。 4～6月頃：経済産業省は、執行状況を踏まえて基金の規模が過大となっていないか等について検証を行う。 10月頃：基金設置法人は基金設置法人のHPにおいて執行状況等を公表する。</p> <p>＜実施体制＞ 経済産業省： ・実施要領等の基金全体方針の作成。 ・基金設置法人及び事務局への指導・監督。等 一般社団法人環境パートナーシップ会議（基金設置法人）： ・基金の管理・運用。 ・個別補助事業者への支払い。 ・事務局への指導・監督。等 みずほりサーチ&テクノロジーズ株式会社（事務局）： ・補助事業の公募・審査・採択。 ・個別補助事業の進捗管理（交付決定、確定検査等）。等</p> <p>②四半期ごとの基金残高等の公表： ・各四半期の支出額・交付決定額や各四半期末時点の基金残高等について、期末後1か月以内を目途に、基金設置法人のHPにおいて公表する方向で調整中。</p>

所 管 府 省	経済産業省
基 金 名	国内投資促進基金
基 金 事 業 名	サプライチェーン対策のための国内投資促進事業
基 金 の 造 成 法 人 等	一般社団法人 環境パートナーシップ会議
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築 ※前回から変更あり	<p>①アクティビティ： 生産拠点の集中度が高い製品・部素材、又は国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材に係る国内生産拠点等の整備に対する支援</p> <p>②アウトプット： 国内生産拠点等整備事業の実施</p> <p>③アウトカム： 本事業によるサプライチェーン強靱化を目的とした国内投資の促進</p> <p>④インパクト： 我が国製造業の滞りない生産活動による製品の確保等を図ることで、サプライチェーンの分断リスクの低減や医療・衛生関連製品の円滑な供給を促進し、強靱な経済構造の構築に貢献する</p>
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： ・経済産業省、基金設置法人、事務局の3者で打合せを行い、個別補助事業の進捗状況の点検・確認を行った。 実施時期：毎月</p> <p>・基金設置法人が、実施要領に基づき、各年度末における基金の額、基金事業に係る収入・支出及びその内訳、基金事業の実施決定件数・実施決定額・保有割合、保有割合の算出根拠等について経済産業大臣へ報告。 実施時期：令和4年4月、令和5年4月</p> <p>・経済産業省において、執行状況を踏まえて基金の規模が過大となっていないか等について検証した。 実施時期：令和4年4～6月、令和5年4月～6月</p> <p>・3次公募の採択審査委員会（学識経験者から成る第三者会議）において、1次2次公募の採択案件の進捗状況について報告し、3次公募の補助事業の採択審査を実施した。 実施時期：令和4年5～6月</p> <p>・基金設置法人において執行状況を公表した。 公表時期：令和4年10月 https://epc.or.jp/wp-content/uploads/2013/08/2022supplychain.pdf 公表時期：令和5年10月 https://epc.or.jp/wp-content/uploads/2013/08/2023supplychain_r.pdf</p> <p>・令和5年2月公募の採択審査委員会（学識経験者から成る第三者会議）において、1次2次3次公募の採択案件の進捗状況について報告し、令和5年2月公募の補助事業の採択審査を実施した。 実施時期：令和5年4月～5月</p>

(3)進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	・個別補助事業の進捗管理や基金事業全体の執行状況等の把握により、我が国サプライチェーンの一層の強靱化に向けて効率的・効果的に基金事業が実施されるよう適時適切な指導監督を行う。
(4)外部専門家の知見を取り入れる仕組み	・本基金事業の目的を達成するためには、サプライチェーンの強靱化に資する効果の高い事業を採択することが重要であるところ、補助事業を採択するに当たっては、事務局に設置した各産業界分野の学識経験者から成る第三者委員会で審査を行っている。また、第三者委員会に対して基金事業の執行状況を適時に報告し、必要な助言等を得ることとしており、第三者委員会の知見を取り入れる形での進捗管理を行っている。
備 考	—

	②四半期ごとの基金残高等の公表： ・一般社団法人環境パートナーシップ会議HP 公表時期：令和4年7月29日、10月31日、令和5年1月31日、4月28日、7月31日、10月31日 https://epc.or.jp/fund_dept/q_kikin/release
(3)進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	・個別補助事業の進捗管理や基金事業全体の執行状況等の把握により、我が国サプライチェーンの一層の強靱化に向けて効率的・効果的に基金事業が実施されるよう適時適切な指導監督を行った。
(4)外部専門家の知見を取り入れる仕組み	・本基金事業の目的を達成するためには、サプライチェーンの強靱化に資する効果の高い事業を採択することが重要であるところ、令和4年度に行った3次公募、令和5年度に行った2月公募においても、補助事業を採択するに当たり、事務局に設置した各産業界分野の学識経験者から成る第三者委員会で審査を行った。 ・また、第三者委員会に対して基金事業の執行状況を報告し、第三者委員会の知見を取り入れる形での進捗管理を行った。
備 考	—

2022年5月にフォローアップしたPDCAの枠組み

所 管 府 省	経済産業省
基 金 名	ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金
基 金 事 業 名	ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業
基 金 の 造 成 法 人 等	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築	<p>①アクティビティ： ・ポスト5G情報通信システムや当該システムで用いられる半導体等の関連技術、先端半導体の製造技術の開発に取り組む事業者に対して委託又は助成金の交付を行う。</p> <p>②アウトプット： ・採択件数。</p> <p>③アウトカム： ・短期：有識者の意見に基づき開発テーマごとに設定した目標の達成。 ・中期・長期：本事業で開発した技術の実用化率50%以上（累計）。</p> <p>④インパクト： ・我が国のポスト5G情報通信システムの開発・製造基盤を強化し、超低遅延や多数同時接続が可能な通信インフラの普及を強力に促すとともに、工場や自動車といった多様な産業用途への活用を目指す。</p>
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： <点検・評価の流れ> ・NEDOにおいて、随時、研究開発の実施者と緊密に連携し、各開発テーマの研究開発の進捗状況を把握。 ・NEDOにおいて、技術推進委員会を組織し、定期的（年1回程度）に評価を実施。 ・NEDOにおいて、各開発テーマの研究開発開始から終了までの中間時点を目途にステージゲート審査を実施。 ・METIにおいて、事業開始から3年程度毎に中間評価を実施。 ・METIにおいて、事業終了後に事後評価を実施。</p> <p>年間の定例サイクルは以下のとおり。 毎年6月末まで：NEDOは、実施要領に基づき、毎年度、基金の額、基金事業に係る収入・支出及びその内訳、基金事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合、保有割合の算出根拠、基金事業の目標及び目標に対する達成度等について、経済産業大臣に報告。 毎年9月末まで：NEDOは、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）に基づき、基金に係る業務に関する報告書を作成し、経済産業大臣に報告。 ⇒経済産業大臣は、報告書の提出を受けて、これに意見を付けて国会に報告。</p> <p><実施体制> METIが研究開発の方針決定等、NEDOが研究開発の進捗状況管理等、公募により採択された実施者が研究開発の実施を担う。</p> <p>②四半期ごとの基金残高等の公表： ・各四半期の支出額・交付決定額と各四半期末時点の基金残高について、期末後1か月以内を目途に、経済産業省のHPにおいて公表。併せて、基金の規模が過大となっていないか等の検証を実施。</p>

構築したPDCAの枠組みに基づく事業の取組状況

所 管 府 省	経済産業省
基 金 名	ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金
基 金 事 業 名	ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業
基 金 の 造 成 法 人 等	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築 ※前回から変更あり	<p>①アクティビティ： ・ポスト5G情報通信システムや当該システムで用いられる半導体等の関連技術、先端半導体の製造技術の開発に取り組む事業者に対して委託又は助成金の交付を行う。</p> <p>②アウトプット： ・採択件数。</p> <p>③アウトカム： ・短期：有識者の意見に基づき開発テーマごとに設定した目標を達成した割合80%以上。 ・中期・長期：本事業で開発した技術の実用化率50%以上（累計）。</p> <p>④インパクト： ・我が国のポスト5G情報通信システムの開発・製造基盤を強化し、超低遅延や多数同時接続が可能な通信インフラの普及を強力に促すとともに、工場や自動車といった多様な産業用途への活用を目指す。</p>
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： ・NEDOにおいて、随時、研究開発の実施者と緊密に連携し、各開発テーマの研究開発の進捗状況を把握した。</p> <p>・NEDOにおいて、外部専門家からなる技術推進委員会を組織し、各開発テーマにつき年1回程度、研究開発成果や事業化に向けた取組状況等について評価を実施した。開催実績は以下の通り。</p> <p>研究開発項目①ポスト5G情報通信システムの開発 第1回：令和3年5月24、25日 第2回：令和4年3月30日 第3回：令和4年9月20、21、25日 第4回：令和5年6月23日 第5回：令和5年10月13日</p> <p>研究開発項目②先端半導体製造技術の開発 第1回：令和4年10月3日、10月6日、10月18日 第2回：令和5年6月7日 第3回：令和5年6月21日 第4回：令和5年10月4日、13日 第5回：令和5年10月27日</p> <p>研究開発項目③先導研究 第1回：令和3年10月22日 第2回：令和4年3月17、18、23日 第3回：令和4年3月15日 第4回：令和4年3月30日 第5回：令和4年10月3日 第6回：令和5年4月10日、12日、17日 第7回：令和5年8月2日 第8回：令和5年10月4日</p>

(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	・ステージゲート審査を通過しなかった開発テーマについては、審査後3か月を目途に研究開発を終了する。また、当該審査を通過した開発テーマについても、審査結果を踏まえ、必要に応じ、研究開発の加速、縮小、実施体制の変更（例：再構築、統合等）、実施形態の変更等を行う。
(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み	・経済産業省において設置される採択審査委員会（公募に対する応募提案に関して、施策目的との合致性等の観点から一次審査を実施）、NEDOにおいて設置される採択審査委員会（公募に対する応募提案に関して、技術面等の観点から二次審査を実施）、技術推進委員会（開発テーマについて定期的（年1回程

	<p>・NEDOにおいて、各開発テーマの研究開発開始から終了までの中間時点を目途に外部専門家からなるステージゲート審査を実施した。開催実績は以下のとおり。</p> <p>研究開発項目①ポスト5G情報通信システムの開発 第1回：令和3年8月20日 第2回：令和4年1月12、13日 第3回：令和4年11月7日 第4回：令和5年1月30日 第5回：令和5年5月10日 第6回：令和5年6月23日 第7回：令和5年9月25日</p> <p>研究開発項目②先端半導体製造技術の開発 第1回：令和5年3月24日 第2回：令和5年6月7日</p> <p>研究開発項目③先導研究 第1回：令和3年11月25日 第2回：令和4年5月13日、20日 第3回：令和4年10月27日 第4回：令和4年11月7日 第5回：令和5年1月30日</p> <p>・METIにおいて、令和4年度に、本事業全体の評価として外部専門家による中間評価を実施した。開催実績は以下のとおり。今後3年程度毎に中間評価を実施予定。また基金事業の終了時には事後評価を実施予定。</p> <p>第1回評価検討会（令和4年11月30日） https://www.meti.go.jp/policy/tech_evaluation/c00/C0000000R04/221130_post5g_1st/221130_post5g_1st.html 第2回評価検討会（令和5年2月9日） https://www.meti.go.jp/policy/tech_evaluation/c00/C0000000R04/220202_post5g_2nd/post5g_2nd.html 第65回 産業構造審議会 産業技術環境分科会 研究開発・イノベーション小委員会 評価ワーキンググループ https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/kenkyu_innovation/hyoka_wg/065.html</p> <p>②四半期ごとの基金残高等の公表： ・経済産業省HP 公表時期：令和5年3月17日、令和5年6月26日、令和5年7月27日、令和5年10月31日 https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/kikinn_PDCG.html</p>
(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	・ステージゲート審査にて通過した51テーマについては、金額や研究計画の精査の上、研究開発期間後半の予算を措置した。
(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み	・経済産業省商務情報政策局が事務局となって開催している「半導体・デジタル産業戦略検討会議」において、半導体・デジタル産業に関する産業政策の方向性について、有識者、企業関係者、関係省庁が集まり、情報共有、意見交換を行った。令和4年度以降の開催実績は以下のとおり。

	<p>度)に評価を実施し、開発目標の達成見通しを把握するとともに、予算の必要性や実施体制の妥当性を精査)、ステージゲート審査委員会(開発テーマの研究開発開始から終了までの期間の中間時点を目途に、研究開発の進捗や成果、情勢変化を踏まえた最新の事業化見通しとこれに向けた取組状況、費用対効果等に係る総合的な評価を行い、必要に応じ、研究開発の加速、縮小、実施体制の変更、実施形態の変更等を実施。)については、いずれも外部有識者で構成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間評価、事後評価については今後行うこととしているが、外部有識者を交えて検討することを想定。
備 考	—

	<p>令和4年4月14日：デジタル産業基盤のサプライチェーン強靱化に向けて https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/joho/conference/semicon_digital/0005.html 令和4年7月20日：次世代の情報処理基盤の構築に向けて https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/joho/conference/semicon_digital/0006.html 令和4年12月19日：半導体・デジタル産業戦略の現状と今後 https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/joho/conference/semicon_digital/0007/0007.html 令和5年4月3日：半導体・デジタル産業戦略(改定案) https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/joho/conference/semicon_digital/0008/0007.html 令和5年5月30日：半導体・デジタル産業戦略(改定案) https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/joho/conference/semicon_digital/0009/0009.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募した案件については、外部専門家で構成される採択審査委員会により採択に係る審査を行った。令和4年度以降の開催実績は以下のとおり。 <p>令和4年6月：①(e2) 端末向け低消費電力コンピューティング技術の開発 ②(c1) EUV露光装置向けベリクル技術開発 ②(c2) EUV露光装置向け次世代フォトレジスト技術開発 令和4年10月：②(d1) 高集積最先端ロジック半導体の製造技術開発 令和4年12月：①(f1) 超分散コンピューティング技術の開発 ②(f2) 高機密データ流通技術の開発 ③(d2) 光電融合による分散型メモリセントリックコンピューティング技術開発 令和5年3月：①(c8) O-RANインテグレーション基盤技術の開発 ①(c9) O-RAN基地局シェアリング技術の開発 令和5年8月：②(e1) 次世代広帯域・低消費電力HBMの製造技術開発 令和5年9月：①(g1) 量子・スパコンの統合技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術推進委員会、ステージゲート審査委員会、中間評価については、開催実績は(2)に記載の通り。
備 考	—

2022年5月にフォローアップしたPDCAの枠組み

所 管 府 省	経済産業省
基 金 名	ムーンショット型研究開発基金
基 金 事 業 名	ムーンショット型研究開発事業
基 金 の 造 成 法 人 等	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築	<p>①アクティビティ： ・困難だが実現すれば大きなインパクトが期待される社会課題等を対象とした野心的な目標及び構想を国が策定し、挑戦的な研究開発を推進。</p> <p>②アウトプット： ・研究開発の実施。</p> <p>③アウトカム： ・温室効果ガスに対する循環技術、環境汚染物質を有益な資源に変換もしくはは無害化する技術の開発。 (測定指標) (1)2030年までに、温室効果ガスに対する循環技術を開発し、ライフサイクルアセスメント (LCA) の観点からも有効であることをパイロット規模で確認する。 (2)2030年までに、環境汚染物質を有益な資源に変換もしくはは無害化する技術を開発し、パイロット規模または試作品レベルで有効であることを確認する。</p> <p>④インパクト： ・地球環境再生に向けた持続可能な資源循環を実現。 ・2050年までに、資源循環技術の商業規模のプラントや製品を世界的に普及させる。</p>
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： ＜点検・評価の流れ＞ おおむね 4か月ごと：国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「研究推進法人」という。）は、プログラムを統一的に指揮・監督するプログラムディレクター（PD）、プロジェクトマネージャー（PM）、外部専門家による会議を開催し、採択したプロジェクトの進捗確認を実施。年度末の会議ではPMの自己評価について外部専門家が評価。会議での指摘事項については次回の会議で検討結果を報告。</p> <p>1 月 頃：PMによる各プロジェクトの自己評価結果を踏まえ、研究推進法人はプログラム評価を実施。（毎年度自己評価を実施。3年目及び5年目は外部評価も実施。）</p> <p>2 月 頃：研究推進法人は、プログラム評価結果を内閣府が設置するムーンショット型研究開発制度に係る戦略推進会議（以下「戦略推進会議」という。）及び経済産業省に報告。</p> <p>3 月 頃：研究推進法人は、プログラム評価結果や戦略推進会議の助言を踏まえて、PDと協議のうえでポートフォリオ（プロジェクトの構成や資源配分等の方針をまとめたマネジメント計画）の見直しを実施し、その後、どのように反映したかを公表。</p> <p>6 月 末：研究推進法人は、基金実施要領に基づき、基金の額、収入・支出及びその内訳、実施決定件数・額、保有割合及びその算出根拠、目標に対する達成度等について、経済産業大臣に報告。</p> <p>9 月 末：研究推進法人は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（以下、「科技イノベ活性化法」という。）及び基金実施要領に基づき、基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該年度の終</p>

構築したPDCAの枠組みに基づく事業の取組状況

所 管 府 省	経済産業省
基 金 名	ムーンショット型研究開発基金
基 金 事 業 名	ムーンショット型研究開発事業
基 金 の 造 成 法 人 等	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築	
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： ・研究推進法人は、基金実施要領に基づき、基金の額、収入・支出及びその内訳、実施決定件数・額、保有割合及びその算出根拠、目標に対する達成度等について、経済産業大臣に報告した。 実施時期：令和4年6月 令和5年6月</p> <p>・研究推進法人は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（以下、「科技イノベ活性化法」という。）及び基金実施要領に基づき、基金に係る業務に関する報告書を作成し、経済産業大臣に提出した。 実施時期：令和4年9月 令和5年9月</p> <p>・経済産業大臣は、科技イノベ活性化法に基づき、研究推進法人から提出された報告書に意見を付して、国会に報告した。 実施時期：令和4年11月 https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/gian_hokoku/20221125nedomoonshot.pdf/\$File/20221125nedomoonshot.pdf</p> <p>・研究推進法人は外部専門家による会議を開催し進捗確認を実施した。 実施時期：令和4年2月（第一回マネジメント会議） 令和4年3月（第一～四分科会） 令和4年6月（第一～四分科会） 令和4年9月（第二回マネジメント会議、第一～四分科会）</p>

	<p>了後6ヶ月以内に経済産業大臣に提出。 11月頃：経済産業大臣は、科技イノベーション活性化法に基づき、研究推進法人から提出された報告書に意見を付して、国会に報告。</p> <p>また、第1四半期に、点検・評価を踏まえて、基金の規模が過大となっていないか等の検証を実施。</p> <p><実施体制> 総合科学技術・イノベーション会議： ・ムーンショット目標を決定。 ・プログラムの継続・終了を決定。 戦略推進会議： ・研究推進法人からの進捗報告を受け、研究全体俯瞰的な視点から助言。 経済産業省： ・ムーンショット目標達成のための研究開発構想を策定。 研究推進法人： ・研究開発構想の実現に向け、PDの任命・指導・監督、PM及びプロジェクトの公募・採択、ポートフォリオの決定、評価を実施。</p> <p>②四半期ごとの基金残高等の公表： ・各四半期の支出額・交付決定額と各四半期末時点の基金残高について、期末後1か月以内を目途に、経済産業省のHPにおいて公表</p> <p>※特記事項： 基金の性質上、プロジェクトの採択は毎年度ではなく必要に応じたタイミングで実施する。支払いは複数年度にわたり行う。</p>
(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	<p>・研究推進法人は、プログラム評価結果や戦略推進会議の助言を踏まえて、PDと協議のうえで、プロジェクトの継続、加速・減速、変更、終了等のポートフォリオの見直しを実施する。(2~3月頃)</p>
(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み	<p>(2) ①を参照</p>
備考	—

	<p>令和5年3月（第一～五分科会） 令和5年6月（第二～五分科会） 令和5年7月（第一分科会）</p> <p>・研究推進法人においてプロジェクトの自己評価結果を踏まえ、外部専門家によるプログラム評価（事業全体のマネジメント状況の評価）を実施した。 実施時期：令和4年10月 https://www.nedo.go.jp/introducing/iinkai/ZZBF_100575.html</p> <p>・研究推進法人は、プログラム評価結果を内閣府が設置するムーンショット型研究開発制度に係る戦略推進会議（以下「戦略推進会議」という。）及び経済産業省に報告した。 実施時期：令和5年1月</p> <p>・研究推進法人は、プログラム評価結果や戦略推進会議の助言を踏まえて、PDと協議のうえでポートフォリオ（プロジェクトの構成や資源配分等の方針をまとめたマネジメント計画）の見直しを実施し、公表した。 実施時期：令和5年1月 https://www8.cao.go.jp/cstp/moonshot/senryakusuishin/7th/7th.html</p> <p>②四半期ごとの基金残高等の公表： ・経済産業省HP 公表時期：令和5年3月17日、令和5年6月26日、令和5年7月27日、令和5年10月31日 https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/kikin_PDC.html</p>
(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	<p>・研究推進法人は、プログラム評価結果や戦略推進会議の助言を踏まえて、PDと協議のうえで、プロジェクトの継続、加速・減速、変更、終了等のポートフォリオの見直しを実施し、評価対象13件の内、継続（一部中止）3件、中止3件とし、選択と集中を強化。</p> <p>・ポートフォリオの見直しについて ①DAC開発の重点化、他プロジェクトとの連携、早期実用化が見込まれる個別事業について、加速予算を配分。 ②ムーンショット目標と研究開発の進捗状況を踏まえ、目標達成に向けて貢献が低いと判断された個別事業については予算の削減または中止とした。尚、中止となった事業の研究開発成果については、ムーンショット以外での適用（スピリアウト）を指示。</p>
(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み	<p>・プロジェクトの分野に応じた専門家による委員会を設置し、4か月毎に各プロジェクトから研究進捗の報告を行うとともに委員からの助言を受けた。</p> <p>・研究推進法人が実施する外部評価は、評価委員として指名した外部専門家により実施した。</p> <p>・令和4年度の外部評価員名簿、議事録等は、(2)で記載した研究推進法人のHPにて公表。</p> <p>・戦略推進会議は、内閣府副大臣を座長とし、産業界、総合科学技術・イノベーション会議委員等の外部有識者が委員として加わり、委員から助言を受けた。</p> <p>・戦略推進会議の議事録等は(2)で記載した内閣府HPで公表。</p>
備考	—

2022年5月にフォローアップしたPDCAの枠組み

所 管 府 省	経済産業省
基 金 名	先端半導体生産基盤整備基金
基 金 事 業 名	先端半導体の国内生産拠点の確保
基 金 の 造 成 法 人 等	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築	<p>①アクティビティ： ・法律に基づく認定を受けた先端半導体生産施設整備等計画の実施に必要な資金の補助。</p> <p>②アウトプット： ・助成金の交付。</p> <p>③アウトカム： 【短期・中期】 (生産施設付近の成果) ・助成金交付先の半導体生産施設が整備され生産が継続的に行われる、先端的な設備更新が進む、当該半導体の専門知識が生産施設に蓄積される、助成金交付先の生産施設における半導体生産により経済波及効果が生じる。 【長期】 (日本全体の成果) ・当該半導体の取引企業の技術開発が高度化する、当該半導体に係る専門知識が取引企業にも蓄積される。</p> <p>④インパクト： (日本全体) ・半導体の産業基盤を国内に再興する、半導体の調達がレジリエントな日本を作る。</p>
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： ＜点検・評価の流れ＞ ・本施策は、5G促進法（※1）に基づいて実施されるもの。2022年3月に改正法を施行し、先端半導体の生産施設整備及び生産に関する計画について、法律に基づく認定申請の受付を開始したところ。 ・同改正法は、施行後3年を目途として、施行の状況について検討を加える。 ・同年3月にNEDOに造成された基金については下記の通りの流れを想定。</p> <p>6月 末：NEDOは、実施要領に基づき、毎事業年度、基金残高、基金に係る収入・支出及びその内訳、実施決定件数・実施決定額、保有割合等を経済産業大臣に報告する。経産省は、執行状況を踏まえて基金の規模が過大となっていないか等について検証。</p> <p>9月 末：NEDOは、NEDO法（※2）に基づき経済産業大臣あてに当該事業年度の業務報告書を提出する。</p> <p>11月 頃：経済産業大臣は、NEDO法に基づき、NEDOから提出された業務報告書に意見を付して、国会に報告を行う。</p> <p>12月 末：NEDOは、実施要領に基づき、5G促進法第29条第1号に基づく助成金の交付状況（特定半導体基金事業費に係る分）について経済産業大臣に報告する。</p> <p>・なお、2022年3月時点で認定を受けた計画はないため、政策効果を計測するタイミングは、今後検討。</p>

構築したPDCAの枠組みに基づく事業の取組状況

所 管 府 省	経済産業省
基 金 名	特定半導体基金
基 金 事 業 名	先端半導体の国内生産拠点の確保
基 金 の 造 成 法 人 等	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築 ※前回から変更あり	<p>①アクティビティ： ・法律に基づく認定を受けた先端半導体生産施設整備等計画の実施に必要な資金の補助。</p> <p>②アウトプット： ・助成金の交付。</p> <p>③アウトカム： 【短期・中期】 ・国内で生産施設整備（先端的な設備更新）が完了し、当該生産施設で特定半導体が安定的に生産される。 【長期】 ・2030年に、国内で半導体を生産する企業の合計売上高（半導体関連）として、15兆円超を実現。その内、 ①先端ロジック半導体 国内で半導体を生産する企業の先端ロジック半導体に関する合計売上高として、1.5兆円超を実現する。 ②先端メモリ半導体 国内で半導体を生産する企業の先端メモリ半導体に関する合計売上高の世界シェア25%を目指す。</p> <p>④インパクト： (日本全体) ・半導体の産業基盤を国内に再興する、半導体の調達がレジリエントな日本を作る。</p>
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： ・本施策は、5G促進法（※1）に基づいて実施されるもの。令和4年3月に改正法を施行し、先端半導体の生産施設整備及び生産に関する計画について、法律に基づく認定申請の受付を開始。 ・同改正法は、施行後3年を目途として、施行の状況について検討を加える。 ・同年3月にNEDOに造成された基金については下記の通りの流れで実施。</p> <p>・NEDOは、実施要領に基づき、基金残高、基金に係る収入・支出及びその内訳、実施決定件数・実施決定額、保有割合等を経済産業大臣に報告した。経産省は、執行状況を踏まえて基金の規模が過大となっていないか等について検証した。 実施時期：令和4年6月末、令和5年6月末</p> <p>・NEDOは、NEDO法（※2）に基づき経済産業大臣あてに当該事業年度の業務報告書を提出した。 実施時期：令和4年9月末、令和5年9月末</p> <p>・経済産業大臣は、NEDO法に基づき、NEDOから提出された業務報告書に意見を付して、国会に報告を行った。 実施時期：令和4年11月 (令和4年11月25日「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構令和3年度特定半導体基金事業に関する報告書及び同報告書に付する経済産業大臣の意見」)</p>

	<p>※1 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律</p> <p>※2 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法</p> <p><実施体制></p> <p>経済産業省：</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（特定半導体生産施設整備等関係）の適切な執行（計画認定を含む）。 「先端半導体の国内生産拠点の確保」事業の検証。 <p>新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）：</p> <ul style="list-style-type: none"> 先端半導体基盤整備基金の適切な事業実施（助成金交付を含む）、管理、運用。 <p>②四半期ごとの基金残高等の公表：</p> <ul style="list-style-type: none"> 各四半期の支出額・交付決定額と各四半期末時点の基金残高について、期末後1か月以内を目途に、経済産業省のHPにおいて公表
(3)進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	<ul style="list-style-type: none"> 本施策は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に基づいて実施されるもの。法律に基づく認定を受けた計画が出てくれば、当該計画を行う事業者は、NEDOに助成金の交付申請を行うことが可能となり、交付決定されれば、順次、助成金の交付を受けられる。
(4)外部専門家の知見を取り入れる仕組み	<ul style="list-style-type: none"> 政策効果を測定するにあたっては、委託調査事業により外部有識者と連携・協力する予定。
備 考	—

	<p>https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/gian_hokoku/20221125nedohandotai.pdf/\$File/20221125nedohandotai.pdf</p> <ul style="list-style-type: none"> NEDOは、実施要領に基づき、5G促進法第29条第1号に基づく助成金の交付状況（特定半導体基金事業費に係る分）について経済産業大臣に報告した。 実施時期：令和4年12月末 令和4年夏までに認定をした計画につき、経済面の効果に係るEBPM分析を実施した。 <p>※1 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律</p> <p>※2 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法</p> <p>②四半期ごとの基金残高等の公表：</p> <ul style="list-style-type: none"> 経済産業省HP 公表時期：令和5年3月17日、令和5年6月26日、令和5年7月27日、令和5年10月31日 https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/kikinn_PDCA.html
(3)進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	<ul style="list-style-type: none"> 本施策は、5G促進法に基づいて実施されるもの。5G促進法に基づく認定を受けた計画を実施する事業者は、NEDOに助成金の交付申請を行い、交付決定されれば、順次、助成金の交付を受ける。 認定実績： 令和4年度 3件 計 6,154億円 令和5年度 1件 計 1,670億円 認定事業者が認定計画に従って事業を実施していない場合は、認定計画を取り消し、必要に応じて助成金の返還を求めるとしており、経済産業省がこれまで認定した計画については、計画に従って適切に事業を実施していることを確認している。
(4)外部専門家の知見を取り入れる仕組み	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の経済面の効果に係るEBPM分析を独立行政法人経済産業研究所(RIETI)をアドバイザーとして、委託調査事業により実施。 https://www.meti.go.jp/policy/policy_management/EBPM_kensyo/index.html
備 考	—

2023年5月にフォローアップしたPDCAの枠組み

所 管 府 省	経済産業省
基 金 名	経済安全保障重要技術育成基金
基 金 事 業 名	経済安全保障重要技術育成プログラム（ビジョン実現型）
基 金 の 造 成 法 人 等	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築	<p>①アクティビティ： 国のニーズを踏まえてシーズを育成するための研究開発ビジョンに基づき、我が国が確保すべき先端的な重要技術の研究開発から実証・実用化までを支援</p> <p>②アウトプット： 研究開発課題毎の評価のタイミングにおいて、達成目標を達成した割合</p> <p>③アウトカム： 民生利用のみならず、成果の活用が見込まれる関係府省において公的利用につなげる</p> <p>④インパクト： 技術・産業競争力の向上 我が国独自の優位性、ひいては不可欠性の確保</p>
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： <点検・評価の流れ> ・研究代表者は、自己評価を毎年実施するものとし、これをPD又はPOに報告する。</p> <p>・FAIは、担当するPD又はPOと協議の上、適切な外部評価体制を構築し、研究開発課題の評価を実施する。外部評価の実施時期は、原則、研究開発の開始から3年目及び当該研究開発の終了年とするが、さらに5年を超えて継続する研究開発課題については終了年までの間に1回以上設けるものとする。具体的な時期については、担当するPD・POが採択時点でマイルストーンを含む研究計画とともに調整した上で、FAが決定するものとする。</p> <p>・PD等は、外部評価の結果をプログラム会議に報告する。</p> <p>・今回構築したPDCAの枠組みの下、以下、適切に事業を進めている。</p> <p>・「経済安全保障重要技術育成プログラムの運用に係る基本的考え方について」を決定 実施時期：令和4年6月17日 https://www8.cao.go.jp/cstp/enzen_anshin/20220617_kihonteki.pdf</p> <p>・「経済安全保障重要技術育成プログラム 研究開発ビジョン（第一次）」及び「経済安全保障重要技術育成プログラムの運用・評価指針」を決定 実施時期：令和4年9月16日 https://www8.cao.go.jp/cstp/enzen_anshin/2_vision.pdf https://www8.cao.go.jp/cstp/enzen_anshin/20220617_kihonteki.pdf</p> <p>・研究開発ビジョン（第一次）に基づく研究開発構想を順次決定等（内閣府と共に経済産業省担当分として全8構想を決定等） 実施時期：令和4年10月21日、12月27日、令和5年3月10日 https://www8.cao.go.jp/cstp/enzen_anshin/kprogram.html</p>

構築したPDCAの枠組みに基づく事業の取組状況

所 管 府 省	経済産業省
基 金 名	経済安全保障重要技術育成基金
基 金 事 業 名	経済安全保障重要技術育成プログラム
基 金 の 造 成 法 人 等	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築 ※前回から変更あり	<p>①アクティビティ： 国のニーズを踏まえてシーズを育成するための研究開発ビジョンに基づき、我が国が確保すべき先端的な重要技術の研究開発から実証・実用化までを支援</p> <p>②アウトプット： 研究開発ビジョンの達成及び研究開発構想の実現に向け実施した研究開発プロジェクト数</p> <p>③アウトカム： 研究開発ビジョンの達成及び研究開発構想の実現に向けた研究開発成果の創出及び公的利用や民生利用に向けた成果展開（見直しを含む）</p> <p>④インパクト： 技術・産業競争力の向上 我が国独自の優位性、ひいては不可欠性の確保</p>
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： <点検・評価の流れ> 点検・評価の全体の流れはプログラムの運用評価・指針等により以下定めている。</p> <p>・研究代表者は、自己評価を毎年実施するものとし、これをPD又はPOに報告する。</p> <p>・FAIは、担当するPD又はPOと協議の上、適切な外部評価体制を構築し、研究開発課題の評価を実施する。外部評価の実施時期は、原則、研究開発の開始から3年目及び当該研究開発の終了年とするが、さらに5年を超えて継続する研究開発課題については終了年までの間に1回以上設けるものとする。具体的な時期については、担当するPD・POが採択時点でマイルストーンを含む研究計画とともに調整した上で、FAが決定するものとする。</p> <p>・PD等は、外部評価の結果をプログラム会議に報告する。</p> <p>・今回構築したPDCAの枠組みの下、以下、適切に事業を進めている。</p> <p>・「経済安全保障重要技術育成プログラムの運用に係る基本的考え方について」を決定した。 実施時期：令和4年6月17日 https://www8.cao.go.jp/cstp/enzen_anshin/20220617_kihonteki.pdf</p> <p>・「経済安全保障重要技術育成プログラム 研究開発ビジョン（第一次）」及び「経済安全保障重要技術育成プログラムの運用・評価指針」を決定した。 実施時期：令和4年9月16日 https://www8.cao.go.jp/cstp/enzen_anshin/2_vision.pdf https://www8.cao.go.jp/cstp/enzen_anshin/20220617_kihonteki.pdf</p> <p>・研究開発ビジョン（第一次）に基づく研究開発構想を順次決定等した（内閣府と共に経済産業省担当分として全8構想を決定等） 実施時期：令和4年10月21日、12月27日、令和5年3月10日 https://www8.cao.go.jp/cstp/enzen_anshin/kprogram.html</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発構想に基づく公募を開始 実施時期：令和4年12月5日、令和5年1月31日、2月10、21日（以降順次） https://www.nedo.go.jp/activities/k-program.html <p><実施体制> 内閣府及び経済産業省： ・内閣府は「経済安全保障重要技術育成プログラムに係るプログラム会議」を開催し、研究開発ビジョン等に関する検討を実施。内閣府及び文部科学省は、研究開発ビジョンの達成に向け、関係府省と協力して研究開発構想を作成。 https://www8.cao.go.jp/cstp/anzen_anshin/kprogram.html</p> <p>新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）： ・PD・POの任命、研究開発課題の採択、課題の評価を実施。</p> <p>②四半期ごとの基金残高等の公表： ・経済産業省HP 公表時期：期末後1か月以内目途下記URLにて公表予定 https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/kikinn_PDCA.html</p>
(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	<ul style="list-style-type: none"> ・外部評価結果は、当該研究開発課題の予算配分を含めた研究計画に反映する（加速、減速、中止を含む）。 ・FAIは、外部評価の結果やプログラム会議の指摘・助言を踏まえて、PD・POと協議した上で、研究開発課題の継続、終了等（ポートフォリオの見直し等）を決定する。
(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発ビジョン等に関しては、経済安全保障を担当する国務大臣及び内閣府特命担当大臣（科学技術政策）を中心に検討を進めることとし、両大臣は共同の主宰により、学識経験者等及び関係府省から構成される「経済安全保障重要技術育成プログラムに係るプログラム会議」を開催する。 https://www8.cao.go.jp/cstp/anzen_anshin/kprogram.html ・NEDOが担当する各プロジェクトの運営については、NEDOが構築する外部評価体制（外部有識者や外部専門家から構成）により採択審査、評価等を実施する。
備考	—

	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発構想に基づく公募を開始した。 実施時期：令和4年12月5日、令和5年1月31日、2月10、21日、4月17日 ・プロジェクトの採択を公表した。 実施時期：令和5年3月27日以降 https://www.nedo.go.jp/activities/k-program.html ・「経済安全保障重要技術育成プログラム 研究開発ビジョン（第二次）」を決定した。 実施時期：令和5年8月28日 https://www8.cao.go.jp/cstp/anzen_anshin/siryol.pdf ・研究開発ビジョン（第二次）等に基づく研究開発構想を決定した（内閣府と共に経済産業省担当分として全10構想を決定）。 実施時期：令和5年10月20日 https://www8.cao.go.jp/cstp/anzen_anshin/kprogram.html ・今後、開始された研究開発プロジェクトについて、上述の運用・評価指針等に基づき、研究開発の進捗評価を実施していく。 <p><実施体制> 内閣府及び経済産業省： ・内閣府は「経済安全保障重要技術育成プログラムに係るプログラム会議」を開催し、研究開発ビジョン等に関する検討を実施。内閣府及び文部科学省は、研究開発ビジョンの達成に向け、関係府省と協力して研究開発構想を作成。 https://www8.cao.go.jp/cstp/anzen_anshin/kprogram.html</p> <p>新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）： ・PD・POの任命、研究開発課題の採択、課題の評価を実施。</p> <p>②四半期ごとの基金残高等の公表： ・経済産業省HP 公表時期：令和5年7月27日、令和5年10月31日 https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/kikinn_PDCA.html</p>
(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	<ul style="list-style-type: none"> ・外部評価結果は、当該研究開発課題の予算配分を含めた研究計画に反映する（加速、減速、中止を含む）。 ・FAIは、外部評価の結果やプログラム会議の指摘・助言を踏まえて、PD・POと協議した上で、研究開発課題の継続、終了等（ポートフォリオの見直し等）を決定する。
(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発ビジョン等に関しては、経済安全保障を担当する国務大臣及び内閣府特命担当大臣（科学技術政策）を中心に検討を進めることとし、両大臣は共同の主宰により、学識経験者等及び関係府省から構成される「経済安全保障重要技術育成プログラムに係るプログラム会議」を開催している。 https://www8.cao.go.jp/cstp/anzen_anshin/kprogram.html ・NEDOが担当する各プロジェクトの運営については、NEDOが構築する外部評価体制（外部有識者や外部専門家から構成）により採択審査、評価等を実施している。
備考	—

2022年5月にフォローアップしたPDCAの枠組み

所 管 府 省	経済産業省
基 金 名	国内投資促進基金
基 金 事 業 名	ワクチン生産体制強化のためのバイオ医薬品製造拠点等整備事業
基 金 の 造 成 法 人 等	一般社団法人環境パートナーシップ会議
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築	<p>①アクティビティ： ・今後の変異株や新たな感染症への備えとして、有事はワクチン製造に切り替えられるデュアルユース設備を支援。 (1) ワクチン製造拠点 補助率：9/10以内 (2) 治験薬製造拠点、製剤化・充填拠点、部素材 補助率：大企業2/3以内、中小企業3/4以内</p> <p>②アウトプット： ・平時にバイオ医薬品を製造し、有事にワクチンを製造する拠点等の整備。 測定指標：R9年度 整備した拠点数 ・ワクチン製造に不可欠な部素材の製造拠点の整備。 測定指標：R9年度 整備した拠点数</p> <p>③アウトカム： ・今後の新たに発生しうる感染症の状況に応じた、国民に必要な幅広いモダリティを含むワクチンの国内生産体制の確保。 測定指標：R9年度 製造可能なワクチンのモダリティの種類と生産能力</p> <p>④インパクト： ・今後の変異株や新たな感染症の発生時に国内で迅速にワクチン製造を開始できる体制を構築する。</p>
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： <点検・評価の流れ> ・毎年4月、基金設置法人から、基金事業にかかる収支状況等の報告を受け、執行状況を踏まえて基金の規模が過大となっていないか等について検証。 ・半年に1回程度、補助事業者から補助事業の実施状況について報告。 ・補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の終了後8年間を報告期間と定め、補助事業者は「事業継続状況等報告書」を提出。 ・定期的に、第三者委員会に対して補助事業の進捗状況を報告し、助言等を得る。</p> <p><実施体制> ・基金設置法人は一般社団法人環境パートナーシップ会議。 ・事務局はみずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社（基金設置法人から委託）。 ・事務局からの再委託先として株式会社サーベイリサーチセンター。</p> <p>②四半期ごとの基金残高等の公表： ・各四半期の支出額・交付決定額や各四半期末時点の基金残高等について、期末後1か月以内を目途に、基金設置法人のHPにおいて公表する方向で調整中。</p>
(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	・(2) ①の補助事業の実施状況についての報告を受け、実施状況に応じて改善を指導する等、効率的な予算執行を行う。

構築したPDCAの枠組みに基づく事業の取組状況

所 管 府 省	経済産業省
基 金 名	国内投資促進基金
基 金 事 業 名	ワクチン生産体制強化のためのバイオ医薬品製造拠点等整備事業
基 金 の 造 成 法 人 等	一般社団法人環境パートナーシップ会議
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築	
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： ・基金設置法人から、基金事業にかかる収支状況等の報告を受け、収支状況等を把握した。 実施時期：半年に1回</p> <p>・個別事業の採択審査を実施した。 一次公募 実施時期：令和4年5～8月 二次公募 実施時期：令和5年5～8月</p> <p>・審査委員会を開催し、採択案件を決定した。 一次公募 実施時期：令和4年9月 二次公募 実施時期：令和5年9月 採択後全体事業数：39件</p> <p>・一次公募は令和4年9月、二次公募は令和5年9月に採択事業者を決定し、補助金交付決定の手続を実施。補助金交付決定後、補助事業者から補助事業の実施状況について半年に1回程度の報告を受けるとともに、第三者委員会に対して定期的に補助事業の進捗状況を報告する予定。</p> <p>②四半期ごとの基金残高等の公表： ・一般社団法人環境パートナーシップ会議HP 公表時期：令和4年7月29日、10月31日、令和5年1月31日、4月28日、7月31日、10月31日 https://epc.or.jp/fund_dept/q_kikin/release</p>
(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	・今後、補助事業の進捗状況を踏まえ、補助事業者に対しては実施状況に応じた改善を指導する等、効率的な予算執行を行っていく予定。

(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み	・補助事業の採択審査における第三者委員会において、外部有識者（ワクチン、バイオ医薬品の製造分野の専門家等を4～5名程度）の知見を取り入れる。 また、定期的に、第三者委員会に対して補助事業の進捗状況を報告し、助言等を得る。
備 考	—

(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み	・外部有識者で構成される審査委員会を令和4年9月及び令和5年9月に開催し、採択案件を決定。補助金交付決定後、審査委員会委員に対して補助事業の進捗状況を定期的に報告し、助言等を得る予定。
備 考	—

2022年5月にフォローアップしたPDCAの枠組み

所 管 府 省	経済産業省
基 金 名	国内投資促進基金
基 金 事 業 名	蓄電池の国内生産基盤確保のための先端生産技術導入・開発促進事業
基 金 の 造 成 法 人 等	一般社団法人環境パートナーシップ会議
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築	<p>①アクティビティ： ・先進的な蓄電池・材料・部材の大規模な生産拠点の整備及び生産基盤を活用した研究開発支援。 ・大規模なリサイクル拠点の確保及び設備を活用した研究開発支援。</p> <p>②アウトプット： ・整備された蓄電池・材料・部材の生産拠点数（事業件数）。 ・整備されたリサイクル拠点数（事業件数）。</p> <p>③アウトカム： ・整備された蓄電池の生産能力。 ・整備されたリサイクル能力。</p> <p>④インパクト： ・2050年カーボンニュートラル実現のため、電動車の普及拡大を進める。</p>
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： ＜点検・評価の流れ＞ 5月以降：補助事業の選定（審査・採択・交付）。 毎年4月：基金設置法人から、基金事業にかかる収支状況等の報告を受け、執行状況を踏まえて基金の規模が過大となっていないか等について検証する。 また、翌年度以降毎年度2回ずつ、 ・基金設置法人が経済産業省に対して基金管理に関する指標等の報告をして、経済産業省で内容を確認する。 ・事務局から補助事業者に補助事業の進捗状況についてのヒアリングを実施し、事業の進捗を確認した上で、必要に応じて効果分析を行う。</p> <p>また、事業全体の進捗について、定期的に第三者委員会等に補助要件の適切性や事業の進捗状況を適時報告し、助言を得る。</p> <p>＜実施体制＞ 経済産業省： ・基金管理、運用についての監督。 一般社団法人環境パートナーシップ会議： ・基金管理に関する指標等の確認。 ・経済産業省への報告。 野村総合研究所： ・補助事業者へのヒアリングの実施と効果分析。</p> <p>②四半期ごとの基金残高等の公表： ・各四半期の支出額・交付決定額や各四半期末時点の基金残高等について、期末後1か月以内を目途に、基金設置法人のHPにおいて公表する方向で調整中。</p>
(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	<p>・令和3年度から令和4年度にかけて2回予定している公募において、予算全額を交付決定する予定であるため、進捗評価を受けた予算配分を実施することは想定していない。</p> <p>・半年に一度実施する補助事業者からの事業の進捗に関するヒアリング等を通じ、必要に応じて、補助事業者に対して、進捗に関する指摘を行うほか、基</p>

構築したPDCAの枠組みに基づく事業の取組状況

所 管 府 省	経済産業省
基 金 名	国内投資促進基金
基 金 事 業 名	蓄電池の国内生産基盤確保のための先端生産技術導入・開発促進事業
基 金 の 造 成 法 人 等	一般社団法人 環境パートナーシップ会議
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築	
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： ・令和4年5月～12月にかけて個別事業を順次選定。同年6月（一次公募）、同年11月（二次公募）に採択審査委員会を実施し、採択事業を決定した。（全22件）</p> <p>・令和5年10月に、基金設置法人から実施要領に基づき、基金事業にかかる収支状況等について経済産業大臣あて報告があり、当該報告に関して確認・検証を行った。</p> <p>・令和4年5月～12月にかけて採択案件を決定し、令和5年度までにすべての案件について交付決定を行った。今後、半年に1回程度を予定している、補助事業者から事業の進捗状況や実施状況などのヒアリング等を通じ報告を受けるとともに、第三者委員会等に対しその内容を報告した上で、助言を得る予定。</p> <p>・基金の見直しを実施し、交付決定した事業のみを事業費として見込み、使用見込みの低い基金（不用額）については、令和5年度中に国庫返納を行う予定。</p> <p>②四半期ごとの基金残高等の公表： ・一般社団法人環境パートナーシップ会議HP 公表時期：令和4年7月29日、令和4年10月31日、令和5年1月31日 令和5年4月28日、令和5年7月31日、令和5年10月31日 https://epc.or.jp/fund_dept/q_kikin/release</p>
(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	<p>・本事業は、その体制上、進捗評価を受けた予算配分を実施することは想定していないが、個別補助事業の進捗管理や基金事業全体の執行状況等の把握により、効率的・効果的に基金事業が実施されるよう適時適切な指導監督を行った。</p>

	<p>金設置法人から基金管理に関する報告を受け、基金の適正管理の観点から適切な予算の執行を行う。</p>
(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業の採択段階において事務局に設置した第三者委員会（独立行政法人、大学等に所属する蓄電池・材料・リサイクルや企業経営等に知見を持つ学識経験者や専門家等の外部有識者により構成）による審査を実施するほか、補助事業の内容に変更等が生じた場合、第三者委員会に変更点について諮ることとしている。 ・また、事業全体の進捗について、定期的に第三者委員会等に補助要件の適切性や事業の進捗状況を適時報告し、助言を得る。
備 考	—

	<ul style="list-style-type: none"> ・半年に一度実施する補助事業者からの事業の進捗に関するヒアリング等を通じ、必要に応じて、補助事業者に対して、進捗に関する指摘等を行うほか、金設置法人から基金管理に関する報告を受け、基金の適正管理の観点から適切な予算の執行を行う。 なお、ヒアリング等については、今後実施する予定。
(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・外部有識者で構成される採択審査委員会を令和4年6月（一次公募）、同年11月（二次公募）に実施し、採択案件の決定を行った。また、令和5年度までに全案件交付決定を行ったところであり、補助事業内容変更については現時点で発生していない。 ・今後補助事業者から事業の進捗状況や実施状況などのヒアリング等を通じ報告を受けるとともに、第三者委員会等に対しその内容を報告した上で、助言を得る予定。
備 考	—

2022年5月にフォローアップしたPDCAの枠組み

所 管 府 省	経済産業省
基 金 名	革新的研究開発推進基金
基 金 事 業 名	創薬ベンチャーエコシステム強化事業
基 金 の 造 成 法 人 等	国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED)
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築	<p>①アクティビティ： ・AMEDが認定したVCより出資を受けた創薬ベンチャーに対し、前臨床～治験第2相期の実用化開発等を支援。</p> <p>②アウトプット： ・創薬ベンチャーの実用化開発の促進。</p> <p>③アウトカム： ・本事業に採択され、次の臨床フェーズを迎える創薬ベンチャーが5割以上。 ・本事業に採択され、EXIT等を達成する創薬ベンチャーが2割以上 (EXIT等：治験第2相期終了、製薬企業へのライセンスアウト、IPO、M&A)。 ・AMED事業開始前(令和3年度)と比較して、本事業に認定されたVCによる創薬ベンチャーへの投資額が2倍。</p> <p>④インパクト： ・優良ベンチャーの起業の発掘・育成、認定VCの能力・投資規模の拡大、リターンの向上、連続起業家の育成を含め、我が国における創薬ベンチャーエコシステム全体の底上げを図る。</p>
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： ＜点検・評価の流れ＞ 毎年6月末：AMEDは、研究・経営評議会の意見も踏まえ、当該事業年度における業務の実績について自ら評価を実施。 毎事業年度終了後3か月以内に主務大臣(内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣)あてに評価結果を提出するとともに、公表。 毎年8月頃：日本医療研究開発機構審議会において、業務実績に係る自己評価について意見交換等を実施。 毎年9月頃：AMEDの自己評価を踏まえ、主務大臣による業務の実績に関する評価を実施。 毎年9月末：AMEDは、科技イノベ法に基づき、毎事業年度終了後6か月以内に主務大臣あてに当該事業年度の業務報告書を提出。 毎年11月頃：内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣は、科技イノベ法に基づき、AMEDから提出された業務報告書に意見を付して、国会に報告。国会報告は内閣府ホームページで公表。</p> <p>※各四半期の支出額・交付決定額と各四半期末時点の基金残高について、各期末後2か月以内を目途に、AMED HPにおいて公表。</p> <p>※第一四半期に、AMEDから基金事業にかかる収支状況等の報告を受け、執行状況を踏まえて基金の規模が過大となっていないか等について検証。</p> <p>※また、AMEDは、事業における課題評価として、研究開発予定期間が5年以上である課題について、研究開発開始後3年程度を目安として「課題評価委員会」による中間評価を実施し、研究開発計画の達成度等を評価。また、課題終了後に事後評価等を実施。</p>

構築したPDCAの枠組みに基づく事業の取組状況

所 管 府 省	経済産業省
基 金 名	革新的研究開発推進基金
基 金 事 業 名	創薬ベンチャーエコシステム強化事業
基 金 の 造 成 法 人 等	国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED)
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築	
(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： ・創薬ベンチャーエコシステム強化事業ベンチャーキャピタル評価委員会及び課題評価委員会において、採択(応募)課題に係る事前、中間及び事後評価を行った。 実施時期：令和4年4月4日、5月11日、6月1、2日、8月31日、9月6日、10月14日、11月4、9日、令和5年3月15日、4月19、20日、5月11、12日、6月12、29、30日、9月11、20日、10月30日</p> <p>・研究・経営評議会は、業務の実績に係るAMEDによる自己評価に当たり意見を述べた。 実施時期：令和4年6月9日</p> <p>・AMEDは、研究・経営評議会の意見も踏まえ、当該事業年度における業務の実績について自ら評価を実施。毎事業年度終了後3か月以内に主務大臣(内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣)あてに評価結果を提出するとともに、公表。 公表時期：令和4年6月28日、令和5年6月8日 https://www.amed.go.jp/koukai/kouhyou.html</p> <p>・日本医療研究開発機構審議会において、業務実績に係る自己評価について意見交換等を実施。 開催時期：令和4年8月2日、令和5年8月2日</p> <p>・AMEDの自己評価を踏まえ、主務大臣による業務の実績に関する評価を実施。 実施時期：令和4年8月29日、令和5年8月25日</p> <p>・AMEDは、科技イノベ法に基づき、毎事業年度終了後6か月以内に主務大臣あてに当該事業年度の業務報告書を提出。 実施時期：令和4年9月28日、令和5年9月29日(10月18日修正)</p>

	<p><実施体制></p> <p>創業ベンチャーエコシステム強化事業 ベンチャーキャピタル評価委員会及び課題評価委員会:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AMEDに設置。アカデミア、VC出身、製薬企業出身者等の外部有識者を構成員に含む。 ・採択（応募）課題に係る事前、中間及び事後評価を行う。 <p>日本医療研究開発機構審議会（AMED）:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成26年法律第49号）第19条の規定に基づき内閣府に設置。アカデミア等の外部有識者を構成員に含む。 ・AMEDの行う研究開発の事務及び事業に関する事項を調査審議し、主務大臣に対して意見を述べる。 <p>研究・経営評議会:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AMEDに設置。アカデミア等外部有識者による会議体。 ・業務の実績に係るAMEDによる自己評価に当たり意見を述べる。 <p>②四半期ごとの基金残高等の公表:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各四半期の支出額・交付決定額と各四半期末時点の基金残高について、期末後2か月以内を目途に、法人のHPにおいて公表（なお、採択案件の支出額・交付決定額については、期末後1か月以内を目途に公表。）。
(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	・プログラムスーパーバイザー（PS）、プログラムオフィサー（PO）の下、(2)の課題評価の結果や認定VCからの活動報告等を踏まえつつ、研究開発課題の採択や予算配分、研究開発課題の進捗管理等を行う。
(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み	(2) ①を参照
備考	—

	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣は、科技イノベ法に基づき、AMEDから提出された業務報告書に意見を付して、国会に報告。 報告時期：令和4年11月25日 https://www8.cao.go.jp/hyouka/doppou/hyouka.html#R4 ・AMEDにおいて、事業における課題評価として、補助事業予定期間が5年以上である課題について、補助事業開始後3年程度を目安として「課題評価委員会」による中間評価を実施し、補助事業計画の達成度等を評価。また、課題終了後に事後評価等を実施。これらの取り組みを今後実施予定。 <p>②四半期ごとの基金残高等の公表:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AMED HP 公表時期：令和4年8月31日、11月30日、令和5年2月28日、5月30日、8月31日、11月30日 https://www.amed.go.jp/koukai/other.html
(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映	・今後、プログラムスーパーバイザー（PS）及びプログラムオフィサー（PO）の下、課題評価の結果や会議における助言等を踏まえつつ、補助事業の採択や予算配分等の見直しや、課題の進捗管理を行っていく。
(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み	(2) ①を参照
備考	—

所 管 府 省	経済産業省
基 金 名	廃炉・汚染水・処理水対策基金
基 金 事 業 名	廃炉・汚染水・処理水対策事業
基 金 の 造 成 法 人 等	公益財団法人原子力安全技術センター
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築	<p>①アクティビティ： ・福島第一原子力発電所の廃炉を進めていく上で、技術的に難易度が高く、国が前面に立って取り組む必要のある研究開発を支援。</p> <p>②アウトプット： ・廃炉・汚染水・処理水対策事業の支援実績（交付決定件数／交付決定額）。</p> <p>令和元年度：14件／140.4億円 令和2年度：9件／76億円 令和3年度：19件／157.5億円</p> <p>③アウトカム： 廃炉作業の進捗。</p> <p>【中間目標】 ・汚染水対策 目 標：2025年以内に汚染水発生量を100m³／日程度に抑制。 達成状況・実績：汚染水発生量は、2020年の平均で140m³／日に低減。</p> <p>・使用済み燃料取り出し 目 標：2031年度内に1～6号機の使用済み燃料取り出しを完了 達成状況・実績：2019年4月から3号機の使用済み燃料取り出しを開始。2021年2月に取り出し完了</p> <p>・燃料デブリ取り出し 目 標：2022年内までに初号機の燃料デブリ取り出しの開始（※） ※当初、初号機の燃料デブリ取り出しは2021年内を予定していたものの、新型コロナウイルスの影響で、1年程度後ろ倒しになる見込み。 達成状況・実績：平成30年度に実施した内部調査の結果等を踏まえ、燃料デブリを取り出す最初の号機（2号機）とその取り出し方法（ロボットアームを使って取り出す方法）を決定。2020年度は引き続きロボットアームの開発を継続。</p> <p>・廃棄物対策 目 標：2028年度内にガレキ等の屋外一時保管解消（※） ※水処理二次廃棄物及び再利用・再使用対象を除く。 水処理二次廃棄物については、並行して保管施設を設置し、屋外での一時保管を可能な限り解消する。 達成状況・実績：水処理二次廃棄物の安定的な保管のため、スラリー安定化処理設備の設置を決定。令和3年1月にスラリー安定化処理設備の設置に関して実施計画変更認可申請を規制庁に提出。現在審査中。</p> <p>【最終目標】 ・2011年から30～40年後の廃止措置終了。</p> <p>④インパクト： ・廃炉を安全かつ着実に進めることで、中長期ロードマップの大原則である「復興と廃炉の両立」を実現する。</p>

所 管 府 省	経済産業省
基 金 名	廃炉・汚染水・処理水対策基金
基 金 事 業 名	廃炉・汚染水・処理水対策事業
基 金 の 造 成 法 人 等	公益財団法人原子力安全技術センター
(1) 具体的かつ定量的なアウトカム・アウトプット指標を含むロジックモデルに基づいた政策体系の構築 ※前回から変更あり	<p>①アクティビティ： ・福島第一原子力発電所の廃炉を進めていく上で、技術的に難易度が高く、国が前面に立って取り組む必要のある研究開発を支援。</p> <p>②アウトプット： ・廃炉・汚染水・処理水対策事業の支援実績（交付決定件数／交付決定額）。</p> <p>令和元年度：14件／140.4億円 令和2年度：9件／76億円 令和3年度：19件／157.5億円 令和4年度：13件／106.2億円</p> <p>③アウトカム： 廃炉作業の進捗</p> <p>中間目標： 【汚染水対策】 目標：2025年以内に汚染水発生量を100m³／日程度に抑制 達成状況・実績：汚染水発生量は、2022年の平均で90m³／日に低減（2022年度は平年より降雨量が少なかったため目標達成状況を判断することは困難。目標を達成しているかは令和5年度以降に判断）。</p> <p>【使用済み燃料取り出し】 目標：2031年度内に1～6号機の使用済み燃料取り出しを完了 達成状況・実績：2019年4月から3号機の使用済み燃料取り出しを開始 令和3年2月に取り出し完了</p> <p>【燃料デブリ取り出し】 目標：2023年度後半目途に初号機の燃料デブリ取り出しの開始 達成状況・実績：2018年度に実施した内部調査の結果等を踏まえ、燃料デブリを取り出す最初の号機（2号機）とその取り出し方法（ロボットアームを使って取り出す方法）を決定。2022年2月より原子炉実寸大の模擬施設にてロボットアームの試験・操作訓練を実施。</p> <p>【廃棄物対策】 目標：2028年度内にガレキ等の屋外一時保管解消※ ※水処理二次廃棄物及び再利用・再使用対象を除く 水処理二次廃棄物については、並行して保管施設を設置し、屋外での一時保管を可能な限り解消する。 達成状況・実績：屋外一時保管を解消するために、2022年5月に増設雑固体廃棄物焼却設備が運用開始 最終目標：2011年から30～40年後の廃止措置終了</p>

<p>(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表</p>	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： <点検・評価の流れ> 毎年4月頃：基金設置法人から、基金事業にかかる収支状況等の報告を受け、執行状況を踏まえて基金の規模が過大となっていないか等について検証。 毎年4月頃（不定期）：外部有識者からなる評価委員会や廃炉・汚染水・処理水対策チーム／事務局会議といった枠組みを有効に活用し、成果目標の達成に向けた事業の進捗管理を実施。</p> <p><実施体制> 経済産業省： ・基金設置法人・事務局の指導・監督。 基金設置法人： ・基金の管理、運用。 事務局： ・個別事業の選定と進捗確認。</p> <p>②四半期ごとの基金残高等の公表： ・公募毎に交付決定先・額を基金設置法人のHPで1ヶ月以内を目安に公表。四半期毎に基金残高を基金設置法人のHPで1ヶ月以内を目安に公表。</p>
<p>(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映</p>	<p>・事務局に設置された原子力分野の専門家等の外部有識者からなる評価委員会や大学教授等の学識経験者や関係省庁等からなる廃炉・汚染水・処理水対策チーム／事務局会議等において、廃炉の進捗を確認し、そこで出た課題等も踏まえ、研究開発事業の内容を検討。</p>
<p>(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み</p>	<p>(2)、(3) 参照</p>
<p>備考</p>	<p>—</p>

<p>(2) 事業の進捗及び定量的指標の進捗の定期的な点検・評価並びに原則として四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表</p>	<p>①事業等の進捗の定期的な点検・評価： ・基金設置法人が、実施要領に基づき、2021、2022年度末における基金の額、基金事業に係る収入・支出及びその内訳、基金事業の実施決定件数・実施決定額・保有割合、保有割合の算出根拠等について経済産業大臣へ報告した。執行状況を公表した。 公表時期：令和4、5年4月 https://www.nustec.or.jp/project/H30hairo.html</p> <p>・大学教授等の学識経験者や関係省庁等が廃炉・汚染水・処理水対策チーム会合／事務局会議において、福島第一原発の廃炉の進捗状況について確認を行った。 実施時期：令和4、5年毎月 https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/decommissioning.html#team_jimukyoku</p> <p>②四半期ごとの基金残高等の公表： ・公益財団法人原子力安全技術センターHP 公表時期：令和4年10月20日、令和5年2月14日、4月26日、9月19日、12月1日 https://www.nustec.or.jp/project/pdf/2022hairojigyo-2.pdf</p>
<p>(3) 進捗評価を受けた、その後の予算配分への反映</p>	<p>・(2) で確認された福島第一原発の廃炉の進捗等を踏まえ、本事業において次年度実施する研究開発計画を公表した。 https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/decommissioning/committee/osensuitaisakuteam/2023/02/02/4-1.pdf</p>
<p>(4) 外部専門家の知見を取り入れる仕組み</p>	<p>・大学教授等の学識経験者や関係省庁等が廃炉・汚染水・処理水対策チーム会合／事務局会議において、福島第一原発の廃炉の進捗状況について確認を行った。 実施時期：令和4、5年毎月 https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/decommissioning.html#team_jimukyoku</p>
<p>備考</p>	<p>—</p>